平成17年度 ダイオキシン類対策特別措置法 施行状況

平成18年12月

環境省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。)の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市(政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。)計98地方公共団体からの報告に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間を対象に

- ()特定施設の届出等の状況
- ()特定施設に係る規制事務実施状況
- ()設置者による測定結果報告状況
- ()土壌汚染対策の状況
- ()都道府県・政令市における条例制定状況
- () その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。)においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可(設置・構造変更)を受け、又は届出(氏名等変更・使用廃止)を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成18年12月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

環境省水・大気環境局水環境課

環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

	.特定的	通設の届出等の状況	• • • • • • •	1
	. 特定的	毎設に係る規制事務実施状況	• • • • • • •	5
	. 設置者	省による測定結果報告状況	• • • • • • •	6
	. 土壌污	5染対策の状況	• • • • • • •	7
	. 都道府	研集・政令市における条例制定状況	• • • • • • •	7
	. そのtt		• • • • • • •	7
表	- 1	大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	•••••	9
表	- 2	水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	10
表	- 3	大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	12
表	- 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	13
表	- 5	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括 - 全国)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	14
表	- 6	大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)	• • • • • • • • •	15
表	- 7	水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令	市別)・・・・・	21
表	- 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況		
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別) · · · · · · ·	32
表	- 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況		
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別) · · · · · · ·	34
表	- 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況		
		(施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別) - 都道府県・政令市別	剖)	35
表	- 11		• • • • • • • •	
表	- 12	その他の届出等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	• • • • • • • •	42
表	- 13	適用除外等の状況(大気・水質別 - 都道府県・政令市別)	• • • • • • • •	43
表	- 14	その他の届出等の状況(大気・水質/法・瀬戸内海法別・都道府県・政会	令市別)・・・	43
表	- 1	報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係 - 全国)	• • • • • • • •	
表	- 2	命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係 - 全国)	• • • • • • • •	
表	- 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係・全国)	• • • • • • • •	45
表	- 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	• • • • • • • • •	46
表	- 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
表	- 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)	• • • • • • • • • •	50
表	- 2	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(大気・	全国)	
			• • • • • • • • •	51
表	- 3	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	52
表	- 4	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(水質・	全国)	
			• • • • • • • • •	53
表	- 5	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況		
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別) · · · · · · ·	54
表	- 6	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況		
		(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)	59

表	- 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況	
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別)・・・・・・・・・・	62
表	- 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況	
		(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)・・・・・・・・・	67
表	- 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		(大気関係・水質関係 - 全国)・・・・・・・・	69
表	- 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		(大気・水質別 - 都道府県・政令市別)・・・・・・・・・	70
表	- 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況	
		(大気関係・水質関係 - 全国)・・・・・・・・	69
表	- 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)	71
表	- 2	報告徴収及び立入検査等件数 (土壌関係 - 全国) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
表	- 3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況	
		(特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)・・・・・・・・・	72
表	- 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)	73
表	- 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法・全国) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
表	- 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)・・・・・	75
表	- 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況	
		(平成18年6月30日現在)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
表	- 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況	
		(平成18年6月30日現在)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
表	- 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況	
		(大気関係・水質関係 - 全国:平成18年6月30日現在)・・・・・・・・・	84
表	- 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		(大気関係・水質関係 - 全国:平成18年4月~6月)・・・・・・・・・	85
表	- 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		(大気・水質別 - 都道府県・政令市別:平成18年4月~6月)・・・・・・・・・	86
表	- 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等	
		(全国:平成18年4月~6月)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
表	- 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等	
		(全国:平成18年4月~6月)・・・・・・・・・・	88
表	- 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等	
		(施設種類別-都道府県・政令市別:平成18年4月~6月)・・・・・・・・	89
表	- 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等	
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成18年4月~6月)・・・・・・・・・	96

. 特定施設の届出等の状況

1.1 特定施設の届出等施設数(表 - 1 ~ 2、図1)

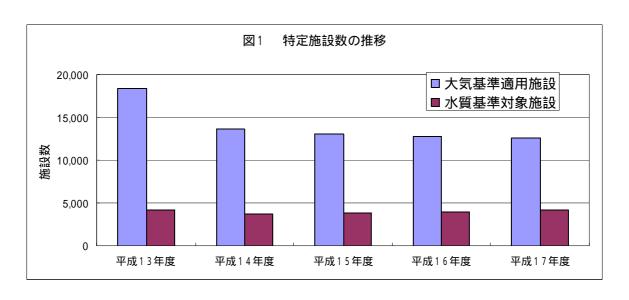
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可(みなし許可を含む。以下、同じ。)がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

平成18年3月31日において、大気基準適用施設数は12,553、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,176である。事業場数は、大気関係が9,265、水質関係が1,938である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設(以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。) 注1) を加えると、大気基準適用施設数12,580、水質基準対象施設数4,191であり、事業場数は、大気関係9,278、水質関係1,945である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度において、同年12月から 法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設(既設施設)に対する排出基準が強化さ れた。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共 に施設数が減少したが、平成17年度はほぼ前年度並であった。

注1)法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外 されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長 への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況(表 - 3~5、図2、3)

(1)大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり(表1)。

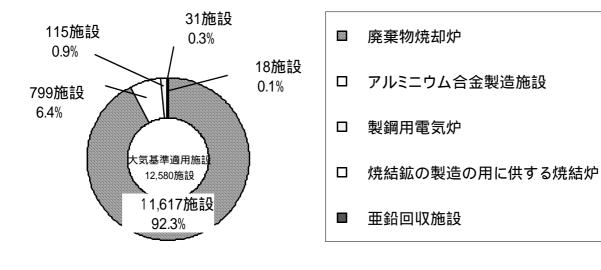
法	平成16年度末の施設数	12,768
	平成17年度中の推移	
に	設置届出[新設(法第12条第1項)]	3 4 8
に基づ	使用届出[既設(法第13条第1項)] 注2)	1 0
	規制対象規模未満への変更届出	
く 施 設	(法第14条第1項)≌३)〉 [廃止等]	5 7 3
設	使用廃止届出(法第18条)	
	平成17年度末の施設数(事業場数)	12,553
鉱 山 保 安 法 等 関 係 法 令 施 設	平成17年度末の施設数(事業場数) 注4)	2 7 (2 0)
計	平成17年度末の施設数(事業場数) 注5)	12,580

表 1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

- 注2)既設の未届施設で、平成17年度に新たに届出がなされたもの。
- 注3)法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。
- 注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出が なされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
- 注5)事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合(7事業場)があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く11,617施設であり、全体の92.3%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設799施設、製鋼用電気炉115施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類別割合(平成17年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が3,786施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が8,794施設となっている。

(2)水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出(瀬戸内海法に基づく許可等を含む。 以下、水質基準対象施設について同じ。)等の状況をまとめた。その概要は、次のと おり(表2)。

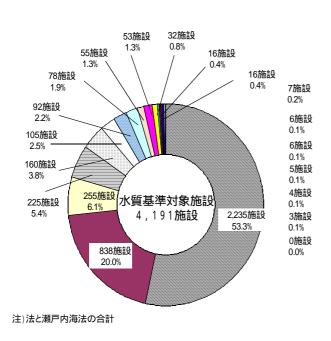
衣 2 小貝基件別家施設に係る油田寺の状況				
	平成16年度末の施設数	3,872		
	平成17年度中の推移			
法	設置届出・設置許可 ^{注6)}			
及	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	1 3 2		
び	│			
法及び瀬戸内海法に基づく施設	使用届出 注7)			
	┌ ╓ ☆ ← 法第13条第1項・	2 8 1		
海				
法	規制対象規模未満への変更届出・			
に	変更許可 注8)			
	(法第14条第1項・ 瀬戸内海法第8条第1項 → [廃止等]			
/	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	1 0 9		
施	使用廃止届出			
設	(法第18条・瀬戸内海法第9条) 🥬			
	 平成17年度末の施設数(事業場数)	4,176 (1,938)		
		15		
鉱 山 保 安法 等 関係法令施設	平成17年度末の施設数(事業場数) ^{注9)}	(1 1)		
計	平成17年度末の施設数(事業場数) 注10)	4,191 (1,945)		
L		\ , /		

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

- 注6)瀬戸内海法に基づく許可等を含む。
- 注7)従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成17年度に新たに届出がなされたものを含む。
- 注8)法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。
- 注9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出が なされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
- 注10)事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合(4事業場)があるため、合計が一致しない。

平成17年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が2,235施設、灰の貯留施設が838施設であり、合わせて、全体の73.3%を占めている。ついで、下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)が255施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種類別割合注(平成17年度末現在)



- 図 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設等
- 廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設
- □ 下水道終末処理施設
- 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設
- 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設等
- 小質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設
- □ 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素 化合物による漂白施設
- アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等
- □ フロン類の破壊の用に供する施設
- カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設
- 亜鉛の回収の用に供する精製施設等
- ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施 設等
- 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するがJを処理する 施設
- 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設等
- カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等
- クロインセン又はシクロインセンの製造の用に供する水洗施設等
- □ 2,3-ジクロロー1,4ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設等
- 硫酸かりムの製造の用に供する廃がス洗浄施設

1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況(表 -6~14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10に施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11に全国の状況を、表 - 13に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12に全国の状況を、表 - 14に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

. 特定施設に係る規制事務実施状況

2.1 規制事務の実施状況(表 - 1~3)

表 - 1 ~ 2 に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び 罰則適用件数を、表 - 3 に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質 関係別にまとめた。その概要は、次のとおり(表3)。

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係7,554件、水質関係1,289件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係45件、水質関係1件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係5,217件(口頭指導2,831件、文書指導2,386件)水質関係317件(口頭指導194件、文書指導123件)であった。

都道府県・政令市による測定(法第34条第1項)及び設置者による測定(法第28条第1項)の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設127件、水質基準適用事業場(水質基準対象施設が設置されている特定事業場)1件であり、それらのうち、46件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置(大気基準適用施設について改善命令27件、一時停止命令18件、水質基準適用事業場について改善命令1件)が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請注(1)はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定)による措置をとるべきことを要請することができる。

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	7,554	1,289
命令件数 ^{注12)}	4 5	1
指導件数 ^{注13)}	5,217	3 1 7
基準超過件数 ^{注14)}	1 2 7	1

表 3 規制事務実施状況

- 注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)。
- 注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数
- 注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況(表 - 4~5)

表 - 4 に大気基準適用施設、表 - 5 に水質基準対象施設(水質基準適用事業場)に 対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

. 設置者による測定結果報告状況

3 . 1 設置者による測定結果の報告状況(表 - 1 ~ 4)

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水(廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。)について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。 [215] その概要は、次のとおり(表4)

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、8,984施設(報告対象施設数12,422)報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、88施設(対象施設456)から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、640事業場(報告対象事業場数716) 報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は4事業場(報告対象事業場数15)から報告があった。

注15) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に 廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場 から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられて おり、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

代 · KEEICS S M C M A T N M C N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C T N M C N M M C N M C N M C N M C N M C N M C N M C N M C N M C N M C N M C							
	大気基準適用施設	水質基準適用事業場					
報告件数	8,984	6 4 0					
(報告対象数)	(12,422)	(716)					

表 4 設置者による測定結果報告状況注16)

注16) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来 した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)とした同期間における報告等の状況。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等(表 - 5~8)

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況(表 - 9、10)

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 9 に全国の状況を、表 - 10 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執 られた。

- 3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況(表-11)
- 表 11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

. 土壌汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、新たに東京都が1地域を土壌汚染対策地域に指定している。本地域については、平成18年11月末日現在、東京都が土壌汚染対策計画を策定中であり、対策計画が策定された後、当該計画に基づく事業が開始される予定である。

また、香川県が、平成17年3月に土壌汚染対策地域に指定した地域に対し、土壌汚染対策計画を新たに作成している。本地域は、対策計画に基づく事業がすでに完了し、平成17年8月12日に土壌汚染対策地域の指定が解除されている。

. 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成18年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、14地方公共団体(岩手県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・兵庫県・熊本県・横浜市、・川崎市・名古屋市・高知市)で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

. その他

- 6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況(表 1 ~ 2)
- 1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 1及び表 2に取りまとめた。
- 6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況(表 3 ~ 5)
- 2.1の表 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 3(大気基準適用施設)及び表 4(水質基準適用事業場)にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成18年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

- 6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成18年6月末までの措置状況 (表 - 6 ~ 11)
- 表 1 (大気基準適用施設)及び表 3 (水質基準適用事業場)の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 6 に全国の状況を、表 7 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成18年6月30日現在の状況について、表 - 8及び表 - 9に全国の状況を、表 - 10及び表 - 11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

大気基準適用施設		平成18年3	平成18年3月31日現在		
		特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数	
焼結鉱の製造の用に		14	31	31	
供する焼	話炉	(14)	(31)	(31)	
製鋼用電	气炉	69	115	116	
衣邺用电	:XIN	(69)	(115)	(116)	
亜鉛回収 (焙焼炉	【施設 2、焼結炉、溶鉱炉、	8	18	20	
溶解炉、乾燥炉)		(7)	(15)	(17)	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		236	799	783	
		(236)	(799)	(783)	
	4 t/h以上		1,089	1,094	
		_	(1,086)	(1,091)	
廃	2 t/h以上		1,529	1,546	
果 物	~ 4 t/h未満 	_	(1,528)	(1,545)	
廃棄物焼却炉	2 t /h未満 ^{注3)}		8,999	9,205	
炉	2 1/11木油	-	(8,979)	(9,185)	
	小計	8,951	11,617	11,845	
	ופֿינין	(8,939)	(11,593)	(11,821)	
스=		9,278	12,580	12,795	
合計		(9,265)	(12,553)	(12,768)	

注1)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1)注2)}

水質基準対象施設	平成18年3	月31日現在	【参 考】 平成17年	
が発生することは	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パル プ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩	33	92	91	
素又は塩素化合物による漂白施設	(33)	(92)	(91)	
カーバイト、法アセチレンの製造の用に供するアセチレ	41	53	53	
ン洗浄施設 	(41)	(53)	(53)	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄	0	0	0	
施設	(0)	(0)	(0)	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄	5	16	9	
施設	(5)	(16)	(9)	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するがみを処理する施設のうち	3	6	0	
廃ガス洗浄施設	(3)	(6)	(0)	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化	6	32	32	
エチレン洗浄施設 	(6)	(32)	(32)	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施	2	5	5	
設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	(2)	(5)	(5)	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に	1	4	4	
供する水洗施設、廃がス洗浄施設	(1)	(4)	(4)	
4-クロロクタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施	2	6	6	
設	(2)	(6)	(6)	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供す	0	3	3	
るろ過施設及び廃がス洗浄施設	(0)	(3)	(3)	
ジ オオサジンバイルットの製造の用に供するニトロ 化誘導体分離施設、還元誘導体分離施 設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体	1	7	7	
洗浄施設、ジオナサジンバイオレット洗浄施設及 び熱風乾燥施設	(1)	(7)	(7)	
アルミウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃がる	38	78	77	
洗浄施設、湿式集じん施設	(38)	(78)	(77)	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃が	5	16	19	
ス洗浄施設及び湿式集じん施設	(5)	(16)	(19)	

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1)注2)}

水質基準対象施設 -		平成18年3	月31日現在	【参 考】 平成17年
		特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
担体付き触媒からの金属の回収の用に供し する施設のうちろ過施設、精製施設及びし		6	225	0
9 る施設の つらら 過加 廃ガス洗浄施設	四政、何袋加政及び	(6)	(225)	(0)
	廃ガス洗浄施設、	1,090	2,235	2,250
廃棄物焼却炉に係る	湿式集じん施設 	(1,085)	(2,222)	(2,237)
廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の	灰の貯留施設	404	838	848
貯留施設であって汚 水または廃液を排出	火切削 加設	(404)	(838)	(848)
するもの	小計	1,494	3,073	3,098
	7,51	(1,489)	(3,060)	(3,085)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は		18	160	125
分離施設		(18)	(160)	(125)
 フロン類の破壊の用に供 ズマ反応施設、廃ガス		36	55	0
集じん施設	かい子が追及/文 〇・7座工((36)	(55)	(0)
下水道終末処理施設 「水質基準対象施設」	- 低ス汚水▽け廃液	219	255	255
(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液 を含む下水を処理するものに限る)		(219)	(255)	(255)
水質基準対象施設を記		35	105	103
事業場から排出される水の処理施設		(33)	(103)	(101)
수計		1,945	4,191	3,887
合計		(1,938)	(4,176)	(3,872)

- 注1)法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた 施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に 基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。
- 基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に 計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場と が重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国) 1

										鉱山保安流	去等関係法令	施設 5
		平成17年3月31日			14	条		平成18年3月31日	特定	平成17年	平成18年	
		現在の設置基数	新設	既設	規模	変更	廃止等	現在の設置基数	事業場数	3月31日	3月31日	特定
						2	3		4	現在の	現在の	事業場数
		a	b	С	C	k	е	a+b+c+d-e		設置基数	設置基数	4
焼結鉱の製造の用	に供する焼結炉	31	0	0		-	0	31	14	0	0	0
製鋼用電気炉		116	1	0		•	2	115	69	0	0	0
	焙焼炉	7	0	0		-	0	7		2	2	
	焼結炉	2	0	0	-	-	0	2		0	0	
亜鉛回収施設	溶鉱炉	3	0	0		-	1	2	7	0	0	1
	溶解炉	3	0	0		-	0	3	,	0	0	'
	乾燥炉	2	0	0		-	1	1		1	1	
	小計	17	0	0		-	2	<i>15</i>		3	3	
	焙焼炉	20	1	0		5	1	20		0	0	
アルミニウム	溶解炉	706	48	1		-	32	723	236	0	0	0
合金製造施設	乾燥炉	57	2	0		-	3	56	250	0	0	
	小計	<i>783</i>	51	1		•	<i>36</i>	<i>799</i>		0	0	
	4t/h以上	1,091	14	1	0	+1	21	1,086		3	3	
	2t/h以上~4t/h未満	1,545	20	0	-3	+3	37	1,528		1(1)	1(1)	
	2t/h未満	9,185	262	8	-9	+8	475	8,979		2(10)	20(10)	
廃棄物焼却炉	200kg/h以上~2t/h未満	3,185	45	3	-6	+3	124	3,106	8,939	12(6)	12(6)	19(7)
	100kg/h以上~200kg/h未満	3,983	160	3	-2	+4	205	3,943	0,303	6(2)	6(2)	13(1)
	50kg/h以上~100kg/h未満	1,402	36	1	-1	+0	93	1,345		2(2)	2(2)	
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)	615	21	1	0	+1	53	585		0	0	
	小計	11,821	296	9	-12	+12	533	11,593		24(11)	24(11)	
合 計		12,768	348	10	-12	+12	573	12,553	9,265	27(11)	27(11)	20(7)

- 1 法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「 」は他の区分への移行、「 + 」は他の区分からの 移行を意味する。
- 3 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の()内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)^{注1)}

		平成18年3月31日現在の設置基数					
				別表	第一		
大気基準適用施設		(計)	別表第二 ^{注2)}	法施行前	法施行後		
				設置 ^{注3)}	設置 ^{注4)}		
		a + b + c	a	b	С		
	製造の用に	31	29	_	2		
供する焼	結炉	(31)	(29)	_	(2)		
製鋼用電	· 气炉	115	104	8	3		
农邺历电	ZXIN	(115)	(104)	(8)	(3)		
亜鉛回収		18	18		0		
(焙焼炉 溶解炉、	、焼結炉、溶鉱炉、 乾燥炉)	(15)	(15)	-	(0)		
アルミニ	ウム合金製造施設	799	651		148		
(焙焼炉	、溶解炉、乾燥炉)	(799)	(651)	-	(148)		
	4 t/h以上	1,089	771	99	219		
	41/11以上	(1,086)	(770)	(97)	(219)		
廃棄	2 t/h以上	1,529	1,175	121	233		
来 物 焼	~ 4 t/h未満 	(1,528)	(1,174)	(121)	(233)		
焼 却	2 t/h未満 ^{注5)}	8,999	6,046	445	2,508		
炉	21/11水间	(8,979)	(6,037)	(440)	(2,502)		
	小計	11,617	7,992	665	2,960		
	TH. C.	(11,593)	(7,981)	(658)	(2,954)		
合計		12,580	8,794	673	3,113		
НП		(12,553)	(8,780)	(666)	(3,107)		

- 注1)大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
- 注2)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。
- 注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
- 注4)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大 気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が 適用となっている施設数。
- 注5)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
- 注6)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国) 1

					Ī		I	1	並山保安	去等関係法令	施設 5
		平成17年			法・瀬戸		平成18年3月31日	特定	平成17年	平成18年	
		3月31日現在	新設	既設	内法間の	廃止等	現在の設置基数	事業場数	3月31日	3月31日	特定
		の設置基数 a	b	С	移行 2 d	3 e	a+b+c-e	4	現在の 設置基数	現在の 設置基数	事業場数 4
硫酸塩バルブ(クラフトバルブ)又は亜硫酸バルブ 造の用に供する塩素又は塩素化合物による		91	3	0	0	2	92	33	0	0	0
カーパイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン	洗浄施設	53	0	0	2	0	53	41	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施	设	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施	设	9	7	0	0	0	16	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉が 処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	\ら発生するガスを	0	0	6	0	0	6	3	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エ	チレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設設、廃ガス洗浄施設		5	0	0	0	0	5	2	0	0	0
/加い、ソセンスはジー/加い、ソセンの製造の用に供 ガス洗浄施設		4	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する 設及び廃ガス洗浄施設		6	1	0	0	1	6	2	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する ス洗浄施設	らる過施設及び廃が のである。	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0
ジ オナサジンバイオレットの製造の用に供するニトロイト 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施 浄施設、ジオナサジンバイオレット洗浄施設及び熱	设、還元誘導体洗	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焼 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん	施設	77	5	0	0	4	78	38	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス 集じん施設		19	0	0	0	3	16	5	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供す 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	る施設のうちろ過	0	1	224	0	0	225	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,237	43	2	0	60	2,222	1,085	13(5)	13(5)	9(4)
湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	848	16	0	0	26	838	404	0	0	0
	小計	<i>3,085</i>	59	2	0	86	3,060	1,489	13(5)	13(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 物の洗浄施設及び分離施設	汚染物又はPCB処理	125	37	0	0	2	160	18	0	0	0
702類の破壊の用に供する施設のうちプラス゚ ス洗浄施設及び湿式集じん施設	マ反応施設、廃ガ	0	10	46	0	1	55	36	0	0	0
下水道終末処理施設		255	4	1	-	5	255	219	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業 水の処理施設	場から排出される	101	5	2	0	5	103	33	2	2	2
合 計		3,872	132	281	2	109	4,176	1,938	15(5)	15(5)	11(4)

¹ ダイオキシン類対策特別措置法(法)に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内海法)に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

² 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

³ 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

^{4 1}つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

⁵ 施設数欄及び事業場数欄の()内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 6 (1) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		焼結鉱の	J-40.E			N PWH N				*CSI	用電象							回収放 焙炉	尭炉		
	事業場数	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規構 表変 (e)		17年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規構 表変(e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場数	1 6 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)			廃止 (f)	17 度末 設数 (a+b e-f)
毎道	1	1					1	3	3					3							
¥県 =県								1	1					1	1						-
课								1	2					2							
県												1									+
県															1	2					
<u>课</u> 课	1	2					2	2						5		1					-
県								1	1					1							t
県	1	3					2	5	5					5							+
都		٥					3	2	3					3							+
県 県								3	1 4					1							₩
県								1	1					1							\vdash
県																					1
·県 - !県																					╁
張																					L
■県 別県																					+
県	1	3					3	4	12					12	1	1					
課 課																					╁
脐																					Γ
反府 東県	1	1					1	3 1	4 1			1		4							₭
県																					
<u>山県</u> 7県	1	-	-	-		-		-	-			1		-		-	-	-			╁
県								2	6					6							t
』県 	1	2	-	-			2					-	-					-		-	+
県	,						_	4	11	1				12							
<u>課</u> 県																					+
課																					
唱 明県															- 1						H
课								1	1					1	1						╁
県								1	,												
<u>果</u> z 果(1	1					1							₩
幜																					
島県								1	1					1							╁
郡								1	1					1							
<u>市</u> ま市								2	3					3							╁
市	1	2					2														I
兵市 奇市	1	1					1	1	4					4							⊨
市														i i							
<u>屋市</u> 『市								2	2					2							╁
市								6	11				1	10							t
<u>■市</u> 島市																					₩
州市	2	3					3	2	3					3							
市																					╄
市																					t
1市 1市												1									F
き市															1	1					t
宮市 弘市								1	1			1		1							F
市								1	1					1							İ
賀市 原市	-	1							<u> </u>												F
原巾 湯市																					t
市					\vdash			1	2	\perp		\perp	1	1							F
7市 7市																					Ħ
是市 公市				l				1	2					2							F
(中 (市								1	1					1							t
市				l –				\vdash				1									F
1市 市						L		2	5		L	<u> </u>	L	5			L	L		L	\dagger
規市				l –				\vdash				1									F
<u>阪市</u> 各市								4	5		L	<u>L</u>	L	5	1	1		L	L	L	t
市	ļ.,	_												_							F
<u>山市</u> 山市	l 1	2					2	1	2			1		2	1	1					+
市	1	4					4	2	6					6							L
<u>山市</u> 関市	1	5					5					-									⊬
松市								1	1					1							T
山市 印市												1									H
崎市																					t
市本	ļ	_																			F
<u>}市</u> 奇市	l 1	2					2					1									+
島市	i		1						•	1		1		1		1		1	1		1

表 - 6 (2) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

			焼約	吉炉						広炉					溶解	解炉					乾燥	桑炉		
	1 6 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	1 7 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	度末施 設数	新設 (b)	既設 (c)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規構 表変 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	設数	新設 (b)	既設 (c)	規模 未変(e)	廃止 (f)	1 7 年 度末 設数 (a+b+ e-f)
上海道																								
5森県 3手県	1					1	1					1												
宮城県 秋田県																								-
山形県																								
福島県 茨城県																								
栃木県 詳馬県																							 	-
奇玉県																								
<u>千葉県</u> 東京都																								
奈川県 新潟県																							-	-
富山県																								
5川県 富井県																								-
山梨県 長野県																								
吱阜県																								
静岡県 愛知県													1					1					<u> </u>	\vdash
三重県																								
京都府																								
大阪府 兵庫県	1																							1
奈良県 歌山県																								Ε
寻取県																								
根県 山県	1																							+
場県																								F
恵島県																								\vdash
野川県 受媛県																							 	\vdash
知県							1					1												
国岡県 生賀県							1					1							1					
長崎県 熊本県																							 	╁
ト分県																								
宮崎県 児島県																								T
<u>中縄県</u> 礼幌市																							-	-
山台市																								
<u>\たま市</u> F葉市																								\vdash
黄浜市 川崎市																							-	-
争岡市																								
古屋市 京都市																								
<u>、阪市</u> ≢戸市																							-	+
島市																								
九州市																								
函館市 0川市																							-	-
大田市																								
<u>『山市</u> わき市	1					1							2					2						t
都宮市																							-	\vdash
品橋市																								T
須賀市 模原市																								t
所潟市 山市	1																						\vdash	\vdash
沢市																								t
<u>野市</u> 支阜市	L	L														L								\vdash
松市																								F
同崎市																								
明市 堺市	1																							+
5槻市																								F
大阪市 路市																								
(良市 歌山市	1																							+
山市																			4					
<u>熱市</u> 山市							1				1								1				1	
下関市 高松市	-																						 	+
市山谷																								
<u> </u>	1																							\vdash
長本市																								F
大分市 宮崎市																								
児島市	1	1			l		l	1		1	l	1	1	Ì	1	1	Ì	1	ı	1	Ì	1	ı	1

表 - 6 (3) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	1		<u> </u>	収施部 計	Z.		ł			控制	尭炉			ソル	ミニウ	一 次年	z 表 這 / 確 / 如	把献		1		龄	噪炉		
	1 6 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模	(f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場数		新設 (b)	既設 (c)		廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	16年 度末施 設数	新設 (b)	既設 (c)	規模 規満 変(e)	廃止 (f)	度末施	度末施 設数	新設 (b)	既設 (c)	規模	廃止 (f)	17: 度末 設数 (a+b- e-f)
比海道							3							5					5						
森県	2					2								1				1							
手県 宮城県							1							2				- 1	2						
は田県																									
」形県 諸島県	2					2	2	1					1	4 27				2	4 25	2					
城県	1					1	9	2				1	1	31				1	30	1	1				
床県 							12	1					1	59 7				1	60 7	3					
玉県							9							26				1	39						
葉県							2							11					11	3				1	
京都 奈川県	1																								
潟県							3							8					9						
山県							17							44				1	44						
井県							3							14				3	13	1					
梨県							2							4		1			5 19	1					
野県							6							19				1	19	3					
剛県							21	4					5	84	3			5	82	7				1	
知県 重県	2					2	42 8	7					7	108 29				5	110 31	10					
賀県							5	<u> </u>						14	3				17	1					L
都府							2							4				<u> </u>	4						
阪府 庫県	1						3							14 8				1	13 8	3					
良県																									
<u>水山県</u> 取県	1	-			-					-											-				-
根県																									
山県							1							3					3						
島県口県					L		1				L			3		L		L	3		L	L			L
島県																									
川県 媛県							1							1					1						1
知県																									
岡県 賀県	2					2	6							15				3	18	2	1				
貝尔 崎県							1							1					1						t
本県							8							15	1			1	15	1					
分県 崎県							1							1					1						
見島県							2							2					2						
縄県 幌市																									1
台市																									
たま市																									
<u>葉市</u> 浜市							1							2	1				3	1					
崎市																									
一個市 古屋市							4							20				1	19						
都市							1							8					8	1					
阪市							1							2					2						
<u>戸市</u> 島市	1						1							1					1	1					
九州市							5	1					1	4					4						
岡市 館市																									
川市																									
田市 山市	1						1	-						1					1						
つき市	4					4	1							1					1						L
都宮市																									Ë
<u>越市</u> 橋市	1						1							1					1						
頁賀市																									
関原市 潟市																									-
山市							2							1	1				2	2					
<u>沢市</u> 野市	1							-	-						-										1
阜市	L	L	L	L	L					L	L		L			L		L			L	L	L		L
松市							2							6					6						
橋市 崎市	1						1							5 1					5 1						1
田市							6							29	2				31	5				1	
界市 槻市							4							6					6	1					F
と 阪市	L	L	L	L	L					L	L					L		L			L	L	L		
路市	1					1	1	2					2	14					14						
良市 公山市	1					1	1							1					1						+
山市																									L
敷市	2				2		3	1					1	10				2	8						
山市 関市	1						2							12					12						
松市							1							1					1						
山市							1							2				1	1						
<u>知市</u> 崎市	1				1																1				1
本市																									
分市 崎市							1							2					2						F
崎市 記島市	<u> </u>	L	L	L	L		1		L	L	L			2	L	L		L	2		L	L	L		L
	17	1 0	0	0	2	15	236	20	1	0	0	1	20	706	48	1	0	32	723	57	2	0	0	3	

表 - 6 (4) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

			小	合金製計			<u> </u>				4t/h				· 棄物焼					~ 4t/h			
_	1 6 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場数	1 6年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変 前 (d1)	規模 変 後 (d2)	規模 未変(e)	廃止 (f)	1 7 : 度末 設数 (a+b- d1+d2 e-f)
毎道 森県	5					5	215 148	18 15							18 15							1	
手県	1				1		122	5				1			6	27			3	2			
成県 <u></u> 田県	2					2	125 67	5 1							1								
形県	4				2	4	122	7							7	11	1					1	
島県 成県	30 34	1			2		107 381	3 23							24								
木県 馬県	62 9				1	63 9	186 168	12 17							12 17								
玉県	30	14			1	43	287	41	1						42	84						2	2
<u>葉県</u> 京都	14				1	13	362 233	53 119							53 122							1	
川県							136	29							29	34	1					·	
<u>舄県</u> 山県	8 44	1			1	9	206 83	8 7							7	52 15							
川県	1	2			3	1 14	93 117									15							
<u> </u>	15 5		1		3	6	81	3							3	24							
野県 草県	22 3				1	22	206 247	7 2							7 2								
可県	95	4			6	93	247	29							29	56						2	2
印県 重県	125 33	7			5	127 35	265 191	46 16							46 16		1						
買県	15	3				18	135	4	1						5	28	3						
<u> </u>	17				1	4 16	84 116	37					-	-	39							1	
車県	8				·	8	298	29							29	41							
見見 出見							146 119	4							5	12							L
双県 根県							91 86	5							5								
山県	3					3	106	5							5	13							
島県 二県	3					3	148 142	13							13					1		2	<u> </u>
島県	Ŭ						159	3							3	23							
県 援県	1					1	120 186	7 8							7								-
印県							125									14							
到県 賀県	17				3	21	309 100	18 5						1	18							2	-
崎県	1					1	109	8							8	19						5	
<u>本県</u> 分県	16	1			1	16	119 56	1							1	13							
崎県 島県	1 2					1	82 138	8							8	13 25						2	2
縄県							72	7						2	5	28						6	i
<u>現市</u> 台市							15 24	9 10							10								
たま市							30	13							13	1							
葉市 兵市	3	1				4	40 71	14 27						4	14								
倚市							36	22						1	21	7							
岡市 屋市	20				1	19	80 50	9 14							14	1							
都市 阪市	9					9	55 36	24 30						6	18								
■市							28	18							18	3							
島市 ,州市	2 5					5	55 35	9 21		1					22								
岡市						Ů	17	12						3	9	4							
馆市 市							6 10								3								
市田	1					1	13								4								
山市 き市	1					1	17 24								13								
宮市	1					4	16 13	5							5	6						_	,
喬市	1					1	14	8							8	2							
賀市 原市	<u> </u>						8 21								5 7								1
島市							53	9							9	11							
<u>山市</u> 尺市	3	1				4	32 26								1 5	1 2							1
丹市							23	3							3	1							
皇市 公市	6					6	22 53	4							5 4	11							L
喬市 崎市	5 1					5	14 25								3 5								F
市田	34	2			1	35	20	9						2	7	8						4	
市 規市	7					7	38 7							-	10								1
阪市							7	7	1						8	6						3	
各市 見市	16 1					16	40 25	6 4							7								1
山市							53	6							6	3							
<u>山市</u> 数市	11		L		2	9	45 36								7			L		L		1	1
山市	12					12	51 19	6							6	6							
公市	1					12	17	5							5								L
山市 印市	2				1	1	31 25	5 3							5								-
崎市							29	4							4	1							
<u>本市</u> 分市	2					2	19 30								9								1
倚市							16	5						2	3	5							
島市	783	51	1	0	36	799	28 8939			<u> </u>	0	1	0	21	1086				1	1		37	1

表 - 6 (5) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		duri ti m			~ 2t/						100kg/		~ 200k						50kg/h			/h未清		
	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変更 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変(e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	変更 前	規模 変 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	17 度数 (a+b d1+d e-f)
北海道	120	2					4	118	83	4					3	84	25						2	2
青森県	38 41			2	3		2 4	37	75	1					7	69		2				4	2	
岩手県 宮城県	33			3	3		4	38 33	82 65	3					1	81 67	18 6					1		1
秋田県	50	1						51	22	1					1	22	1							
山形県 福島県	30 64						1	29 61	69 23	3					4	68 23	13 21	1					1	1
画画乐 茨城県	93						4	90	204	24					9	219	35	4					2	2
栃木県	58						1	57	100	4					6	98	21	1						
詳馬県 奇玉県	60 105						4		54 55	5 1					1	58 55	30 86						4	2
·····································	90						3		204	6					15	195	49	1					4	
東京都	46							46	67						3	64	66	1						
奈川県	45 72						1	43 73	50 85	1 5					2	49 90	27 37						1	2
新潟県 <u></u> 富山県	23						1	22	40	4					1	43	15						5	_
川県	29	1						30	57						3	54	10	2						
<u> </u>	36						1	36	57	2		- 1	1		5		15						1	
1架県 長野県	31 92						6	30 86	35 81	1		1	1		4	36 78	10 23	1		ļ				3
東皇県	71							71	113	1					3	111	56		1				1	
9回県	112						7	109	139	2					11	130	49	2					3	3
受知県 三重県	113 67						6 1	110 68	97 95	3					2		35 28						3	3
望 県	51						3	48	65						2	63	20						3	3
を都府 と阪府	34 53						2	34 53	49 31	1					4	47 28	11 16						2	2
て阪府 毛庫県	90						5	53 86	133	4					2		42						1	+
泉泉奈	47	1						48	93	6	2				3	98	15							
歌山県	43 39		-	-	-	-	-	44 39	47 51	5		-	-		5	51 49	22 9		-		-		<u> </u>	,
B取県 B根県	39 41						1	42	32	2					1	33	3	1					1	+
可山県	48						i i	48	54	3					2	55	13						1	
S島県 1口県	60 65		2	2	-	1	2	63 61	81 61	4		-	4		5		14 31	1	1	4	1		1	+
5島県 10日末	55						3		98	6					9		23			<u>'</u>			4	1
訓県	39						1	38	55	3					3	55	22							
受媛県 高知県	57						1	56 38	89 64	3					1	89	35 15	3					1	1
ョ 四 県	38 74			1			3	71	136	2			1		19	66 120	63						3	3
生賀県	49	2					Ť	51	49	1						50	9							
長崎県	73						4		35	7					4		12						4	-
<u> </u>	46 23						1	45 23	43 17	5 3						48 20	14 9			ļ			1	
宮崎県	29						1	28	42	1					3	40	4							
児島県	47						1	46	72	2					2	72	16							
中縄県 <u></u> 1.幌市	42						7	35 4	29 5	4					3	30 5	7	2					1	
台市	5							5	10							10								
たま市	8							8	4						1	3	11						2	2
<u>F葉市</u> 黄浜市	8 21						4	8 17	13 22	4					3	17 19	9 33						1	1
川崎市	15						-	15	2							2	9						1	
阿市	17						1	17	36							36	21						2	-
古屋市 京都市	5 16						2	5 14	25 20						3	22	11 21	1					2)
大阪市	16						2	14	7						1	6	8							
<u>押市</u>	7						4	3	13							13	4							
5島市 九州市	42 21						6	36 22	20 12						1	19 11	1							-
一面市	5							5	8							8								
館市	3							3	3							3								<u> </u>
別市 大田市	7		1	1	1	1	1	7	4			1	1		1	3		1	1		1			1
邓山市	2							2	8							8							1	
わき市	7						1	6	7							7	2							
都宮市 越市	6		1	1	1	1	1	6	2			1	1		1	3	3		1		1			1
B橋市									7			1	1			7	3							L
須賀市	1							1	3		\vdash				2	2	1			\vdash				, _
<u>模原市</u> F潟市	13 17							13 17	3 24	1					1	3 24	13						1	1
山市	10							10	17	<u> </u>					1	16	8						1	
沢市	7		_	_		_		7	11	-				-	1	10			_			-	1	4
<u>野市</u> 支阜市	13 6		1	1		1	1	11 5	9							9			1					+
松市	20							20	27						2	25	8							L
橋市	5		_	_		_		6	7	-				-	1	Ü			_			-		1
列崎市 9田市	12 6							12 6	12 7						1	12 6								+
堺市	9						1	8	19						2	17							2	2
機市	2		_	_		_		2	5					-		5	_		_			-		1
大阪市 路市	3 10		1	1	1	1	1	3 9	19	2		1	1		3	18			1		1		1	1
良市	5							5	10							13							1	t
歌山市	14						1	13	23						1	22	11							Ε
列山市 全敷市	33 22						2	31 22	17 7	1					4	18 6	4 2							\vdash
量山市	16				L		L	16	38		L	L	L	L	3	35		L		L	L	L	1	d –
下関市	7							7	9							9	1							
5松市 公山市	10				-		-	8 10	9	2		-	-	-	2	9 18						-	-	1
30年 第知市	4							4	17	1						18								t
長崎市	9							9	14						1	13	5						1	
熊本市 + 公 =	7						_	7	10		<u> </u>				1	9								1
大分市 宮崎市	20 3						1		7							7	4						1	╁
児島市	13							13	11		1					11	3		1	T				1

表 - 6 (6) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	-		50kg/h	未満 /	0.5m	以上)		廃棄物	焼却炉			小	計								合 計				
	1 6 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規 規 満 変 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	1 6 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規 規 変 前 (d1)	規模 変更 後	規模 未変 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	事業場数	16年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	17年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道 青森県	10 16						1	10 15	285 187	6 5					10 12	281 180	222 150	294 190		5				10 12	
岩手県宮城県	5	4					2		178 141	6		6	6	1	10	173 145	122	179 145	(ô	6	6	1	11	1 173
秋田県	3							3	95	2					1	96	67	95	. 2	2				1	1 9
山形県 福島県	7							6 7	136 150	5					7	134 147	124 112	140 182		7				5	
茨城県	19	1					5		435	33					20	448	394	477	34					22	489
栃木県 群馬県	10 17	1					2	10 16	231 209	5 11					7 10	229 211	200 174	296 219						10	299
埼玉県 千葉県	18 20						2	17 20		14 15					13 23	390 485	301 365	424 510						14 24	
東京都	31	1					4	28	373	8					8	373	235	376		3				8	370
神奈川県新潟県	6 24					1	1	5 22		8				1	7	186 282	137 212	192 290					1	7	
富山県 石川県	4							4	104 112	3					7	101 112	101 94	149 113		5				8	3 146
福井県	8							8	137	2					6	133	120	152	. 4	4				9	147
山梨県 長野県	9							9	109 242	1 2		1	1		13	109 231	83 212	114 264		1 1	1	1		13	
岐阜県	15						3	12	296	1	1				7	291	249	299	1	1 1				8	3 293
静岡県 愛知県	19 20						3	21 17		12 7					24 18	392 351	268 313	499 504	- 14	4				30 23	3 49
三重県 滋賀県	15 12		1					15 13		4					6 8	261 177	199 140	297 195		4 1 7 1				6 8	3 296
京都府							-		115	2					7	110	86	119	1 2	2				7	7 114
大阪府 兵庫県	14 19	1					2	18	354	6					13 10	180 350	123 303	208 364	. 6	ô				14 10	360
奈良県 和歌山県	3 16						1 2	3 14	187 140	10 6		-			4	195 143	146 119	187 140			2			4	1 195
鳥取県	3							3	114	4					7	111	91	114	. 4	4				7	7 111
島根県 岡山県	8 11						1 2	7		5 3					4 5	97 142	88 107	102 147	3	3	\perp			4 5	5 145
広島県 山口県	20 10				1			20 11		7		3	3		10	205 199	150 148	211 220		7 2	2	3		10	
徳島県	5						1	4	207	6		Ů			17	196	159	207	(ô	ľ	Ŭ		17	7 196
香川県 愛媛県	9 17						1	8 17	140 227	3 5					5 4	138 228	121 186	141 227		5				5	
高知県	5							5	136			1	- 1		1	138	125	136	: 3	3		- 1		1	1 138
福岡県 佐賀県	26 6						6	6	134	3		1			33	324 134	316 103	373 137	3	3	1	1		36	3 137
長崎県 熊本県	7							13	154 141	8 7					17	145 146	110 128	155 158						17	
大分県	3							3	66	3						69	56	66	: 3	3					69
宮崎県 鹿児島県	5	2	!					7	96 165	4					3	91 166	83 140	97 167		1				3	
沖縄県 札幌市	4							4	117 33	6					19	104 33	73 16	118 34		ô				19	105
仙台市	1							1	34							34	26	37	•						34 37
<u>さいたま市</u> 千葉市	9 5						2	5	46 53	4					5	41 57	30 41	46 55		4				5	5 41
横浜市	7						4	7	115 59	1					12	104 57	72 38	118 64		2				12	2 108
川崎市 静岡市	8						'	8	95	1					3	93	80	95	1	1				3	93
名古屋市 京都市	11						1	10	67 82	1					5 10	62 73	56 56	89 91		1				10	
大阪市	,							1	66						3	63	43	79 46	1					4	1 75
神戸市 広島市	4							4	46 83						7	42 76	28 56	85						7	7 78
北九州市 福岡市	1							1	62 30		1				1	63 27	44 17	73 30		1 1				1	1 74 3 27
函館市									9							9	10	9	1						9
旭川市 秋田市	3							1	13 17							13 17	14	13 18							13
郡山市				\vdash			\vdash		24 33		\vdash				1	23 33	17 26			1	 			1	
宇都宮市	1							1	22	1						23	17	23	1	1					24
川越市 船橋市	1								17 20			1	1		3	15 20	14 16				1	1		3	22
横須賀市 相模原市	5 2							5	18 32						2	17 30	21	18 32		1	+-			2	2 17
新潟市	2							2	76	1					2	75	53	76	1	1				2	2 75
富山市 金沢市	2							1	39 34						2	37 32	35 26	44 34		1	\perp			3	2 32
長野市 岐阜市	3	H					4	2	29 32						2	27 30	23 23	29 34			1			2	2 27
浜松市	2							2	72						2	70	55	78						2	2 76
<u>豊橋市</u> 岡崎市	2						1	1	19 37						1	19 36	17 26	25 38		1				1	1 37
豊田市	_								34						7	27	26	68	2	2				8	62
堺市 高槻市	2							2	50 14						5	47 14		14		2				5	14
東大阪市 姫路市	2							2	20 54						3 5	18 52	7 46	20 76		1				3 5	
奈良市	2							2	28	3					1	30	26	29	1 3	3				1	1 3
和歌山市 岡山市	3		L	L			L	3	64 66		L				2	62 65	56 45	69 66		1	L	L		2	2 6
倉敷市 福山市	3							3	58 72						2	56 68	42	81						6	5 75
下関市	2							2	25						4	25	21	37						4	37
高松市 松山市		1						1	24 37						2	24 38	19 32	26 39		3	1			3	3 3
高知市	ļ .								27	1					-	28	25	27	,						28
長崎市 熊本市	1							1	34 25						1	32 24	29 19				\perp			1	1 2
大分市 宮崎市	3						1	3	45 25						3	44 21	32 16			2				3	
鹿児島市									38						531	38	29	40	1		<u> </u>				40
合 計	615	21	1	0	1	1	52	585	11821	296		12	12			11593	9265	12768	348	3 10	12	12	2	571	12553

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(1)

		л° л	流酸塩パ レプ(サルファ 塩素又は	ルプ (クラフl イトパルプ) 塩素化合	パ 10 [*])又 の製造の 物による	は亜硫配 用に供す 漂白施記	 炎 ける 殳					の製造の	— <u>—</u> 用に供す		——— 洗浄施設	
	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道 青森県	6	19 7					1	19 7	2	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県秋田県	2	6						6	1	1						1
山形県																
福島県 茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県 埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都神奈川県									1	1						
新潟県 富山県	4	2						2	2	7						
石川県										'						
福井県 山梨県																
長野県																
岐阜県 静岡県	1	10					1	9								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県 滋賀県	<u> </u>	10						10					<u>L</u>			
京都府									1	1						
大阪府 兵庫県	1	2						2	1	1						
奈良県 和歌山県							<u> </u>							<u> </u>		
鳥取県	1	4						4								
島根県 岡山県	1	1 2						1 2	1	1						1
広島県	1	2						2	1	1						1
山口県 徳島県	1	4	2					6	1	3						3
香川県									2	2						2
愛媛県 高知県	1	2						2								
福岡県									1	1						1
佐賀県 長崎県									1	1						1
熊本県 大分県	1	1						1								
宮崎県	1	6						6								
鹿児島県 沖縄県	1	1						1	1	1						1
札幌市										·						
仙台市 さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市 川崎市									1	3						3
静岡市 名古屋市									1	1						1
京都市																
大阪市 神戸市																
広島市									1	1 2			1	1		1
北九州市 福岡市																-
函館市 旭川市	- 1	3						2								
秋田市	1	1						1								
郡山市									-				-			
宇都宮市																
川越市 船橋市																
横須賀市 相模原市				+								+	-		\vdash	
新潟市	1	3						3	1	1						1
富山市 金沢市													-			
長野市																
岐阜市 浜松市									2	5			-			
豊橋市																
岡崎市 豊田市										<u> </u>						
堺市 高槻市									2	2						- 2
東大阪市																
姫路市 奈良市									1	1						
和歌山市									1	1						
岡山市 倉敷市																
福山市																
下関市 高松市													<u> </u>			
松山市																
高知市 長崎市							<u> </u>							<u>L</u>		
熊本市									1	1			-			
大分市 宮崎市									1	1						
鹿児島市	33	91	3	0	0	0	2	92	41	53	_	0	1	1	0	50
合 計 1 法に基							てとりま		41	53	0	1 0	1	1	1 (

合計 33 91 3 0 0 0 2 22 41 53 0 0 0 1 法に基づく届出及び瀕戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 2 1つの特定事業制、複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 3 「瀕法から法への移行」、「法から瀕法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び消費戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(2)

		硫酸	かりりムの製	造の用に	供する原	廃がス洗浄	施設			71137	繊維の製	造の用に	供する原	廃がス洗浄	施設	
	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	ら法へ		廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 7 年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道					(=-/	()		,					(=-)	(==/		-/
青森県 岩手県																
宮城県 秋田県																-
山形県福島県																
茨城県																
栃木県 群馬県																-
埼玉県 千葉県											1					_
東京都									- 1							
神奈川県新潟県									1	4	5					9
富山県石川県																
福井県																
山梨県 長野県									1	2						2
岐阜県 静岡県									- 1	2						2
愛知県																
三重県 滋賀県																
京都府																
兵庫県																
奈良県 和歌山県																-
鳥取県 島根県																
岡山県																
広島県 山口県																
徳島県 香川県									- 1		- 1					1
愛媛県																
高知県 福岡県																
佐賀県 長崎県																
熊本県																
大分県 宮崎県																
鹿児島県 沖縄県																
札幌市																
仙台市 さいたま市																
千葉市 横浜市																
川崎市 静岡市																
名古屋市																
京都市 大阪市																
神戸市 広島市																
北九州市																
福岡市 函館市																
旭川市 秋田市																1
郡山市																
いわき市 宇都宮市																
川越市 船橋市	\vdash															
横須賀市																
相模原市 新潟市																
富山市 金沢市																
長野市 岐阜市																
浜松市																
豊橋市 岡崎市																
豊田市堺市																1
高槻市																
東大阪市 姫路市																
奈良市 和歌山市																
岡山市																
倉敷市 福山市																
下関市 高松市																
松山市																
高知市 長崎市																
熊本市																
大分市 宮崎市																
鹿児島市 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9	7	0	0	0	C	16
1 法に基		出及び瀬戸	中海:+1-	# ~ / ±		t. 4公1年 I		L # +-				. 0				. 10

合 計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 5 9 7 0 1 法に基づく届出及び親戸内海法に基づく許可等とを継括してとりまとめた。
2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
3 「滅法から法への移行」、「法から滅法への移行」機には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び減戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(3)

			を処理す	る施設の	うち廃れ	ガス洗浄	施設			塩化ビニルィ						
	事業場 数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)		16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年原 末施設数 (a+b+c- f)
北海道 青森県																
岩手県																
宮城県 秋田県																
山形県																
福島県 茨城県									1	9						
栃木県 群馬県																
埼玉県																
千葉県 東京都	1			2				2								
神奈川県	1			2				2								
新潟県 富山県																
石川県																
福井県 山梨県																
長野県 岐阜県								ļ								
静岡県																
愛知県 三重県									1	6						
滋賀県										Ľ						
京都府 大阪府		1						1		1		1	-			
兵庫県									1	4						
奈良県 和歌山県									L							L
鳥取県 島根県																
岡山県									2	9						
広島県 山口県												1				1
徳島県																
香川県 愛媛県																
高知県																
福岡県 佐賀県																
長崎県																
熊本県 大分県																
宮崎県																
鹿児島県 沖縄県																
札幌市																
仙台市 さいたま市																
千葉市 横浜市																
川崎市																
静岡市 名古屋市																
京都市																
大阪市 神戸市																
広島市 北九州市																
福岡市																
函館市 旭川市																
秋田市																
郡山市																
宇都宮市																
川越市 船橋市																
横須賀市																<u> </u>
相模原市 新潟市	1			2			L	2	L			<u> </u>			L	<u>L</u>
富山市金沢市	•			_												
長野市																
岐阜市 浜松市																
豊橋市																
岡崎市 豊田市			-	-	-	-								-		1-
堺市																
高槻市 東大阪市		-							-			1	-		1	
始路 市																
奈良市 和歌山市		1					<u> </u>	1		1		+				<u> </u>
岡山市																
倉敷市 福山市		1						1	1	4						
下関市																
高松市 松山市											L	L				L
高知市																
長崎市 熊本市																
								1								
大分市 宮崎市								1								

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(4)

		ħ7° □3	ラクタムの製 シクロヘキサン:	造の用に 分離施設	供する研	流酸濃縮加 洗浄施設	色設、 }			<i>ት</i> በበላ [*] :	ンセ゚ン又は 水洗	はが2000~3 施設、房	vt [・] ンの製 Eガス洗済	造の用に 静施設	供する	
	事業場 数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)		16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道 青森県					(3.7)	(GE)		.,					(3.)	(GE)		.,
岩手県																
宮城県 秋田県																
山形県 福島県																
茨城県 栃木県																
群馬県																
埼玉県 千葉県																
東京都神奈川県																
新潟県 富山県																
石川県																
福井県 山梨県																
長野県 岐阜県																
静岡県愛知県		3						3		2						
三重県	- 1	3						3								
滋賀県 京都府												1				
大阪府 兵庫県																
奈良県																
和歌山県 鳥取県																
島根県岡山県												1				
広島県 山口県																
徳島県																
香川県 愛媛県																
高知県 福岡県																
佐賀県 長崎県																
熊本県																
大分県 宮崎県																
鹿児島県 沖縄県																
札幌市																
仙台市 さいたま市																
千葉市 横浜市																
川崎市 静岡市																
名古屋市	1	2						2								
京都市 大阪市																
神戸市 広島市																
北九州市福岡市																
函館市																
旭川市 秋田市																
郡山市									1	2						
宇都宮市									,							
川越市 船橋市																
横須賀市 相模原市												\vdash				
新潟市 富山市	-															
金沢市長野市																
岐阜市																
浜松市 豊橋市																
岡崎市 豊田市	-															
堺市																
高槻市 東大阪市																
姫路市 奈良市												1				
和歌山市																
倉敷市																
福山市 下関市				L	L	L									L	
高松市 松山市																
高知市																
長崎市 熊本市																
大分市 宮崎市																
鹿児島市				t	1	1	1	1		1	1	+	+	+	1	

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(5)

		4-5 3	0079ル酸 過施設、	水素ナトリウ. 乾燥施設	4の製造の 及び廃力	D用に供す Jス洗浄が	する を設			2,3	-ジクロロ-1 ろ過か	,4-ナフトキノ 延設及び原	ツの製造 廃ガス洗	の用に供 浄施設	する	
	事業場 数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	(c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 7 年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道					(3.)	(02)		.,					(0.7	(GE)		.,
青森県 岩手県																-
宮城県 秋田県																1
山形県																
福島県 茨城県	1	3	1				1	3		3						3
栃木県																
群馬県 埼玉県																
千葉県 東京都																
神奈川県																
新潟県 富山県																-
石川県 福井県																-
山梨県																
長野県 岐阜県																
静岡県 愛知県	1	3						3								
三重県																
<u>滋賀県</u> 京都府										-						
大阪府																
兵庫県 奈良県																<u> </u>
和歌山県 鳥取県			_													1
島根県																
岡山県 広島県																1
山口県 徳島県																
香川県																
愛媛県 高知県																
福岡県																
佐賀県 長崎県																
熊本県 大分県																
宮崎県																
鹿児島県 沖縄県																
札幌市 仙台市																
さいたま市																
千葉市 横浜市																
川崎市																
静岡市 名古屋市																
京都市 大阪市																
神戸市																
広島市 北九州市																
福岡市 函館市																
旭川市																
秋田市 郡山市																1
いわき市 宇都宮市																
川越市																
船橋市 横須賀市																1
相模原市																
新潟市 富山市																<u> </u>
金沢市 長野市																1
岐阜市																
浜松市 豊橋市																1
岡崎市 豊田市																
堺市																
高槻市 東大阪市																
姫路市																
奈良市 和歌山市	-	-					<u> </u>		-					<u> </u>		
岡山市																
倉敷市 福山市																
下関市 高松市																
松山市																
高知市 長崎市																1
熊本市																1
大分市 宮崎市																
鹿児島市 合計	2	6	1	0	0	0	1	6	0	3	0	0	0	0	0	,
1 法に基			内海法に			E 4公任 I ·		L H +-								

合計 2 6 1 0 0 0 1 1 6 0 3 0 0 0 1 1 6 0 3 0 0 0 1 1 法に基づく届出及び瀕戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 2 1つの特定事業場、複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 3 「瀕法から法への移行」、「法から瀕法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び消費戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(6)

	ì	柱サジンバイネ 還元誘導体 洗浄施設、	分離施設シオキサシ	と、これ化 ンパイオレッ	誘導体洗 ト洗浄施記	浄施設、 设及び熱/	還元誘導 虱乾燥施	体 设		溶解炉区のう	ち廃ガス	から発生	主するガ 设及び湿	スを処理 式集じん	する施設 施設	
	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年 末施設 (a+b+c- f)
北海道 青森県					(=-/	(4-)		-/					(=-/	(=-/		-/-
岩手県宮城県																
秋田県																
山形県 福島県									2	2						
茨城県 栃木県									2	4					1	
詳馬県 奇玉県									1	3					2	
千葉県 東京都									1	1					Ĺ	
奈川県																
新潟県 富山県									7	12						
三川県 富井県									2	8						
1. 製県 長野県									_							
支阜県									1	1						
净岡県 愛知県									6	18 3	1					
三重県 弦賀県									1 4	1	1 2					
都府 阪府											_					
具庫県										1					1	
R 良県 歌山県																
見取県 見根県																
山県 島県																
山口県		,														
恵島県 香川県	1	7						/		1						
愛媛県 5知県																
晶岡県 生賀県																
長崎県																
《本県 大分県																
引崎県 児島県																
中縄県 ・幌市																
山台市																
1たま市 F葉市																
横浜市 <u></u> 崎市									1	2						
岡市 古屋市									1	4						
都市									1	4						
阪市 戸市																
5島市 九州市																
国岡市 国館市																
別市 k田市									1	1						
山市																
わき市 都宮市																
越市 路橋市																
須賀市 模原市																
湯市 山市																
沢市																
野市																
松市 橋市																
崎市 田市									1		1					
堺市																
大阪市																
整路市 ・良市									1	2						
歌山市 日山市																
敷市																
関市									1	2						
5松市 公山市																
5知市 長崎市																
熊本市																
大分市 宮崎市																
児島市	1	7	0	0	0	0	0	7	38	77	5	0	0	0	4	

言 計 1 1 (1 0) 0 0 0 0 0 1 0 1 1 38 7 1 5 0 0 1 1 1 38 7 1 5 0 0 1 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
2 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」機に、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(7)

		j	亜鉛の回 発ガス洗	収の用に 浄施設及	.供する精 び湿式集	製施設、 じん施言	₽		担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
-	事業場 数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 7 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	(c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- f)	
北海道 青森県	1	2						2									
岩手県	'																
宮城県 秋田県																	
山形県																	
福島県 茨城県	1	4						4									
栃木県																	
群馬県 埼玉県									3			48				48	
千葉県 東京都																	
神奈川県									1			10				10	
新潟県 富山県																	
石川県 福井県																	
山梨県																	
長野県 岐阜県																	
静岡県									2		1	166				167	
愛知県 三重県																	
滋賀県																	
京都府 大阪府																<u> </u>	
兵庫県 奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県 島根県																	
岡山県																	
広島県 山口県																	
徳島県 香川県	1	1						1									
愛媛県																	
高知県福岡県	1	3						3									
佐賀県		J						Ŭ									
長崎県 熊本県																	
大分県																	
宮崎県 鹿児島県																	
沖縄県 札幌市																	
仙台市																	
さいたま市 千葉市																	
横浜市 川崎市																	
静岡市																	
名古屋市 京都市																	
大阪市																	
神戸市 広島市																	
北九州市 福岡市																	
函館市																	
旭川市 秋田市																	
郡山市																	
いわき市 宇都宮市	1	6						6									
川越市 船橋市																	
横須賀市																	
相模原市 新潟市																	
富山市																	
金沢市 長野市																	
岐阜市 浜松市																	
豊橋市																	
岡崎市 豊田市									-	-							
堺市																	
高槻市 東大阪市																	
姫路市 奈良市																	
和歌山市																	
岡山市 倉敷市		3					3		-	-							
福山市																	
高松市																	
松山市高知市		-														\vdash	
長崎市																	
熊本市 大分市					-		-		-							1	
min Ark -																	
宮崎市 鹿児島市																	

合 計 5 19 0 0 0 0 3 16 6 0 1 224 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 2 1つの特定事業4期、複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び3瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(8)

-				ガス洗浄が		式集じん		、 /型±0;×	OTONERX	1	I) EI/ICIX (. 00 0 07		は廃液を排 灰の貯留が				
	事業場数	16年度 末施設数 (a)	新設	既設 (c)		法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未	廃止 (f)	1 7年度 末施設数 (a+b+c- e-f)		16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	17年原 未施設数 (a+b+c- e-f)
運道 注県	20 16	34 30	6		V /	· /		2	38 31	8	9 10							1
県	6	7							7	1	10							
県	1	5 1		1					6	4	4							
。 是	15 15	15 35						1	15 34	8 19	8 25							2
以 県	37	70	2						72	13	15							1
県	5 6	10 9		1				1	9	6 9	9 10							
県	71 43	141 101	1					1	142 100	20 15	54 39						4	1 :
₹都	31	140	4					1	143	20	81	8						
川県	17 18	51 23	2	!					51 25	7 16	28 19							
県	8	29 4	1						29 5	2	5 8							
県	11	28	·						28	5	8							
県	10 36	13 85							13 85	4	4 26							
県	37 43	48 72	2					1	48 73	6	16							1
県	35	63	1					1	63	17	25						1	1
県	24	40 12							40 12	6	7	1						
府	5	10						1	9	7	8							
原県	40 35	116 67	4					1	117 66	35	20 41	1						
.県 山県	26 8	27 9							27 9	6 15	6 18							
県	5	13							13	9	16							
県 県	19 23	20 56	1					1 2	20 55	7	3 14						1	1
県	18 16	23 27	3					1	25 26	5	5 3							
県	18	38	1					3	36	6	7							
県	10 5	10	1						10 5	6	16 2						3	3
県	10	14						1	13									3
県	31 9	49 15						1	49 14	9 5	24 5						3	3
県	10	19 2	-					3	16	5	6							
県	1	1							1		3							
県 島県	1	2						1	1									
課 市	17	24 7						2	22 7	8	9							
市	6	10							10	3	3							
ま市 市	<u>6</u>	10 19						2	19	3	6 11							
市	6	21						3	18	3	23						4	1
市 l市	16 7	39 11						1	38 10	3	5 3							
屋市 市	7	21 15						1	21 14	1	5 6						1	1
市	9	31	1					1	31		12						1	
市	7 20	17 43						3	16 40	1	8 10						1	1
州市]市	12	33 19						2	33 17	7	25 6							
市	4	19							17	'							<u> </u>	1
市	4	9							9	1	2							1
市	1	1							1	2	2							
き市 宮市	5	18 12							18 12		4							
市市	4	7						3	4	2	6							
賀市	3	12	1						13	1	5							
原市	12 9	28 13							28 13	1	7 5							
市	4	5 4	3						8	1	1							
市	11	16						1	15	1	1							
市市	4	12							12		1							1
市	1	3							3	3	4							
市	6	7 5						1	7	4	1 5							
市	8	11 12						1	10 12	5	6						2	2
阪市	1	18	1					6	13									
市市	9	19 4	4					1	22	1	11 2							
山市	3	4							4		2							
市 市	8 12	10 35						1	10 34	3	4 5							
市	8	15 2							15 2		1			+				1
市	3	3							3	1	2							
1市 1市	1 2	3							3	1	2							1
市	6	9							9		2 2							
市	4	2 18						1	2 17	2	3							
市		2				T	1	1	2	_	2		_				1	

日 1 (10日) 2227 (1975) 1 (197

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(9)

					ス洗浄施 て汚水又					療PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設									
	事業場数	1 6 年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	の移行		規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	1 7年度 末施設数 (a+b+c-		1 6 年度 末施設数 (a)	新設	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行	法から 瀬法へ の移行	廃止 (f)	1 7 年度 末施設数 (a+b+c-		
北海道	28 19	43 40	9		(d1)	(d2)		2	e-f) 50 41	1	1	36		(d1)	(d2)	1	f) 36		
岩手県宮城県	7	8							8										
秋田県	5	5		'					5										
山形県 福島県	23 34	23 60						1	23 59	1	26						26		
茨城県 栃木県	50 11	85 19	2					1	87 18										
群馬県 埼玉県	15 91	19 195	1	1				1	19 192										
千葉県 東京都	58 51	140 221	12					1	139 232		2						3		
神奈川県新潟県	24 34	79 42	2						79 44		1						1		
富山県石川県	10 11	34 12	1						34 13		1					1			
福井県 山梨県	16 14	36 17							36 17										
長野県	36	111							111										
岐阜県 静岡県	37 49	48 88	2					2	48 88										
愛知県 三重県	52 30	88 47	1					2	87 47	2	2						2		
滋賀県 京都府	10 12	16 18	1					1	17 17										
大阪府 兵庫県	42 70	136 108	5					1	138 107										
奈良県 和歌山県	32 23	33 27							33 27										
鳥取県 島根県	14 20	29 23	2					1	29 24										
岡山県 広島県	30 23	70 28	1					3	68	1		1					1		
山口県徳島県	16 24	30 45	1					1	29 43								<u>'</u>		
香川県 愛媛県	16	26	1					3	23										
高知県	7 10	14						1	13										
福岡県 佐賀県	40 14	73 20						1	19										
長崎県 熊本県	15 4	25 5	2					3	22 7										
大分県 宮崎県	1	1 2						1	1										
鹿児島県 沖縄県	25	33						2	31										
札幌市	5	15 13							15 13										
さいたま市	9	16						2	14	1	1						1		
横浜市	9	44						7	37	1	1						1		
川崎市 静岡市	20 10	44 14						1	42 13		29						29		
名古屋市 京都市	5 7	26 21						2	26 19	1	1								
大阪市 神戸市	9	43 25	1					1	42 24	2							5		
広島市 北九州市	21 19	53 58						4	58	1	1 8						1 8		
福岡市 函館市	5	25						3	22										
旭川市 秋田市	5	11							11					+					
郡山市	3 7	3 18							3 18										
宇都宮市	5 6	16 13						2	16										
船橋市 横須賀市	2	2	1						2										
相模原市	12 10	35							35										
新潟市 富山市	5	18	3						18 9		1						1		
金沢市長野市	12 12	5 17						1	5 16										
岐阜市 浜松市	4	13							4 13										
豊橋市岡崎市	4 7	7 8							7 8										
豊田市 堺市	6 13	10 17	2	<u>L</u> Ξ	<u>L</u> Ξ		ĿΞ	1	9 16	1	40		ĿΞ	$\pm \overline{}$	<u>L</u>	<u>L</u>	40		
高槻市 東大阪市	2	15 18	1					6	15										
姫路市 奈良市	10	30	4					1	33										
和歌山市	3 10	6						1	6										
倉敷市 福山市	15	40						1	39 16										
下関市	8	2							2										
高松市 松山市	1	5 3							5 3								<u> </u>		
高知市 長崎市	3 6	5 11							5 11		2						2		
熊本市 大分市	2 4	4 21						1	4 20		\vdash		$+ \equiv$	+					
宮崎市 鹿児島市	1 3	4 5						1	3										
合 計	1489	3085					てとりま		3060	18	125	37	(0	0	2	160		

^{| 1489| 3085| 399| 21} U| U| 86| 3080| 188| 125| 37| 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」機に、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(10)

		加類の破り	味の用に 発ガス洗	浄施設及	び湿式集	きじん施記	及心胞記			下水道終末処理施設							
	事業場数	16年度 末施設数 (a)		既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 7 年度 末施設数 (a+b+c- f)		16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	廃止 (f)	1 7年度 末施設数 (a+b+c- f)			
北海道 青森県									5 1	5							
岩手県 宮城県									1 2	1		ı					
秋田県																	
山形県 福島県									1								
<u>茨城県</u> 栃木県	2		2	3				5	3			1					
群馬県	3			4 5				4	4	6				1			
千葉県	1			1				1	3	3							
東京都神奈川県	1			1				1	21 12					1			
新潟県 富山県	1			2				2	3	3							
石川県 福井県									1								
山梨県									1	1							
長野県 岐阜県	2		1					3	3								
静岡県 愛知県	1			1 4				1 4	2 8				1				
三重県	j								2	2							
滋賀県 京都府	1			1				1	2	2							
大阪府 兵庫県	1			1				1	14 9			+	1	1			
奈良県 和歌山県									1								
鳥取県									4								
島根県岡山県									1				L				
広島県 山口県	1		2					2	1	2							
徳島県																	
香川県 愛媛県	2			3				3									
高知県 福岡県														-			
佐賀県 長崎県	1			2				2	2	2							
熊本県																	
大分県 宮崎県									1	1							
鹿児島県 沖縄県	1			1				1									
札幌市				'					4								
仙台市 さいたま市									2								
千葉市 横浜市									2 6					2			
川崎市 静岡市	1			2				2	2					2			
名古屋市				1				1	5	6				1			
京都市 大阪市									4 8	9				1			
神戸市 広島市									5 5								
北九州市 福岡市	1			2				2	3								
函館市									1	1							
旭川市 秋田市									1 2								
郡山市								-	1								
宇都宮市																	
川越市 船橋市																	
横須賀市 相模原市							<u> </u>		2	2		\perp	\pm				
新潟市 富山市	1		1	1				1	1 2	1		1					
金沢市									1	1							
長野市 岐阜市									3	2							
浜松市 豊橋市	1			2				2	2	1		1					
岡崎市 豊田市									1								
堺市	2			2				2	2								
高槻市 東大阪市									1 2	2		<u>'</u>		\pm			
姫路市 奈良市	1			2				2	2	2		1	1	1			
和歌山市									2								
岡山市 倉敷市									1								
福山市 下関市	1			1				1	1	1		1		1			
高松市									1								
松山市 高知市	1			2				2	1	1							
長崎市 熊本市									2	2		+		1			
大分市									_								
宮崎市 鹿児島市	1			2				2	1	1		1		4			

水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 表 -7(11)

			13 0 1.	FE C 114	る水の処況	理施設	事業場		合 計										
	事業場 数	16年度 末施設数 (a)		既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 7年度 末施設数 (a+b+c- f)		16年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	17年度 末施設数 (a+b+c- e-f)		
北海道 青森県					(=-/	(/		,	42 23	70 51			()	(/		4			
岩手県		1						1	9	11							1		
宮城県 秋田県									6 5	13 5		1					1:		
山形県									25	50							5		
福島県茨城県		1						1	38 60	73 103						2	7		
栃木県 群馬県									18 23	26 26	2	5				2			
埼玉県									109	209	1	53				6	3 25		
千葉県 東京都	4	5						5	71 73	153 245						1	15		
神奈川県	-		3	2				2	40	97		15					11		
新潟県 富山県	5	59	3				4	58	42 23	113 53		2				1	11 5		
石川県 福井県									11 19	12 45							1 4		
山梨県									15	18							1		
長野県 岐阜県									39 44	115 54							11		
静岡県		1						1	68	126 109	4	167				3	3 29		
愛知県 三重県	1	2						2	72 36	68	1					2	11 6		
滋賀県 京都府									17 15	21 21		1				1	2		
大阪府									57	150	5	1				3	3 15		
兵庫県 奈良県									82 33	126 35						3	3 12		
和歌山県	1	1						1	24	28							2		
鳥取県 島根県	1	1						1	19 23	37 26						1	3		
岡山県	2	4						4	37	87	1					3	8		
広島県 山口県									27 18	31 35						1			
徳島県 香川県	2	4						4	29 21	62 28						3	3 6 3 2		
愛媛県									8	8	1					3			
高知県福岡県	1	1						1	10 43	14 78						3	1 1		
佐賀県	-								15	20		2				1	2		
長崎県 熊本県									18 5	28 6						3	3 2		
大分県									1	1									
宮崎県 鹿児島県									2	9						1			
沖縄県	1	2					1	1	28 9	36		1				3	3		
札幌市 仙台市									11	19 15							1:		
さいたま市 千葉市	1	1						1	9	16 37						2			
横浜市	2	2						2	20	74						7	6		
川崎市 静岡市	1		1					1	24 15	77 21		2				3			
名古屋市									13	39		1				2	2 3		
京都市 大阪市									12 19	29 57						3			
神戸市									14	30						1	2		
広島市 北九州市		1						1	28 26	62 73		2	1	1		4	1 5i		
福岡市									8	28						3	3 2		
函館市 旭川市									2	4									
秋田市 郡山市	1	1						1	9 5	15 5							1:		
いわき市	-	1						1	10	28							2		
宇都宮市 川越市	1	1						1	6							3	3 1		
船橋市									2	2									
横須賀市 相模原市	1	1						1	6 13	19 36							3		
新潟市	0	1	1					1	15	24		3					2		
富山市 金沢市		1	1						11 4	9							1		
長野市 岐阜市								!	15 6	20 6		.				1	1		
浜松市									9	20		2					2		
豊橋市 岡崎市	1	1						1	5 9	8 10						1	1		
豊田市								<u> </u>	8	50	1					1	5		
堺市 高槻市									19	21 18	1					3	1		
東大阪市									3 15	20	1					1	5 1		
姫路市 奈良市									15 4	35 6		2							
和歌山市	1	1						1	7 11	10 15						1	1		
岡山市 倉敷市		1						1	17	49						1	1 4		
福山市下関市								1	9	17 5		1	ļ .	-			1		
高松市									5	6									
松山市								-	1	3			l —	-					
高知市 長崎市	1	1						1	6 8	7 14		2					1		
熊本市	2							_	4	6 25		-	1	-		1			
大分市 宮崎市	2	3						3	2	5						1			
鹿児島市	33	101	5	2	0	0	5	103	5 1938	6		281	1	1	0	109			

合計 33 101 5 2 0 0 5 103 1938 3872 132 281 1 法に基づく届出及び瀕戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 2 1つの特定事業場、複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 3 「瀕法から法への移行」、「法から瀕法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び消費戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 8 (1) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

						#	5鉛回収施	±Δ	(施設	種類別] - 都道	府県・	政令市	別)	毫棄物焼却	rò
		焙炸	澆炉	焼絲	吉炉	溶銅	2.新四以加 広炉		解炉	乾燥	桑炉	小	計	Þ		以上 ·以上
	17年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	17年度末	16年度末
北海道	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
青森県																
岩手県 宮城県																
秋田県 山形県																
福島県														2(1)		
茨城県 栃木県														1	2	2
群馬県 埼玉県														1		
千葉県 東京都														1(1)		
神奈川県														1(1)		
新潟県 富山県																
石川県福井県														2(2)		
山梨県														2(2)		
長野県 岐阜県																
静岡県 愛知県																
三重県																
滋賀県 京都府														1(1)		
大阪府 兵庫県														, ,		
奈良県																
和歌山県 鳥取県																
島根県岡山県	-															
広島県																
山口県 徳島県														2		
香川県 愛媛県	1	2	2							1	1	3	3	1		
高知県										'		3	3			
福岡県 佐賀県																
長崎県 熊本県																
大分県																
宮崎県 鹿児島県																
沖縄県 札幌市														2		
仙台市																
さいたま市 千葉市														1		
横浜市 川崎市														1(1)		
静岡市																
名古屋市 京都市																
大阪市 神戸市																
広島市																
北九州市 福岡市																
函館市 旭川市																
秋田市																
郡山市														1(1)		
宇都宮市川越市																
船橋市																
横須賀市 相模原市																
新潟市 富山市																
金沢市長野市																
岐阜市																
浜松市 豊橋市																
岡崎市																
豊田市 堺市																
高槻市 東大阪市																
姫路市 奈良市																
和歌山市																
岡山市 倉敷市														1	1	1
福山市																<u>'</u>
下関市 高松市																
松山市 高知市																
長崎市																
熊本市 大分市																
宮崎市 鹿児島市																
合 計	1									1	1	3	3	19(7)	3	3
1 法第36	6冬の相定	に基づき押	捏されたフ	大宗基準谚	田施設に信	もろ施設 乃	75事業場の	D数を会む								

日 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 8 (2) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

						廃棄物	焼却炉				(加克	(个里犬只力)	」 - 印炬	合 計	<u> 政令市</u>
	2t/hl	以上 ~ 未満	200kg/l 2t/h	h以上~ 未満	100kg/h 200kg/	ı以上~	50kg/h 100kg	以上~ /h未滞	50kg/	ˈh未満 ·l以上)	小	計		#1	
	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末	17年度末	16年度末		16年度末	17年		16年度末
北海道	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	事業場数 1	施設数	施設数 1
青森県 岩手県															
宮城県 秋田県															
山形県															
福島県茨城県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
栃木県 群馬県					1	1					2	2	1	2	2
埼玉県												1			- 1
千葉県 東京都			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県新潟県															
富山県												4			
石川県 福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)			6(6)	6(6)	2(2)	6(6)	6(6)
山梨県 長野県															
岐阜県 静岡県															
愛知県															
三重県 滋賀県															
京都府 大阪府			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
兵庫県 奈良県															
和歌山県															
鳥取県 島根県															
岡山県 広島県															
山口県											_	_			
徳島県 香川県			1	1	1	1					2	2	2	2	2
愛媛県 高知県			1	1							1	1	2	4	4
福岡県															
佐賀県 長崎県															
熊本県 大分県															
宮崎県 鹿児島県															
沖縄県			2	2							2	2	2	2	2
札幌市 仙台市															
<u>さいたま市</u> 千葉市			1	1							1	1	1	1	1
横浜市川崎市			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
静岡市															
名古屋市 京都市															
大阪市 神戸市															
広島市															
北九州市 福岡市															
函館市 旭川市															
秋田市郡山市															
いわき市	1(1)	1(1)									1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
宇都宮市															
船橋市 横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市 長野市															
岐阜市 浜松市															
豊橋市															
岡崎市 豊田市															
堺市 高槻市															
東大阪市 姫路市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市 福山市											1	1	1	1	1
下関市															
高松市 松山市															
高知市 長崎市															
熊本市															
大分市 宮崎市															
鹿児島市 合計	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	6(2)	6(2)	2(2)	2(2)	0	0	24(11)	24(11)	20(7)	27(11)	27(11)
1 法第3	6条の規定	- 其づき押	握されたっ	大気其準滴	田施設に係	ミろ施設乃	7/車業提(つ数を含む	. 0	. 0	/	/			(11)

日 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を())内に再掲した。

表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		(施設利 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であっ						性 類分	」- 都追 	目付保・	以令 「	1別)			
					殳、湿式集 廃液を排出		び灰の貯留	留施設であ	って	を 又	重基準対象 設置する∃ は事業場か 排出される	- 場 Nら		合 計	
	湿:	プス洗浄施記 式集じん施	眨段		灰の貯留施			小計		긴	Kの処理施	设			
北海道	17年 事業場数	<u>度末</u> 施設数	16年度末 施設数	17年 事業場数	度末 施設数	16年度末 施設数	17年 事業場数	度末 施設数	16年度末 施設数	17年 事業場数		16年度末 施設数	17年 事業場数	度末 施設数	16年度末 施設数
青森県															
岩手県 宮城県															
秋田県 山形県										1	1	1	1	1	1
福島県茨城県	2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)
栃木県 群馬県	1	1 2	1 2				1	1 2	1	1	1	1	2	2 2	2
埼玉県 千葉県			_					_	_						
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県新潟県															
富山県 石川県															
福井県 山梨県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
<u>長野県</u> 岐阜県															
静岡県 愛知県															
三重県 滋賀県															
京都府															
大阪府 兵庫県															
奈良県 和歌山県															
<u>鳥取県</u> 島根県															
岡山県 広島県															
山口県 徳島県															
香川県愛媛県															
高知県															
福岡県 佐賀県															
長崎県 熊本県															
大分県 宮崎県															
鹿児島県 沖縄県															
札幌市 仙台市															
さいたま市 千葉市															
横浜市川崎市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
静岡市 名古屋市															
京都市大阪市															
神戸市															
広島市 北九州市															
福岡市 函館市															
旭川市 秋田市															
郡山市	1(1)	2(2)	2(2)				1(1)	2(2)	2(2)				1(1)	2(2)	2(2)
宇都宮市															
船橋市 横須賀市															
相模原市新潟市															
富山市金沢市															
長野市 岐阜市															
浜松市															
豊橋市 岡崎市 豊田市															
豊田市 堺市															
高槻市 東大阪市															
姫路市 奈良市															
和歌山市 岡山市															
倉敷市 福山市														-	
下関市高松市															
松山市高知市															
長崎市															
熊本市 大分市															
宮崎市鹿児島市															
合計 1 法第36	9(4) 条の規定に		握されたフ	K質基準対	象施設に係	系る施設及	び事業場の	数を含む。					•		15(5)

1 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

・		焼結鎖	広の製造	の用に		製鋼用	電気炉		l	(加)	文性與	り ・ /2	去 - 都	理 打 牙 亜鉛 回	₹・此 次: 収施設	マロか)			
# 1		供	する焼絲	炉						焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉	
# 1		度末施 設数	表第二	別表第 一 (c)	17年 度末施 設数	附則別 表第二 (a)	別表 法施行 前設置	法施行後設置	17年 度末施 設数	表第二	_	度末施 設数	表第二	別表第 一 (c)	度末施 設数	表第二	_	度末施 設数	表第二	_
### 25			1		3	3		(6)	(атс)			(атс)			(атс)			(a+c)		
安通年					1	1						1	1		1	1				
は野球 2 2 5 5 3 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	宮城県				2		2													
佐藤原 2 2 3 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	秋田県																			
受ける	山形県 福島県								2	2										
# 1	茨城県	2	2																	
サラロ	栃木県 群軍県																			
# 50	埼玉県																			
特別	千葉県	3	3																	
	神奈川県																			
□ 日本	新潟県					4														
計画性	国山県 石川県				1	1														
# 2018	福井県																			
# 中級	山梨県																			
要知度 3 2 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																				
	静岡県				40	40														
接触機	変	3	3		12	12			1	1								1	1	
大良部 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	滋賀県																			
兵皇居 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					Δ	2		1												\vdash
別数回信	兵庫県	1	1																	
無数型																				
最級信 6 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	鳥取県																			
近島県 2 2 1 10 2 1 12 10 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	島根県				6	6														
山口禮 12 10 2 10 2 10 2 10 2 10 1 1 1 1 1 1 1	一 広島県	2	2																	-
意)機 高利益 高利益 高利益 高利益 高利益 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	山口県				12	10		2												
京製度	徳島県 香川県																			
절면류	愛媛県																			
佐賀原															1	1				
長祖僧 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀県				1	1									<u>'</u>	<u>'</u>				
大分傳 原光島環 八州線県 1 1 1 4 4 4 4 1 5 1 1 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長崎県																			
宮崎県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>熊本県</u> 大分県				1	1														
中級問	宮崎県																			
利用	鹿児島県				1	1														
さいます。	札幌市				1	1														
平実市 2 1 1 1 4 4 4 1 1 1 1 4 4 4 1 1 1 1 1 1					3	3														ļ
様浜市 1 1 4 4 4 9 9 1 9 1 9 1 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	千葉市	2	1	1																
静岡市 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			,																	
名古屋市 2 2 2	川崎市 静岡市	1	1		4	4														
大阪市	名古屋市				2	2														
神戸市	京都市 大阪市				10	9	1													
北八州市 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	神戸市				10	Ĭ														
福岡市		2	2		2	2														
旭川市 秋田市	福岡市	,			J	J														
秋田市 即山市																				ļ
郡山市																				
	郡山市								<u> </u>	ļ .		ļ .	ļ .						_	
川越市	いわざ市 宇都宮市				1		1		1	1		1	1					2	2	
横須賀市	川越市																			
相模原市	船橋市 横須賀市				1		1													\vdash
新潟市 富山市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	相模原市																			
金沢市 長野市 2 2 2	新潟市				4		1													
長野市	金沢市																			
浜松市 1 1 豊橋市 1 1 豊田市 5 5 堺市 5 5 高槻市 5 5 東大阪市 5 5 が路市 5 5 京良市 7 1 和歌山市 2 2 2 自敷市 4 4 6 6 福山市 5 4 1 1 市 1 1 1 1 高松市 1 1 1 1 高知市 6 6 6 6 6 高知市 6 6 6 6 6 大分市 2 2 2 2 2 宮崎市 8 6 6 6 6 6 東京市 1 1 1 1 1 大分市 2 2 2 2 2 宮崎市 8 6	長野市				_	_														<u> </u>
曹橋市 1 1 1 門崎市 5 5 5 境市 5 5 5 東大阪市 5 5 1 1 東大阪市 5 5 1 1 1 野食市 2 2 2 2 1 1 1 岡山市 6 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td> 2</td> <td></td>					2	2														
曹田市 5 5 5 1	豊橋市				1	1														
現市																				\vdash
東大阪市	堺市				5	5														
遊路市																				
奈良市 2 2 2 1 1 和歌山市 2 2 2 1 1 倉敷市 4 4 6 6 福山市 5 4 1 1 下開市 高松市 1 1 1 高知市 長崎市 長崎市 1 1 1 大分市 2 2 2 2 宮崎市 鹿児島市 1 1 1 1 鹿児島市 1 </td <td>姫路市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td>	姫路市				5	5			1	1										
回山市 4 4 6 6 福山市 5 4 1 1 下関市 1 1 1 高松市 1 1 1 松山市 高知市 長崎市 長崎市 熊本市 2 2 2 宮崎市 鹿児島市 1 1	奈良市		-							ļ .										
倉敷市 4 4 6 6 6		2	2		2	2			1	1										\vdash
下間市	倉敷市					6														
高松市	福山市	5	4	1																
松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 2 2 宮崎市 鹿児島市	高松市	L			1	1													L	
長崎市 熊本市 大分市 2 2 宮崎市 鹿児島市	松山市																			
熊本市 2 2	局知市 長崎市																			\vdash
宮崎市	熊本市																			
鹿児島市	大分市	2	2	1																\vdash
	鹿児島市																			
		31	29	2	115	104	8	3	7	7	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0

表 - 10(2) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

			亜鉛回]収施設			1		(心語	没 種類	<u>アル</u> アル	<u>ス - 日)</u> ミニウム	連削5 合金製造	施設	הע וו ב)		
	17年	乾燥炉 附則別			小 計 附則別	回事第	17年	焙焼炉 附則別		17年	溶解炉			哲燥炉			小計	別表第
	- / 年 度末施 設数 (a+c)	表第二 (a)	(c)	度末施	表第二	(c)	度末施	表第二	_	度末施 設数 (a+c)	表第二	(c)	度末施 設数 (a+c)	表第二	別表第 一 (c)	度末施設数	表第二 (a)	(c)
北海道	(атс)						(атс)			(a+c) 5	5		(атс)			(a+c)	5	
青森県 岩手県				2	2													
宮城県秋田県										2	2					2	2	
山形県										4						4		
福島県茨城県				1	1		1	1		25 30	23 30		2			28 33	26 33	
栃木県				·	·					60	57	3	3	2	1	63	59	4
群馬県 埼玉県							1	1		7 39	4 24		1 4		2	9 43	5 26	
千葉県 東京都										11	11		2	2		13	13	
神奈川県																		
新潟県 富山県										9 44	5 41	3				9	5 41	
石川県										1	1					1	1	
福井県 山梨県										13 5	10 5		1	1		14	11	
長野県 岐阜県										19 2	8		3	2	1	22	10	
静岡県							5			82	68	14	6		1	93	76	17
愛知県 三重県				2	2		7	5 1	2	110 31	83 25		10	8	1	127 35	96 28	
滋賀県										17	13	4	1	1		18	14	4
京都府 大阪府										4 13	13		3	2	1	4 16	15	1
兵庫県 奈良県		H =								8	8					8	8	$\vdash \exists$
和歌山県																		
鳥取県 島根県																		$\vdash \vdash \vdash$
岡山県 広島県										3	3					3	3	
山口県										3	3	1				3	3	1
徳島県香川県										1	1					1	1	
愛媛県																		
高知県福岡県	1	1		2	2					18	11	7	3	1	2	21	12	9
佐賀県 長崎県										2	2					2	2	
熊本県										15	11		1	1		16	12	
大分県 宮崎県										1	1					1	1	
鹿児島県										2	1					2	1	
沖縄県 札幌市																		
仙台市 さいたま市																		
千葉市																		
横浜市川崎市										3	2	1	1	1		4	3	1
静岡市 名古屋市										19	18	4				19	18	1
京都市										8	8		1	1		9	9	
大阪市 神戸市										2	2					2	2	
広島市										1	1		1	1		2	2	
北九州市 福岡市							1		1	4	3	1				5	3	2
函館市 旭川市																		
秋田市										1	1					1	1	
郡山市 いわき市				4	4					1		1				1		1
宇都宮市										1	1					1	1	
川越市 船橋市										1	1	1				1	1	1
横須賀市 相模原市		1																\vdash
新潟市富山市										2		2			_			
金沢市										2		2	2		2	4		4
長野市 岐阜市		<u> </u>																$\vdash \vdash \vdash$
浜松市										6	6					6	6	
豊橋市 岡崎市										5 1	4	1				5 1	4	
豊田市										31	23		4	2	2	35	25	10
堺市 高槻市										6	6		1	1		7	7	
東大阪市 姫路市				1	1		2	2		14	14					16	16	\vdash
奈良市										1	14	1				10	10	1
和歌山市 岡山市				1	1													\vdash
倉敷市							1	1		8	8					9	9	
福山市 下関市										12	12					12	12	
高松市 松山市										1	1					1	1	
高知市																		
長崎市態本市																		
大分市										2	2					2	2	
宮崎市 鹿児島市										2	2					2	2	
合 計	1	1	0	15	15	0	20	15	5	723	596	127	56	40	16	799	651	148

表 - 10(3) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

5 元 1												焼却炉									
March Marc		17年			筆—																
Career C		度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
2 1			(a)				(a)				(a)				(a)				(a)		
# 高元章 15 17 17 3 30 37 9 8 5 27 9 8 6 7 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北海道		10				22				93				35				3 17		5
NESSES 4 3 3 20 226 22 33 22 4 60" 20 320 4 33 4 35 35	青森県												3			6	36	14	6		8
No.					_			9	4							3					6
株理学院 19 19 19 19 19 19 19 1					,				4												
対象性 1			5	1	1				5	29	17				31	1					5
出来の					0				2												7
### 1																					11
本語の	群馬県	17	17			31			3	57	43			58	31		27	32	16		16
#型性 122 80 161 20 46 20 11 11 46 48 35 77 3 4 64 46 20 10 7 40 27 40 27 40 27 40 4									_											3	56
押令回信 20																					15 27
京山田田																1				4	
日本語画		8						2	5							3					10
中央所	富山県	7	1		6				3			1									2
山色線 3 3 2 4 15		6	6									5				1					
株色素 2 2 33 21 4 15 77 10 57 10 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	山梨県					24	15		9	30	28			36	19		17	10) 9		1
野科師									4.4												8
登出版 66 377 4 4 5 75 4 27 7 110 80 8 110 94 73 2 1 32 20 7 7 1 10 80 8 110 94 73 2 1 32 20 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				2	4											- 1					19
登録機 5 10 2 4 4 55 22 111 9 56 28 29 23 24 57 3 24 127 127 12 5 5 5 20 24 27 29 20 5 5 5 20 24 27 29 20 5 5 5 20 24 24 25 29 20 5 5 5 20 24 24 25 29 20 5 5 5 20 24 24 25 29 20 5 5 5 20 24 24 25 29 20 5 5 20 24 24 25 29 20 5 5 24 25 20 24 24 25 29 20 25 1 5 4 25 20 24 25 20 24 24 25 20 24 25 25 20 24 24 25 20 24 25 25 20 24 24 25 20 24 25 25 20 24 24 25 20 24 25 25 25 20 24 24 25 20 24 24 25 20 24 25 25 25 25 20 24 24 25 20 24 25 25 25 25 20 24 24 25 20 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	愛知県	46	37		5	52	42	3	7	110	92	8	10	94	73		21	32	25		7
京都田田 7 3 4 15 15 17 17 17 18 18 18 18 18																3					5
大阪西部 39 20 1 8 27 29 2 6 50 41 6 7 28 20 8 12 11 1 1 1 1 1 1 1									4					63	25						5
兵皇照 29 28 1 5 41 33 11 5 56 77 5 5 138 194 31 11 33 5 5 5 5 5 5 188 194 31 11 33 5 5 5 5 5 5 5 194 3 11 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5	大阪府	39	30		8	37	29	2	6	53	41	5	7	28	20		8	12	2 11		1
特徴に関	兵庫県	29	23	1		41	35	1		86	73	8	5	135	104		31	41	35		6
最近異 5 5 5 7 7 3 3 1 39 34 2 3 40 39 19 8 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1		5	4		1				7												5
具機性 6 3 3 3 6 8 5 1 1 42 27 39 6 6 33 17 2 14 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		5	5																		1
正音展 1	島根県	6	3		3	6	5	1		42	27	9	6	33	17		14	3	3 2		1
世紀帝 13 11 2 2 27 18 1 1 8 6 1 46 5 11 57 46 5 12 30 29 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					-				_												
機能機能 3 2 1 22 20 20 3 55 6 40 6 69 59 38 19 71 14 5 5 5 69 38 19 71 14 5 5 68 38 39 72 20 20 71 75 5 68 38 39 72 20 8 5 20 20 71 75 5 68 50 36 30 20 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5									8												1
要要権 8 6 6 21 11 5 6 5 56 64 69 9 11 69 51 38 37 29 8 8 6 8 8 9 11 69 51 38 77 29 8 8 6 8 8 9 11 69 51 38 77 29 15 52 3 8 6 8 8 9 1	徳島県			2		23		20		52	6	40	6	95			36	19)		5
高級関		7			3				2				3								5
福岡陽 16 15 3 35 30 0 55 77 54 77 10 120 17 33 30 60 56 2 3 6 5 77 54 77 10 120 17 33 60 56 2 3 6 5 77 54 77 10 120 17 30 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		8	8										1 4								8
展展標 8 2 2 3 3 14 10 4 770 51 7 7 12 33 16 20 8 6 4 2 3 7 7 7 12 33 16 20 8 6 4 3 7 7 7 7 12 33 16 20 8 6 6 2 2 1 13 11 1 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 2 8 2 2 1 1 1 1		18	15		3				5												2
藤美原 1 1 1 2 20 22 4 4 5 40 5 5 48 12 8 20 13 6 4 2 1 2 音響 20 13 11 2 1 3 11 2 2 2 2 1 1 20 11 9 9 8 8 1 1 2 音響 20 13 11 2 1 3 11 2 2 2 2 2 1 1 20 11 9 9 8 8 1 1 2 2 2 2 2 1 1 20 11 9 9 8 8 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 0 1 1 9 9 8 8 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 0 1 1 9 9 8 8 1 1 2 2 2 2 1 1 2 0 1 1 9 9 8 8 1 1 2 2 2 2 1 1 2 0 1 1 9 9 8 8 1 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀県								2												3
大分類		8			3				4							Ω					2
置き換した		1							2				1			0					1
沖縄層	宮崎県	8	5	2	1	11	10		1	28	25			40	14				2		2
杜幌市 9 6 3 8 5 1 2 4 3 1 5 2 7 3 4 4		-	2		2				4												5
仙台市 10 6 4 7 5 2 5 3 2 10 7 3 1 1 3 6					3				2				20								
干貨荷 14 8 2 4 4 4 4 1 8 6 6 2 177 9 8 8 9 6 3 3 3 4 前項币 24 19 4 1 5 4 1 177 12 2 3 19 16 3 32 29 3 3 3 1 16 11 1 4 2 3 2 2 8 8 3 5 5 8 9 1 6 6 3 3 1 1 1 1 1 1 4 2 3 2 2 8 8 3 3 5 5 8 9 1 1 4 2 2 2 1 1 1 1 4 2 3 2 2 8 8 3 3 5 5 8 9 1 1 4 2 2 2 1 1 1 1 4 2 3 2 2 8 8 3 3 5 5 8 9 1 1 4 2 2 2 1 1 1 1 4 2 3 2 2 8 8 8 6 10 6 6 3 1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	仙台市	10	6		4				2	5	3		2	10	7		3	1	1		
横浜市 24 19 4 1 5 4 1 1 5 4 1 1 77 12 2 3 3 19 16 3 3 32 29 3 5 月神回市 9 8 1 1 4 2 2 2 17 11 4 2 36 29 7 19 13 6 6 6 位置市 14 12 2 1 1 1 1 5 6 1 1 1 2 1 1 2 6 1 8 8 6 10 1 6 3 3 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 6 1 8 6 6 10 1 6 3 1 3 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 6 1 1 8 2 2 1 1 1 1 6 6 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1																	1				6
川崎市 21 16 5 7 3 3 1 15 11 4 2 2 7 19 13 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6					1								3				3				3
会占履市 14 12 2 1 1 5 4 1 22 8 8 6 10 6 3 1 1 14 11 2 1 2 0 18 2 20 18 2 20 18 2 20 18 2 20 18 2 20 18 2 20 18 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 3 3 1 5 5 5 11 9 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </td <td>川崎市</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>_</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>3</td> <td></td> <td>5</td>	川崎市	21			5		3	3	1	15	11	_	4	2	2			8	3		5
京都市 18 12 3 3 1 1 1 1 14 11 2 1 6 3 3 3 8 7 7 1 1 14 11 2 1 16 8 3 3 3 8 7 7 1 1 14 11 2 1 1 6 8 3 3 3 8 7 7 1 1 1 14 11 2 1 1 6 8 3 3 3 8 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									2				2				7				6
大阪市 30 23 3 4 5 4 1 14 11 2 1 6 3 3 8 7 1					3	•							1								2
広島市 9 6 3 7 5 5 2 36 25 2 9 19 14 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大阪市		23	3	4	5	4		1	14	11	2	1	6	3		3				1
北八州市 22 16 6 5 5 22 17 5 11 9 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1																		4	4		
福岡市 9 6 3 4 3 4 3 1 1 5 5 5 8 8 5 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					3	_			2				9				5	1 1	1		
旭川市 2 2 3 3 2 1 1 1 4 2 2 2 1 1 1 1 4 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1					3				1				·				3	·			
秋田市	函館市	3			2					3	3			3	2		1				
野山市 5 5 6 2 3 3 6 6 5 1 1 2 2 3 8 6 6 2 6 6 4 2 2 7 8 8 6 1 2 7 6 6 1 1 2 2 2 7 8 8 7 7 6 6 1 1 2 2 2 7 8 8 7 8 7 8 7 8 8 7 7 1 8 8 8 4 1 5 5 2 8 8 8 6 1 2 6 8 4 8 8 4 1 5 5 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		2			3	3	1	- 1	1	7	7		1	4 2	2		1		1		
いわき市	郡山市	5	5				1		1	2	2			Ü	6		2				2
川越市 2 2 8 3 2 1 2 2 1 1 4 1 4 1 3 3 3 1 1 2 2 1 横飛市 8 8 2 2 2 2 1 1 1 4 4 1 1 3 3 3 1 1 2 2 1 4 4 4 1 1 3 3 3 2 1 1 4 4 4 1 1 3 3 3 2 1 1 4 4 4 1 1 3 3 3 2 1 1 4 4 4 1 1 3 3 3 2 1 1 4 4 4 1 1 3 3 3 2 1 1 4 4 4 1 1 1 3 3 3 3 1 1 4 4 3 2 1 2 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	いわき市		8	4	1				3		5		1				1				2
解稿市 8 4 8 2 2 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									1			1	2								2
横須賀市 5 4 1 1 3 3 3 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1	船橋市	8		8		2		2		_				7	3		4	3	3 2		1
新潟市 9 8 1 1 11 7 2 2 2 17 15 1 1 24 14 10 12 9 3 3 金沢市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	横須賀市	5			1												2	1			1
富山市 1					1				2				1				10				2
金沢市 5 5 5 2 2 1 7 5 5 2 10 7 3 7 5 2 2 10 7 6 3 3 7 5 5 2 2 10 7 6 5 5 5 6 6 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			0		<u>'</u>		,									7					
岐阜市 5 5 6 5 1 5 5 8 6 2 4 4 浜松市 4 4 11 10 1 20 18 2 25 22 3 8 8 豊橋市 3 1 2 6 3 1 2 6 3 3 1 1 岡崎市 5 5 8 1 12 10 1 1 12 11 1 6 6 出市 10 9 1 2 2 8 8 177 9 8 8 7 1 高槻市 5 5 2 2 1 1 2 2 5 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 2 3 3 2 2 2 2 2 </td <td>金沢市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>5</td> <td></td> <td>2</td> <td>10</td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td></td> <td>2</td>	金沢市					2	2			7	5		2	10	7		3	7	5		2
浜松市 4 4 4 4 4 4 4 4 11 10 1 20 18 2 25 22 3 8 8 豊橋市 3 1 2 3 3 1 1 1 関田市 7 3 1 3 4 3 1 6 6 6 5 1 4 3 1 現市 10 9 1 2 2 8 8 17 9 8 8 7 1 高槻市 5 5 2 1 1 2 2 5 3 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 2 3 3 2 2 1 1 3 3 2 2 1 1 3 3							E	4	1												
豊橋市 3 1 2 3 3 1 2 6 3 1									1	20	18		2		22		3				
盟田市 7 3 1 3 4 3 1 6 6 5 1 4 3 1 7 7 9 8 8 7 1 1 9 1 2 2 8 8 17 9 8 8 7 1 1 2 2 3 2 2 2 2 1 1 2 2 5 3 2 2 2 2 1 1 2 2 5 3 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 1 1 3 3 2 2 1 1 3 3 2 2 1 1 3 3 2 2 1 1 3 3 2 2 1 1 3 3 2 1 1 <td>豊橋市</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>_</td> <td>6</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td>	豊橋市	3	1	2						6	3	1	_	6	3		3	1	1		
理市		5			_		•						1				1				1
高槻市 5 5 2 1 1 2 2 5 3 2 2 1 1 東大阪市 8 1 5 2 3 1 2 3 2 2 2 2 1 1 姫路市 7 6 1 9 7 2 9 6 3 18 12 6 7 5 2 奈良市 4 4 4 5 5 5 5 13 8 5 6 5 11 和歌山市 6 6 3 2 1 1 13 13 22 21 1 11 8 3 倉敷市 11 8 3 12 9 3 3 22 0 1 1 6 6 4 4 3 1 倉敷市 11 8 3 12 9 3 32 20 1 1 6 6 2 1 1 1 福山市 6 2 4 4 6 6 6 1 1 1 3 2 1 1 1 1 <td< td=""><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td>3</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1 2</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></td<>		10			3		3		1								1 2				1
東大阪市 8 1 5 2 3 1 2 3 2 2 2 2 2 1 1 2 3 3 2 2 2 2 1 1 2 3 3 2 2 1 1 2 3 1 2 9 6 3 18 12 6 7 5 2 2 2 1 1 3 18 12 6 7 5 5 1 2 2 1 1 3 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 2 2 1 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 1	高槻市	5	5			2	1			2	2			5	3		2				
奈良市 4 4 4 5 5 13 8 5 6 5 1 和歌山市 6 3 2 1 13 13 22 21 1 11 8 國山市 7 4 3 2 1 1 31 27 1 3 18 12 6 4 3 1 倉敷市 11 8 3 12 9 3 22 20 1 1 6 6 2 1 1 1 福山市 6 2 4 6 6 16 15 1 3 5 6 9 5 5 下関市 2 1 1 4 4 7 7 7 9 7 2 1 1 高松市 5 2 3 2 1 10 6 4 18 12 6 1 1 1 機山市 5 5 3 2 1 10 6 4 18 6 12 2 1 1 高知市 3 3 1 1 4 4 4	東大阪市	8	1	5						3				2		2				-	1
和耿山市 6 6 6 3 3 2 1 1 13 13 22 21 1 11 18 3 3 自動					1	9	7		2				3								2
図山市 7 4 3 2 1 1 31 27 1 3 18 12 6 4 3 1 倉敷市 11 8 3 12 9 3 322 20 1 1 6 6 2 1 1 福山市 6 2 4 6 6 16 15 1 35 26 9 5 5 下関市 2 1 1 4 4 7 7 9 7 2 1 1 高松市 5 2 3 2 1 10 6 4 18 12 6 1 1 高和市 3 3 1 1 4 4 18 6 12 2 1 1 長崎市 4 4 1 1 4 4 1 1 9 9 13 9 4 4 4 長崎市 4 4 1 1 7 7 9 7 2 2 2 2 大分市 9 2 4 4 4 4 4 4						3	2		1												3
福山市 6 2 4 6 6 6 16 15 1 35 26 9 5 5 1 1 1 36 26 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	岡山市	7	4	3		2	1		1	31	27	1	3	18	12			4	3		1
下閉市 2 1 1 1 4 4 4 7 7 7 9 9 7 2 1 1 1									3	22	20		1		6		_				1
高松市 5 2 3 8 7 1 9 6 3 2 1 1 松山市 5 5 3 2 1 10 6 4 18 12 6 1 1 高知市 3 3 1 1 4 4 18 6 12 2 1 1 長崎市 4 4 1 1 1 9 9 13 9 4 4 4 熊本市 4 4 1 1 7 7 9 7 2 2 2 2 大分市 9 2 4 3 2 1 1 2 7 7 2 5 3 3 宮崎市 3 3 5 5 2 1 1 7 7 7 2 5 3 3 宮崎市 3 5 5 2 1 1 7 7 7 2 5 3 3 鹿児島市 7 5 2 4 2 2 1 3 4 1 3 4 1 3 4													1								
松山市 5 5 3 2 1 10 6 4 18 12 6 1 1 高知市 3 3 1 1 4 4 18 6 12 2 1 1 長崎市 4 4 4 1 1 9 9 13 9 4 4 4 4 熊本市 4 4 1 1 1 7 7 7 9 7 2 2 2 大分市 9 2 4 3 2 1 1 2 7 7 2 5 3 3 宮崎市 3 3 5 5 2 1 1 7 4 3 4 1 3 鹿児島市 7 5 2 4 2 2 13 7 6 11 5 6 3 2 1	高松市	5	2							8	7		1	9	6		3	2			1
長崎市 4	松山市									10	6		4		12			1	1		
 熊本市 4 4 4 1 1 1 7 2 2 5 3 3 5 5 2 1 1 2 7 7 2 5 3 3 3 4 1 3 8 2 1 1 7 4 3 4 1 3 8 9 7 2 2 2 1 1 7 6 11 5 6 3 2 1 			А																		1
大分市 9 2 4 3 2 1 1 20 11 2 7 7 2 5 3 3 宮崎市 3 5 5 2 1 1 7 4 3 4 1 3 鹿児島市 7 5 2 4 2 2 13 7 6 11 5 6 3 2 1						-															
鹿児島市 7 5 2 4 2 2 13 7 6 11 5 6 3 2 1	大分市					2	1		1	20	11	2		7	2		5	3	3		
			E																		3
	合計	1086							233				391			111				35	370

表 - 10(4) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法 - 都道府県・政令市別) 原棄物焼却炉 合 計

	1			廃棄物	焼却炉				(1151	<u>又作里夫只</u> 合	<u>力」 · 72</u> 計	- HD
	50ka	g/h未満 (0.5㎡以	上)	77624774	/]\	計			н	н.	
	17年	附則別	別表	第一	17年	附則別	別表	第一	17年	附則別	別表	
1	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
	設数	(a)	前設置	後設置	設数	(a)	前設置	後設置	設数	(a)	前設置	後設置
1F:/=:*	(a+b+c)	-	(b)	(c)	(a+b+c)	400	(b)	(c)	(a+b+c)	404	(b)	(c)
北海道 青森県	10 15	5 6	2	5	281 180	182 100	14 18	85 62	290 183	191 103	14 18	85 62
岩手県	7	2		5	173	86	30	57	173	86	30	57
宮城県	5	4		1	145	93	- 00	52	149	95	2	52
秋田県	3	3			96	70	3	23	96	70	3	23
山形県	6	5		1	134	72	5	57	138	76	5	57
福島県	7	7			147	127	3	17	177	155	3	19
茨城県	15	10		5	448	253	18	177	489	292	20	177
栃木県	10	8		2	229	163	2	64	295	225	2	68
群馬県	16	4		12	211	139	4	68	221	145	4	72
埼玉県	17	7		10	390	280	9	101	438	311	9	118
千葉県	20	8		12	485	292	10	183	501	308	10	183
東京都	28	17		11	373	246	24	103	376	249	24	103
神奈川県	5	3		2	186	144	13	29	187	145	13	29
新潟県	22	14	1	7	282	195	11	76	295	204	11	80
富山県	4	2		2	101	68	1	32	146	110	1	35
石川県	1 8	7		1	112 133	82 96	6	30	113 147	83 107	6	30 34
福井県 山梨県	6	5		1	109	79	1	29	115	85	1	29
長野県	9	8		1	231	182	5	44	253	192	5	56
岐阜県	12	12			291	250	11	30	293	252	11	30
静岡県	21	11		10	392	289	14	89	485	365	14	106
愛知県	17	12		5	351	281	15	55	495	394	15	86
三重県	15	11	1	3	261	170	43	48	296	198	43	55
滋賀県	13	13			177	131	1	45	195	145	1	49
京都府					110	80		30	114	82		32
大阪府	11	6		5	180	137	8	35	200	155	8	37
兵庫県	18	15		3	350	285	10	55	360	295	10	55
奈良県	3	2		1	195	121		74	195	121		74
和歌山県	14	12		2	143	106	4	33	143	106	4	33
鳥取県	3	2		1	111	81	5	25	111	81	5	25
島根県	7	6		1	97	60	12	25	103	66	12	25
岡山県	9	9		_	142	121	4	17	145	124	4	17
広島県	20	15		5	205	154	6	45	210	159	6	45
山口県 徳島県	11	8	4	3	199 196	156	139	37	214 196	168	130	40 51
徳島県 香川県	4 8	5	4	3	196 138	91	139	51 45	196 139	92	139 2	51 45
<u></u>	17	8		9	138 228	153	14	45 61	139 228	153	14	45 61
高知県	5	4		1	138	90	7	41	138	90	7	41
福岡県	20	17		3	324	261	7	56	347	275	7	65
佐賀県	6	4		2	134	96	3	35	137	99	3	35
長崎県	7	5		2	145	92	10	43	146	93	10	43
熊本県	13	6	5	2	146	87	17	42	163	100	17	46
大分県	3	3	-		69	56		13	69	56		13
宮崎県					91	56	3	32	92	57	3	32
鹿児島県	7	5		2	166	105	3	58	168	106	3	59
沖縄県	4	2		2	104	44	3	57	105	45	3	57
札幌市	3	3			33	23	5	5	34	24	5	5
仙台市	1	1			34	23		11	37	26		11
さいたま市	7	3		4	41	28	2	11	41	28	2	11
千葉市	5	1		4	57	34	2	21	59	35	2	22
横浜市	7	7			104	87	7	10	108	90	7	11
川崎市	4	3		1	57	38	3	16	62	43	3	16
静岡市	8	7		1	93	70	5	18	93	70	5	18
名古屋市	10	3	3	4	62	34	17	11	83	54	17	12
京都市					73	60	5	8	82 75	69	5	8
大阪市 神戸市	1	1			63 42	48 38	5	10	42	59 38	6	10 4
広島市	4	3		- 1	76	54	2	20	78	56	2	20
北九州市	2	1		1	63	49		14	74	58		16
福岡市	1			1	27	19		8	27	19		8
函館市	l '			<u>'</u>	9	6		3	9	6		3
旭川市	3			3	13	6		7	13	6		7
秋田市	1	1			17	12	1	4		13	1	4
郡山市					23	18		5	23	18		5
いわき市					33	21	4	8	38	25	4	9
宇都宮市	1			1	23	12	4	7	24	12	5	7
川越市	1			1	15	7	1	7	16	8		7
船橋市					20	5	10	5	22	5	11	6
横須賀市	5			5	17	8		9	17	8		9
相模原市	2	1		1	30	27	_	3	30	27	-	3
新潟市	2	2		4	75	55	3 22	17	75 42	55	3 23	17
富山市	1	1	1	1	37	25	22	15 7		25	23	19 7
金沢市 長野市	 1	1			32 27	25 22		5	32 27	25		5
岐阜市	2	2			30	27	1	2	32	29	1	2
浜松市	2	2			70	64	'	6		70	<u>'</u>	6
豊橋市					19	11	3	5	25	16	3	6
岡崎市	1			1	36	32	1	3	37	33	1	3
豊田市	i '				27	20	1	6	62	45	1	16
堺市	2	2			47	35		12	59	47		12
高槻市					14	11	1	2	14	11	1	2
東大阪市					18	1	12	5	18	1	12	5
姫路市	2	2			52	38		14	74	60		14
奈良市	2	1		1	30	23		7	31	23		8
和歌山市	7	6		1	62	56		6	67	61		6
岡山市	3	1		2	65	48	4	13	65	48	4	13
倉敷市	3			3	56	44	1	11	75	63	1	11
福山市					68	54		14	73	58		15
下関市	2	2			25	22		3	37	34		3
高松市	 				24	16		8	26	18		8
松山市	1			1	38	26	1	11	39	27	1	11
高知市	ļ .				28	12	3	13	28	12	3	13
長崎市	1	1			32	28		4	32	28		4
熊本市	1	1			24	22	^	16	24	22	-	2
大分市	3	3			44	22	6	16	48	26	6	16
宮崎市 鹿児島市	-				21 38	11 21	2	10 15	21 40	11 23	2	10 15
	585	379	17	189	11593	7981	658	2954			666	3107
合 計	J00	319	- 1/	109	11000	1 30 1	000	2504	12000	0/00	000	010/

表 - 10(5) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

						(ルビュ	又作工共	!別・釒		女/太天 収施設	F 关 1余/	エマル	はマー 1	心压的	宗・以	X ゴリ	נימ (
	17年度末施	焙焼炉 附則別 表第二	_	度末施	表第二	_	17年度末施	溶鉱炉 附則別表第二	別表第一	17年 度末施	表第二	別表第一	17年度末施	表第二	別表第 - (c)	17年度末施	小 計 附則別 表第二	別表第一
	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(C)	設数 (a+c)	(a)	(c)
北海道 青森県																		
岩手県																		
宮城県 秋田県																		
山形県																		
福島県茨城県																		
栃木県																		
群馬県 埼玉県																		<u> </u>
千葉県																		
東京都神奈川県																		
新潟県																		
富山県 石川県																		
福井県																		
山梨県 長野県																		
岐阜県 静岡県																		
愛知県																		
三重県 滋賀県																		
京都府																		
大阪府 兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県 鳥取県		1														-		
島根県																		
岡山県 広島県																		
山口県																		
徳島県 香川県																		
愛媛県 高知県	2	2											1	1		3	3	
福岡県																		
佐賀県 長崎県																		
熊本県																		
大分県 宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県 札幌市																		
仙台市																		
さいたま市 千葉市																		
横浜市																		
川崎市 静岡市																		
名古屋市 京都市																		
大阪市																		
神戸市 広島市																		
北九州市																		
福岡市 函館市																		
旭川市																		
秋田市 郡山市																		
いわき市 宇都宮市																		
川越市																		
船橋市 横須賀市																		
相模原市																		
新潟市 富山市																		
金沢市																		
長野市 岐阜市																		
浜松市																		
豊橋市 岡崎市																		
豊田市 堺市		1														-	1	-
高槻市																		
東大阪市 姫路市																		
奈良市																		
和歌山市 岡山市																		
倉敷市																		
福山市 下関市																 		
高松市																		
松山市 高知市																		
長崎市																		
熊本市 大分市		-														-	-	
宮崎市																		
鹿児島市 合計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0
H 81			. 0	. 0	. 0	. 0	. 0	. 0	. 0	. 0	. 0	. 0			. 0	<u> </u>		

表 - 10(6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

		44/6			1 2					夾套 物	//中土口//台							a/hIV L	100ka/h	±#
	17年	4t/n 附則別	別表	第一	17年	M則別	~ 4t/n未; 別表	第一	17年	M則別	~2t/n未 別表	第一	17年	附則別	~ 200kg/l 別表	第一	17年	M則別	り 別表	第一
	度末施 設数 (a+b+c)	表第二 (a)	法施行 前設置 (b)	法施行 後設置 (c)	度末施 設数 (a+b+c)	表第二 (a)	法施行 前設置 (b)	法施行 後設置 (c)	度末施 設数 (a+b+c)	表第二 (a)	元ポア - ~ 2t/h未 別表 法施行 前設置 (b)	法施行 後設置 (c)	度末施 設数 (a+b+c)	表第二 (a)	法施行 前設置 (b)	法施行 後設置 (c)	度末施 設数 (a+b+c)	表第二 (a)	法施行 前設置 (b)	法施行 後設置 (c)
北海道													1	1						
青森県岩手県																				
宮城県秋田県																				
山形県福島県									2	2										
茨城県 栃木県										2										
栃木県 群馬県	2		2										1	1						
埼玉県 千葉県																				
東京都									1			1								
神奈川県 新潟県																				
富山県																				
石川県 福井県									2	2			1 2			2	2	1		1
山梨県 長野県																				
岐阜県																				
静岡県 愛知県																				
三重県 滋賀県																				
京都府									1	1										
京都府 大阪府 兵庫県																				
奈良県 和歌山県																				
鳥取県																				
島根県 岡山県																				
広島県																				
山口県 徳島県									1		1		1		1					
徳島県 香川県 愛媛県									1			1								
高知県																				
福岡県 佐賀県																				
長崎県 熊本県																				
大分県																				
宮崎県鹿児島県																				
沖縄県 札幌市									2		2									
仙台市 さいたま市																				
千葉市									1		1									
横浜市川崎市									1			1								
静岡市																				
名古屋市 京都市																				
大阪市 神戸市																				
広島市																				
北九州市 福岡市																				
函館市 旭川市																				
秋田市																				
郡山市					1	1														
宇都宮市川越市																				
船橋市																				
横須賀市 相模原市																				
新潟市 富山市																				
金沢市																				
長野市 岐阜市																				
浜松市 豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市 堺市																				<u> </u>
高槻市																				
東大阪市 姫路市																				
奈良市 和歌山市	-																			
岡山市	ļ																1	1		
倉敷市 福山市	1	1																		
下関市 高松市																				
松山市																				
高知市 長崎市																				
熊本市																				
大分市 宮崎市																				
鹿児島市 合計	3	1	2	0	1	1	0	0	12	5	4	3	6	3	1	2	2	1	0	1
	<u>.</u> .			U			U	U	12	. 5	4		. 0						U	<u>, l</u>

表 - 10(7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	1			廃棄物	焼却炉	(NE a	文性织	川山 利	ащ іж	<u> </u>	計	4 V 110
	50kg	g/h未満(0.5㎡以	上)		小	計					
	17年	附則別	別表		17年	附則別		第一	17年	附則別	別表	第一
	度末施 設数	表第二 (a)	法施行 前設置	法施行 後設置	度末施 設数	表第二 (a)	法施行 前設置	法施行 後設置	度末施 設数	表第二 (a)	法施行 前設置	法施行 後設置
	(a+b+c)	(a)	(b)	(C)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)
北海道	(0)		(=)	(-)	1	1	(-)	(-)	1	1	(-)	(-)
青森県												
岩手県												
宮城県 秋田県												
山形県												
福島県					2	2			2	2		
茨城県												
栃木県					2		2		2		2	
群馬県 埼玉県					1	1			1	1		
千葉県												
東京都					1			1	1			1
神奈川県												
新潟県												
富山県石川県					1	1			1	1		
福井県					6	3		3	6			3
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県 愛知県	1	 			 					 		
三重県	l	l								l		
滋賀県												
京都府					1	1			1	1		
大阪府 兵庫県	1	1			1				-	1		-
奈良県	 	 			 					 		
和歌山県												
鳥取県												
島根県	ļ	ļ			ļ					ļ		
	 	-			-				-	-		
広島県 山口県	 	 			 					 		
徳島県					2		2		2		2	
香川県											_	
愛媛県	1				1		-	1	4	3		1
高知県												
福岡県 佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県 沖縄県					2		2		2		2	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市 横浜市					1		1	1	1		1	1
川崎市					<u>'</u>			'	- '			
静岡市												
名古屋市												
京都市 大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市		ļ								ļ		
福岡市	 	 			 				l	 		-
図館市 旭川市	1	-			 					-		
秋田市	1	1			1					1		1
郡山市												
いわき市					1	1			1	1		
宇都宮市	1	1			1				-	1		-
<u>川越市</u> 船橋市	 	 			 					 		
横須賀市												
相模原市												
新潟市	 	 			 					 		
富山市 金沢市	 	 			 					 		<u> </u>
長野市	1	1			1					1		1
岐阜市												
浜松市							-					
豊橋市	 	 							 	 		
回崎市 豊田市	 	 			 					 		
豆田巾 堺市	1	1			 				 	1		-
高槻市												
東大阪市												
姫路市	ļ	ļ			ļ					ļ		
奈良市	 	 			 					 		
和歌山市 岡山市	 	 			 					 		
倉敷市					1	1			1	1		
福山市												
下関市	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>		
高松市 松山市	 				 							
高知市	1	 								 		
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市 鹿児島市	 	 			 					 		
展児島市 合 計	0	0	0	0	24	11	7	6	27	14	7	6
					. 4	. ''		. 0				

表 - 11 適用除外等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	0	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 12 その他の届出等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	334	69
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	1,081	180
瀬戸内海法第8条第1項(第4項)に基づく 許可(届出)件数 ^{注3)}	-	39
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	22

- 注1)規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。
- 注2)使用廃止以外の変更届出の件数。
- 注3)規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数。
- 注4)使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況

(都道府県・政令市別)

_	(都道府県・政令市別) 大気基準適用施設 水質基準対象施設					
	大気基準 法第35条第2	適用施設 法第36条第2	水質基準 法第35条第2	対象施設 辻第36条第9		
		伝第30米第2 項に基づく要	伝第35米第4 項に基づく通	伝第30米第2 項に基づく要		
	知件数	求件数	知件数	求件数		
北海道						
青森県						
岩手県 宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県 埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県 福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県 滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県 鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県 香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県 大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
さいたま市 千葉市						
横浜市						
川崎市						
静岡市						
名古屋市						
京都市 大阪市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市 旭川市	1			1		
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川越市 船橋市						
横須賀市						
相模原市						
新潟市						
富山市						
金沢市 長野市						
岐阜市						
浜松市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市 堺市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
奈良市						
和歌山市						
岡山市 倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市 大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	0	0	0	0		

表 I - 1 4 その他の届出等の状況 (注・瀬戸内海法別-都道府県・政令市別)

	大気基準	適用施設		水質基準		P7E7+	
	1.4冬亦百	10冬亦亩	14冬亦田	10名亦百	瀬戸内海法		
	14条変更 その他	18条変更	14条変更 その他	18条変更	8 条変更 その他	9条変更	
北海道	11	26		6	_		
青森県	4	29			_		
岩手県 宮城県	2	12		1			
秋田県	3	6			_		
山形県	3			1	-		
福島県	7	13	2	4	_		
茨城県	9	47		8	ı		
栃木県	8	21		1	_		
群馬県	3	20		1	_		
埼玉県	12	46	5	24	_		
千葉県	7	91	2	7	_		
東京都	12	47	2	-	_		
神奈川県 新潟県	5 10	12 25	2 12	5 24			
富山県	4	17	12	15	_		
石川県	1	7		2	_		
福井県	2	3		1	_		
山梨県	4	4			ı		
長野県	7	9	3		_		
岐阜県	6	2			_		
静岡県	49	87	8	9	_		
愛知県	18	80	_	2	_		
三重県	7	12	2	1	_		
滋賀県 京都府	5 2	19 5		2	_		
大阪府	10	21	4	4	1		
兵庫県	6	24	1	5	4		
奈良県	1	4					
和歌山県		9		1			
鳥取県	3	12					
島根県					_		
岡山県	1			3			
広島県	13	18		1	5		
山口県 徳島県	7 5	11 30			2		
香川県	8	18	2	2			
愛媛県	3	7		2	3		
高知県	Ů	12		1	_		
福岡県	1	28		1			
佐賀県		4			-		
長崎県	5	11		3	-		
熊本県	1	9		1	_		
大分県							
宮崎県	1	1			_		
鹿児島県		13 7		4	_		
沖縄県 札幌市	3	2	4	4			
仙台市	2	2	- 1		_		
さいたま市	1		1		_		
千葉市	-				_		
横浜市	5	36			_		
川崎市	5	12	1	8	-		
静岡市		6		2	_		
名古屋市		9			_		
京都市	1	13		4	0		
大阪市 神戸市	2	5		1	3		
広島市	2	11	2	4	7		
北九州市	4	7		1	4		
福岡市		3		•	_		
函館市					-		
旭川市		1		1	_		
秋田市	1		1		_		
郡山市	1	3		2	_		
いわき市	1	1	3	1	_		
宇都宮市 川越市	 	4					
船橋市	5	1			_		
横須賀市	12	3	7		_		
相模原市					_		
新潟市	2	1			_		
富山市		1			_		
金沢市	1	_		_	_		
長野市	1	3		2			
岐阜市 浜松市	 				_		
豊橋市		3					
岡崎市	2	9		3	_		
豊田市	4	8	1	2			
堺市		7		4			
高槻市			1				
東大阪市	ļ						
姫路市	2	4		1	10		
奈良市		0					
和歌山市 岡山市	3	3 5		1			
倉敷市	4	3		1			
	1	4					
	t -	3					
福山市	1						
		2					
福山市 下関市	2						
福山市 下関市 高松市	2				_		
福山市 下関市 高松山市 高知市 長崎市	2	1			_		
福山市 下萬松山市市 高松山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	2	1			=		
福山市 下高松山市 高松山和市市 長崎本市 大分市		1	2	2			
福山市 下高松山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		1 5 12	2	2			
福山市 下萬松市 高松山市 高場市 長崎市 大分市		1					

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係・全国)

(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	338	45
法第34条第1項に基づく立入検査件数	7,554	1,289
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	836	208

表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数 (大気関係・水質関係 - 全国)

	大気関係	水質関係
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	27	1
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	18	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	1	0
口頭指導件数 ^{注)}	2,831	194
文書指導件数 ^{注)}	2,386	123
罰則適用件数	0	0

注)法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法 第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特 定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注1)}

		,	大気関係	水質関係
基準超			127 ^{注3)}	1 ^{注4)}
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}	行政72、 設置者による測定55	 行政1
注5)	口頭指導件数		90	0
措	文書指導件数		73	0
置	法第22条第1	項に基づく改善命令件数	27	1
状	法第22条第1	項に基づく一時停止命令件数	18	0
況	法第34条第1 測定件数	項に基づく立入検査に伴う	13	2
	その他		32 ^{注6)}	0
措置	基準達成		49	0
- 後 の	対策実施中		64	1
措置後の対応状況	廃止	廃止		0
) 况	未対応		3	0

- 注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成17年度に排出基準超過が 判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。 同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成17年度に入り 執られた措置は含まない。
- 注2)基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は 設置者による自主測定であることを示す。
- 注3)廃棄物焼却炉125、アルミニウム合金製造施設2
- 注4) クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設1
- 注5)表 1及び表 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。
- 注6)うち、22件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

	法第34条第1項	法第34条第1項	法第34条第1項
	に基づく報告徴収	に基づく立入検査	の立入検査に伴う
	件数	件数	測定件数
北海道	1	137	16
青森県	_	177	10
岩手県 宮城県	9	346	<u>5</u> 11
秋田県		11 79	11
山形県	19	130	20
福島県	2	13	9
茨城県		155	7
栃木県		123	50
群馬県		122	1
埼玉県		455	69
千葉県		279	19
東京都	_	106	23
神奈川県	3	113	10
新潟県	2	70	7
富山県 石川県	3	22 50	15
福井県	1	232	12
山梨県	1	83	3
長野県		675	9
岐阜県		174	21
静岡県	1	117	12
愛知県		617	10
三重県	22	28	10
滋賀県		37	35
京都府		56 275	10
大阪府 兵庫県		275 104	5 12
奈良県		43	12
和歌山県		70	
鳥取県	2	159	33
島根県		40	7
岡山県	18	79	
広島県		222	
山口県	1	15	4
徳島県 香川県	1 2	25 175	15 28
愛媛県		75	20
高知県		4	4
福岡県	130	179	14
佐賀県	1	337	2
長崎県		140	15
熊本県		69	5
大分県	2	185	1
宮崎県 鹿児島県	3	26 8	8
沖縄県		5	5
札幌市		25	2
仙台市	2	25	7
さいたま市		36	3
千葉市		10	10
横浜市		27	29
川崎市		32	12
静岡市	45	5	5
名古屋市 京都市	15	86 8	10 8
大阪市		75	0
神戸市	1	19	4
広島市		24	3
北九州市		65	9
福岡市		10	2
函館市		9	
旭川市		2	2
秋田市		5	4
郡山市	10	2	2
いわき市 空都室市	16	16	
宇都宮市		3 17	3 15
船橋市		12	6
横須賀市		15	
相模原市		38	22
新潟市		5	6
富山市		9	3
金沢市		11	
長野市		19 34	14
<u>岐阜市</u> 浜松市		6	
豊橋市		50	1
岡崎市	13	17	1
豊田市		23	2
堺市		25	17
高槻市		7	2
東大阪市 姫路市		6	6
奈良市	2	52 4	
和歌山市		6	6
岡山市	3	28	
倉敷市		16	16
福山市		33	7
下関市			_
高松市 松山市	1	10	3
高知市		,	
長崎市	32		
熊本市	2	2	
大分市	4	15	
宮崎市		12	2
鹿児島市	23	23	26
合 計	338	7554	836

表 - 4 (2) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)

11.345.345	法第15条に 基づく計画変 更命令件数	法第15条に 基づく計画廃 止命令件数	法第16条に 基づく計画変 更命令件数	法第16条に 基づく計画廃 止命令件数	法第22条第 1項に基づく 改善命令件数	法第22条第 1項に基づく 一時停止命令 件数	法第23条第 3項に基づく 措置命令件数	法に基づかな い指導等件数 (口頭指導)	い指導等件数 (文書指導)	罰則適用 件数
北海道 青森県 岩手県								31 72 21	18 4 13	
宮城県 秋田県 山形県					1	2		4 35 21	10	
福島県茨城県					1			19 129	14 11	
栃木県 群馬県								61 23	12	
埼玉県 千葉県 東京都					6			180	4 177 4	
神奈川県新潟県					3	3		13 35	3 53	
富山県 石川県 福井県								9 50 41	28	
山梨県 長野県					2	2		93 155	89 16	
岐阜県 静岡県 愛知県								16 57 217	20 20 4	
三重県 滋賀県					2	2		49	17 38	
京都府 大阪府								26 275	94	
兵庫県 奈良県 和歌山県								73 112 5	4 161	
鳥取県 島根県					2	2		39 8	38 1	
回山県 広島県 山口県					1	1		14 69 10	7 16 60	
徳島県 香川県					1	1		32 25	108 87	
愛媛県 高知県								41	88	
福岡県 佐賀県 長崎県								98 32	204 2 3	
熊本県 大分県					1			69 20	1 70	
宮崎県 鹿児島県 沖縄県					4	4		53	139 59	
札幌市								7	1 29	
さいたま市 千葉市					2			3	51	
横浜市 川崎市 静岡市								12	21 39 30	
名古屋市 京都市								11 4	9	
大阪市 神戸市 広島市								10 16	1 4 17	
北九州市 福岡市								<u>2</u> 9	41 4	
函館市 旭川市								1	6	
秋田市 郡山市 いわき市								3	13	
宇都宮市川越市								1	2	
船橋市 横須賀市 相模原市								13	9	
新潟市 富山市								23 12	127 22	
金沢市 長野市 岐阜市								5 10 34	2	
浜松市 豊橋市								5	5	
岡崎市 豊田市								3 2		
規市 高槻市 東大阪市								2	40	
姫路市 奈良市								4 5	2 3	
和歌山市 岡山市 倉敷市								28	40 39	
福山市 下関市								2 2	1	
高松市 松山市								2 14	10 18	
高知市 長崎市 熊本市					1	1		10 10 25	19	
大分市 宮崎市								2 3	13	
鹿児島市 合計	0	0	0	0	27	18	0	10 2831	2386	0

	法第34条第1項 に基づく報告徴収	法第34条第1項 に基づく立入検査	法第34条第1項の立入検査に伴う
	件数	件数	測定件数(水質基 準適用事業場)
北海道 青森県		33 19	3
岩手県宮城県		4	
秋田県		1	
山形県 福島県		13 6	2 6
<u>茨城県</u> 栃木県		16 11	1 6
群馬県		10	1
埼玉県 千葉県		122 31	30
東京都 神奈川県		83 58	5
新潟県		15	9
富山県 石川県		11	
福井県 山梨県	1	40 11	
長野県 岐阜県		216 10	2
静岡県		72	5
<u>愛知県</u> 三重県	4	77	9
滋賀県京都府		16	1
大阪府		12	2
兵庫県 奈良県	5	29	5
和歌山県		69	3
島根県		23	1
岡山県 広島県	1	14 23	
山口県 徳島県			<u>2</u> 5
香川県		5	3
愛媛県 高知県			
福岡県 佐賀県		4 26	3
長崎県		8	1
熊本県 大分県		4	
宮崎県 鹿児島県		2	2
沖縄県			
札幌市 仙台市		1 3	3
さいたま市 千葉市		4	4 6
横浜市川崎市		22 7	33 5
静岡市			
名古屋市 京都市		12	3
大阪市 神戸市		1 23	1
広島市		10	
北九州市 福岡市		5	5
函館市 旭川市		1 2	2
秋田市		5	4
郡山市	17	1 17	1 6
宇都宮市川越市		1 2	1 3
船橋市 横須賀市			
相模原市		11	
新潟市 富山市		3	2
金沢市長野市		2	
岐阜市		6	
浜松市 豊橋市			
岡崎市 豊田市	3	3 2	1
堺市		9	3
高槻市 東大阪市		3 1	
姫路市 奈良市			
和歌山市		3	3
岡山市 倉敷市		4	4
福山市 下関市		5	
高松市			
松山市 高知市			
長崎市 熊本市	14	2	
大分市		6	8
宮崎市 鹿児島市		1	1 1
合 計	45	1289	208

表 - 5 (2) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)

	法第15条に 基づく計画変 更命令件数	法第15条に 基づく計画廃 止命令件数	法第22条第 1項に基づく 改善命令件数	1項に基づく	法第23条第 3項に基づく 措置命令件数	瀬戸内海法第 11条に基づ く措置命令件 数	(口頭指導)	い指導等件数 (文書指導)	件数
北海道 青森県							1	7	
岩手県									
宮城県 秋田県									
山形県									
福島県 茨城県							3 4	3	
栃木県							7	1	
群馬県									
埼玉県 千葉県							58	1	
東京都							,		
神奈川県新潟県							4	1	
富山県								3	
石川県 福井県							11 2	4	
山梨県							1	1	
長野県 岐阜県									
静岡県									
愛知県 三重県							32		
滋賀県								3	
京都府 大阪府							2 19	19	
兵庫県							19	19	
奈良県 和歌山県									1
鳥取県							2		
島根県 岡山県							1		
広島県							1		
山口県									
徳島県 香川県								2	
愛媛県									
高知県 福岡県							9	2	
佐賀県							1		
長崎県 熊本県							7 2		
大分県							-		
宮崎県 鹿児島県									
沖縄県									
札幌市 仙台市									
さいたま市									
千葉市 横浜市								10	
川崎市								23	
静岡市 名古屋市							1		
京都市								1	
大阪市 神戸市									
広島市							7		
北九州市 福岡市							4		
函館市							4	1	
旭川市 秋田市									
郡山市								4	
いわき市			1						
宇都宮市 川越市									
船橋市									
横須賀市 相模原市							1		
新潟市							5	32	
富山市 金沢市								3	1
長野市									
岐阜市 浜松市							6		1
豊橋市									
岡崎市 豊田市									1
堺市									
高槻市 東大阪市									
姫路市									
奈良市 和歌山市									<u> </u>
和歌山市 岡山市		<u> </u>					1	2	
倉敷市									
福山市 下関市									
高松市									
松山市 高知市									
長崎市									
熊本市 大分市									
宮崎市									
鹿児島市			1	0	0	0	194	123	

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)^{注1)}

大気基準適用施設		報声施設数 ばいじ		ばいじ ん等の み報告 施設数	未報告施設数 ^{注2)}		報告対象 施設数
		a	測定施 設数	b	休 止 c	未測定 d	a+b+c+d
焼結鉱供する	の製造の用に 焼結炉	27	-	1	4	0	31
製鋼用	電気炉	97	,	1	14	3	114
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)		18	-	-	0	0	18
施設	ニウム合金製造 炉、溶解炉、乾	693	-	-	43	40	776
	4 t/h以上	932	12	5	74	49	1,060
廃棄物焼却炉	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	1,295	20	3	96	136	1,530
焼 却 炉	2 t /h未満 ^{注3)}	5,922	197	24	1,457	1,490	8,893
	小計	8,149	229	32	1,627	1,675	11,483
合計		8,984	229	32	1,688	1,718	12,422

- 注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注2)「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が 無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測 定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)^{注1)}

(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉱の 供する焼	O製造の用に 競結炉	0	-	-	0
製鋼用電	宣 気炉	0	-	-	2
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)		3	1	1	8
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		4	-	-	26
	4 t/h以上	5	1	0	18
廃 棄 物	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	8	2	0	22
焼 却 炉	2 t/h未満 ^{注2)}	68	4	0	380
小計		81	7	0	420
合計		88	7	0	456

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく 報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告 期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設に あっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎 を対象期間とした。

注2)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国) 注1)注2)注3)

	(平成17年4月1日~平成18年3月31日)				
水質基準対象施設	報告 事業場数	未報告事業	Ě場数 ^{注4)}	報告対象 - 事業場数	
	а	休止 b	未測定 c	a+b+c	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	35	0	0	35	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施 設	3	0	1	4	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	3	0	0	3	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	4	0	1	5	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施 設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	
ジオオサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体 分離施設等	1	0	0	1	
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集 じん施設	14	0	0	14	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃がス洗浄施 設及び湿式集じん施設	3	0	0	3	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1	
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	328	33	28	389	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物 又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	5	1	0	6	
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	1	5	
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	209	3	3	215	
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	25	2	3	30	
슴計	640	39	37	716	

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項 の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注4)「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設 に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない 事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成 1 / 5	<u> </u>	<u>8年3月31日)</u>
水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス 洗浄施設	0	0
ジオオサジンパイルットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃がス洗浄施設及び湿式集 じん施設	0	1
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施 設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	1	9
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	1	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水 の処理施設	0	0
合計	4	15

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項 の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が 到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限に ついては、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出 書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

焼結鉱の製造の用に供する焼結						製鋼用	電気炉							亜鉛回	回収施設		令市別)						
	報告	未報告	施設数	報告	報告	未報告別	電設数	報告	報告	焙 未報告	焼炉 施設数	報告	報告	焼 未報告	結炉 施設数	報告	報告	溶 未報告	鉱炉 布設数	報告			
	施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数 (a+c+d)	施設数 (a)		未測定 (d)	対象 施設数 (a+c+d)	施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	対象	施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数 (a+c+d)	施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数 (a+c+			
	1			1	3			3	1				1			1				E			
					2	2		2	!														
										,		2											
	2	2		2	2			5	1			1								1			
					1			1	1														
	3	3		3	2	2	1	3	8														
					2		2	1															
					'			'															
																				1			
1																				F			
	63	3		3	9	3		12	. 1			1								-			
	1			1	1			1															
																				\vdash			
					5	5 1		6	i											1			
	2	2		2	:	6 6		12												1			
																				F			
									2	2		2											
					1			1															
					1			1												-			
																				1			
					1			1												1			
ī					2	2 1		3	3														
	2			2																			
	1			1	4			4															
					2			40												+			
					10			10												1			
	2		1	3	3	3		3	3											‡			
																				F			
					1			1	1			1	1			1							
					1			1															
																				\vdash			
					1			1												1			
					1			1												H			
					1			1															
																				-			
						5																	
						i			1			1								1			
	2	2		2	2	-		2	1			1								F			
1	2		3	4 5		1		6							-				-	1			
		Ŀ		Ŀ	1			1						L				L		F			
																				F			
																				E			
	2			2																Ħ			
	27	, ,	4 C	31	97	14	3	114		1 () (9	2) () 2	<u> </u>	2 () (₩			

表 - 5 (2) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県・政令市別) アルミニウム合金製造施設 亜鉛回収施設 溶解炉 未報告施設数 休止 未測定 (c) (d) 小 計 未報告施設数 休止 未測定 (c) (d) 報告 施設数 対象 対象 施設数 (a+c+d) 対象 対象 施設数 (a+c+d) 対象 対象 施設数 (a+c+d) 施設数 施設数 対象 施設数 施設数 (a+c+d) (a) (a) (a) 北海道 山福茨栃群 場場県県県 東県県県県県県県 東京 25 30 60 22 26 57 東京都 神奈川県 新潟県 富川県 石井県 9 44 40 11 届山長 岐静愛 三滋京大丘 田東県県県県県県県県県 県県県県県県県県 県原県県県県県 県市府原 84 105 30 16 10 兵庫県 奈良県 和歌山県島取県島根県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県福岡県佐賀県 長崎県 15 他台市 さいたま市 千葉市 横浜市 名古屋市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 川越市 船橋市 横須賀市相模原市 長野市
岐阜市
浜松市 豊橋市岡崎市豊田市 堺市 高槻市 東大阪市 姫路市 奈良市 和歌山市 岡山市 14 倉敷市 福山市 下関市 高松市 松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市
 虚児島市
 0
 0
 3
 2
 0
 0
 2
 18
 0
 0
 18
 16

 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5(3) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

// (施設種類別 - 都道府県・政令市別) 廃棄物焼却炉 アルミニウム合金製造施設 小 計 未報告施設数 休止 未測定 (c) (d) 4t/h以上 ばいじ 未報告施設数 ん等の 休止 未測定 み報告 (c) (d) 2t/h以上~4t/h未満 ばいじ 未報告施設数 ん等の 休止 未測 み報告 (c) (d) うちばん 等未測 定施設 数 うちばん 等未測 定施設 数 ばいりのおりのおりのおります。 対象 対象 施設数 (a+b+c+ 未測定 施設数 対象 施設数 対象 施設数 施設数 対象 施設数 施設数 (a+c+d) 施設数 (a+c+d) (a) (a) (a) (a+b+c+ (b) (b) 北海道 青森県宮城県 14 15 28 30 26 28 18 16 32 59 32 61 3 20 63 30 31 84 75 46 36 50 122 67 45 97 18 32 31 24 29 35 52 15 15 15 新潟県 富山県 石川県 福井県 32 11 18 40 44 6 15 14 12 山梨県 長野県 26 30 38 55 52 43 29 82 10 93 24 29 37 14 114 122 滋賀県京都府大阪府 兵庫県 奈良県 11 24 30 26 12 島根県 13 21 27 23 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 10 高知県福岡県佐賀県 14 35 14 13 13 15 26 13 長崎県 11 熊本県 大分県 宮崎県 16 12 鹿児島県 沖縄県 札幌市 25 28 仙台市 千葉市 横浜市 9 24 18 名古屋市 14 19 京都市大阪市 15 29 15 30 18 18 9 16 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 川越市 船橋市 横須賀市 相模原市 金沢市 長野市 浜松市 10 豊橋市岡崎市豊田市 32 堺市 高槻市 東大阪市 姫路市 奈良市 和歌山市 11 16 倉敷市 福山市 下関市 10 11 高松市松山市高知市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 8

 鹿児島市
 1
 1
 2
 5
 2

 合計
 52
 3
 1
 56
 693
 43
 40
 776
 932
 12
 5
 74
 49
 10

 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

									廃棄物	焼却炉	(1151	X 12//	別 - 者	10 ×= 113	<u> </u>	X X 1137		
			Okg/h以上	L ~ 2t /h̄z̄					cg/h以上	~ 200kg/h						~ 100kg/h	未満	
	(a)	うい等定数 が未施 数	ばいい が い の も も も も も も も も も も も も も も も も も も	<u>未報告旅</u> 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うい等定数 に が き 施 数	ばいじ ん等告 施設数 (b)	未報告旅 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うじ り 等 た 施 数	ばいじ ん 等 き も と (b)	未報告旅休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+i
道県	93 31	3		15 6		116 38	60 57		1	16 8		0.	18 9		, ,	2		
県	28	1		8		37	68		١.	8		80	16			1		
<u>课</u> 県	32 41			1		33 50			1	11	2	67 22				3		
県	29 54	1 5		3		32 63	61 15			4	2	69 23	10 18			2		
県	75 46	1 4		7	7	89	115 51			36 15	44 32	195	21			5 13	7	
県	49	1		7		56	45	3		5	4	54	21	1		5	2	!
県	90 71	1	2	19			23 81	1 2		14 60	8 44		51 22			9 15		
都 県	22 21	2		10		47 43	34 21			14 15	16 12		30 12			11		
県	42		1	5	25	73	51	3			26	88	25			2	10	1
<u>県</u> 県	11 27			2	2		31 35			7	10 13		7			1	3 5	
県	34 23	4		7		38 30	37 25			7	14	54 33	12 7			3		
県	70	1		18	2	90	71	1		6		79	20	1		3		
県 県	54 75	2		13 21	16	112	85 97	6		21	16	134	29			7	11	
<u>県</u>	95 42	2		10 9			82 43			8		92 93	28 14		L	4		<u>t</u>
県府	37 29			10	1	48 35	37 33		4	18 10	7	62	11 9			5		
府	37			15	1	53	18	1		7	3	28	11	2		1		
県	55 38	4	2	15	4	91 48	69 29	8		25 21	43 46	98	24 7			9	4	
県	14 30	2	2	1		44 38	12 31		<u> </u>	12 4		51 46	1 6			20	1 1	
県	31	3		8	3	42	26			5	2	33	2			1 2	·	
県	41 47			7 5	5		50 56	3		5 8	12		10 11			1	2	
県県	42 41			19 9		61 53	42 62		1	12	1 25	56 96	24 11			6		\vdash
県	28 52	6		9	1	38 57	41 46			9	5 24		13 9	1		5	4	
県	19	2		18	4	41	40	1		6	18	64	10	1		2	. 3	i i
<u>県</u> 県	24 39	2		10		71 49	40 40			15 4	65 6		6 7			4		
県県	50 40			11 5		65 45	24 36		1	7 8	4	35	9			4	2	
県	19	3		3	1	23	12			2	6	20	4	2		2		
県	25 31		1	1	8	26 41	34 45			7	5 19		10			1	5	_
県市	30 4	5		10		40 4	16 5			10	3	29 5	3			4	1	
市	5					5	10					10	1					
<u>ま市</u> 市	7 6			3		8	8			2	3	3 13				1	1	
市市	6 15	1		11	1	18 15	6			9	2	17	7			21	4	
市	12	'		2		16	18			1	17	36	8			3		
<u>市</u>	2 5			5		5 14	4			3 11	3	18	4			15	3	
市 <u></u> 市	8			1		14	6 5			4	4	13	6 1			1	2	-
市	22 17			3		36	10			2		19	1					
市	3			3 1	1	21 5				1	1	8						
<u>市</u> 市	1			2	1	3	3					3						
市市	5 1			2		7 2	3 6			2		3	4			2		
き市	7					7	7				3	10	2					
宮市 市	5 1			1		6 1	3			1	1	2	3					\Box
市	1	1				1	6			1	1	7	3					<u> </u>
京市	3 11	·		1	10 5	13	1 15			1 2	1	3				1 3		
市	9	2		1		10	13		1	1	1	16	6					
市市	7 10	1		1 2		8 12	7	1		1 2		9	1			2		上
市	3 17			3		5 20	6 20			2 5		8 27				1 2		F
市	5					5	6				1	7	1			<u> </u>		
市	9 5			1		11 6				2		12 6	3			1		
<u>市</u> [市	4 1		1	2	3	9	8			1	5	14 5	6			1	2	1
坂市	1 8			2	4	3	1			2	1 2	2				1	1	
市	3			2		5	6	1		4		10				4	2	
市	8 21	2		5 6		13 31	8 13	6		12	3		4	1		8		┢
市	18 10			4		22 16	3			1	2	6	1		1	1	1	┢
市	5			1		7	10					10	1			<u> </u>		L
市 i市	8 10					8 10				2						\perp 1		L
市	1 6	_		2		4 9			1	2 5	8		1 2		1	3	1	F
市	5	_		1	1	7	7			2		9					1	L
市 市	14 2	3		1	5	20	5 5				2		2		L	2	1 1	
計	2298	74	9	475	337	13 3119	2481		14	611	760	11 3866			0	265	290	<u></u>

表 - 5 (5) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

表 - 6 (1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別) 製鋼用電気炉 アルミニウム合金製造施設 溶鉱炉 報告施設 報告 数 □□収放 溶解炉 報告施設 報告 数 <u>ニル設</u> 乾燥炉 報告施設 報告 数 解炉 乾 報告期限 報告施設 到来前に 数 廃止届出 がなされ た施設数 燥炉 小 報告期限 報告施設 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数 計 報告期限 到来止届 がな た 施設数 程告期限 報告期限 報告施設 数 廃止届出 がなされ た施設数 焼炉 報告期限 到来前に 廃止届出れ 鉱炉 報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数 解炉 報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数 燥炉 報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数 報告施設 数 報告施設 数 た施設数 北海道青森県岩手県宮城県 水山福茨 栃群埼千東市 神新宗県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県東都県県田田 (1987年) 1987年 1987 富山県石川県福井県 山梨県長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 山口県 徳島県 香川県愛媛県高知県福岡県 佐賀県長崎県 北九州市福岡市函館市 旭川市秋田市郡山市 いわき市 宇都宮市 川越橋市 横須賀市 相模原市 新潟市富山市金沢市

表 - 6(2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別) アルミニウム合金製造施設 廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉 | R無米の近山が 100kg/hk以上 ~ 200kg/h未満 報告 施設数 | うちば はいじ 報告期限 いじん 人等の 到来前に 等末測 み報告 廃止届出 定施設 数 がなされ た施設数 計報告期限 報告 到来前に 施設数 廃止届出 がなされ た施設数 ~ 4t /h未滞 ~ 2t /h未満 報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数 未満報告期限別別に出いる。 エ[~]20/1 ぱいじ ん等の み報告 施設数 報告施設数 北海道青森県岩手県宮城県 水山福茨 栃群 埼千東神 新星県県県県県県県県県県県県県県 新潟県 富山県石川県福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良山県 和歌山県 島間以県 島間以県県 日島口 山口県 徳島県 香川県愛媛県高知県福岡県 佐賀県長崎県 北九州市福岡市函館市 旭川市秋田市郡山市 いわき市 宇都宮市 川越市 船橋市 横須賀市 相模原市 新潟市富山市金沢市 堺市 高槻市 東大阪市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 下関市 高松市 和山市 長崎市熊本市大分市宮崎市

表 - 6 (3) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

廃棄物焼却炉 50kg/h以上~100kg/h未満 報告 うちば ばいじ 報告期限 いじん 人等の 到来前に 等未測 み報告 定止届出 定施設 がなされ た施設数 報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数 カ うちば ばいじ いじん ん等の み報告 定施設 施設数 報告 施設数 施設数 ドナー に いじん 等未測 定施設 施設数 報告 施設数 報告期限 報言期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数 数 数 た施設数 北海道青森県岩手県宮城田県 10 水山福茨 栃群埼千東神新田形島城木馬玉葉京川県県県県県県県県駅 開開 4 22 新潟県 富山県石川県福井県 山梨県長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 4 山口県 徳島県 5 香川県愛媛県高知県福岡県 佐賀県長崎県 北九州市福岡市函館市 旭川市秋田市郡山市 いわき市 宇都宮市 川越橋市 横須賀市 相模原市 新潟市富山市金沢市 堺市 高槻市 5 東大阪市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市

表 - 7 (1) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

									(施設種類別・都追桁県・			(ממוויסא)					
	製油	造の用に供	/ラフトパルプ) ルレファイトパルフ iする塩素∑ よる漂白カ	スは	カ− 八゚ イト゚		製造の用 抗浄施設	こ供する	アルミナ		造の用に供 た浄施設	する	塩化ピニルモイマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設				
	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)			未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	事業場数	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	
北海道青森県	6		(0)	6	(4)	(5)	(0)	(41210)	(4)	(6)	(0)	(4:5:0)	(4)	(6)	(0)	(41515)	
岩手県	1 2			1				1									
宮城県 秋田県				2	1												
山形県 福島県																	
茨城県 栃木県																	
群馬県					1			1									
千葉県 東京都									1			1					
神奈川県新潟県							1	1									
富山県	1			1			-	-									
石川県 福井県																	
山梨県 長野県									1			1					
岐阜県 静岡県	1 6			1 6					1			1					
愛知県 三重県	1			1											1	1	
滋賀県京都府				·													
大阪府																	
兵庫県 奈良県	1			1									1			1	
和歌山県	1			1													
島根県岡山県	1			1													
広島県 山口県	3			3									2			2	
徳島県香川県	1			1									_				
愛媛県 高知県	1			1													
福岡県																	
佐賀県 長崎県																	
熊本県 大分県	1			1													
宮崎県鹿児島県	1			1													
沖縄県 札幌市																	
仙台市 さいたま市																	
千葉市 横浜市					,												
川崎市					1												
静岡市 名古屋市																	
京都市 大阪市																	
神戸市 広島市																	
北九州市福岡市																	
函館市	1																
旭川市 秋田市	1			1													
郡山市いわき市																	
宇都宮市川越市																	
船橋市 横須賀市																	
相模原市	1			1												$\vdash \vdash \vdash$	
富山市金沢市																	
長野市																 	
岐阜市 浜松市																	
豊橋市 岡崎市																	
豊田市堺市												<u> </u>					
高槻市東大阪市																	
姫路市 奈良市																	
和歌山市																	
岡山市 倉敷市													1			1	
福山市下関市																	
高松市 松山市																$\vdash \exists$	
高知市長崎市																	
熊本市																	
大分市 宮崎市																	
鹿児島市 合計	35													0	1	5	
平成 1 7	年4月1	∃から平成	18年3月	3 1日ま	での間に	も	剉来した▮	事業場を対	家に同期限	間における	報告等の	状況を計上	•				

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘギリン分離施設、 廃力ス洗浄施設			に供する	ン又はジクロ る水洗施設	、廃ガス》	先浄施設	4 製造 乾燥	-クロロフタル酸 の用に供す 施設及び原	水素ナトリウム するろ過施 廃ガス洗浄	の 設、 施設	区(マ) 「中月」) ジオサジッパイルットの製造の用に供する これ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、これ化誘導体洗浄施設、 選元誘導体洗浄施設、ジオサジン パイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設				
	報告事業場数		未測定	報告対象事業場数	事業場数		未測定	報告対象事業場数	事業場数		未測定	報告対象 事業場数	事業場数		未測定	報告対象事業場数
北海道	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)
青森県岩手県																
宮城県 秋田県																
山形県 福島県									1			1				
茨城県 栃木県									·							
群馬県																
埼玉県 千葉県																
東京都 神奈川県																
新潟県																
富山県 石川県																
福井県 山梨県																
長野県 岐阜県																
静岡県									1			1				
愛知県 三重県	1			1												
滋賀県 京都府																
大阪府 兵庫県																
奈良県																
和歌山県 鳥取県																
島根県 岡山県																-
広島県 山口県																
徳島県																
香川県 愛媛県													1			1
高知県 福岡県																
佐賀県																
長崎県熊本県																
大分県 宮崎県																
鹿児島県 沖縄県																
札幌市																
仙台市 さいたま市																
千葉市 横浜市																
川崎市 静岡市																
名古屋市	1			1												
京都市 大阪市																
神戸市 広島市																
北九州市 福岡市																
函館市																
旭川市 秋田市																
郡山市	<u> </u>				1			1								
宇都宮市 川越市																
船橋市																
横須賀市相模原市																
新潟市 富山市		<u></u>							<u></u>							
金沢市長野市																
岐阜市																
浜松市 豊橋市																
岡崎市 豊田市															-	
堺市 高槻市																
東大阪市																
姫路市 奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市下関市																
高松市 松山市																1
高知市長崎市																
熊本市																
大分市 宮崎市	L															L
鹿児島市	2	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1 1
<u> </u>								1 1						. 0	, 0	1 1

表 - 7 (3) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	る焙焼炉 するガス	、溶解炉 を処理す	金の製造の 又は乾燥炉 る施設のう 湿式集じん	から発生 ち廃ガス			供する精 び湿式集		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの				
	報告 事業場数	未報告事	業場数 未測定	報告対象事業場数	報告 事業場数	未報告事	業場数 未測定	報告対象 事業場数	報告 事業場数	未報告事	業場数 未測定	報告対象 事業場数	報告 事業場数	未報告事	業場数 未測定	報告対象 事業場数
北海道	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a) 6	(b)	(c)	(a+b+c)
青森県													7			7
岩手県 宮城県													4 2			2
秋田県 山形県													3			4
福島県													10			10
茨城県 栃木県	2			2				1					7 2		3	i 13
群馬県													9			9
埼玉県 千葉県													9 20	,		21
東京都神奈川県													4			7
新潟県													5			11
富山県 石川県	6			6									3			3
福井県 山梨県													7			7
長野県																
岐阜県 静岡県	2			2					1			1	11 26			13
愛知県 三重県													18			22
滋賀県	1			1									2		<u> </u>	3
京都府 大阪府													3 11	:	2	13
兵庫県 奈良県													10		1	11
和歌山県													1		1	2
鳥取県 島根県								<u> </u>					1			1
岡山県																ļ.,
広島県 山口県													12			12
徳島県香川県													7			3
愛媛県					1			1					5			
高知県 福岡県					1			1					2		1 3	3 5
佐賀県													1	,	1	3
長崎県 熊本県													1			1
大分県 宮崎県																1
鹿児島県																
沖縄県 札幌市																
仙台市 さいたま市													1 4			1
千葉市													3		1	4
横浜市 川崎市	1			1									11 14			11
静岡市 名古屋市	4												4		1	6
京都市	- 1			· ·									3			
大阪市 神戸市													1			1
広島市													2			2
北九州市 福岡市													3			3
函館市 旭川市																
秋田市													2			2
郡山市					1			1					5			2
宇都宮市													1			
川越市 船橋市													2			1
横須賀市 相模原市																
新潟市													2			2
富山市 金沢市													3			3
長野市 岐阜市													1			1
浜松市													2			2
豊橋市 岡崎市													2			:
豊田市																
堺市 高槻市													1			
東大阪市 姫路市	_							1					3 4			
奈良市																
和歌山市 岡山市								1					2			1
倉敷市													6			
福山市 下関市	1			1									2			
高松市 松山市													1			
高知市													1			
長崎市 熊本市													1			
大分市													2			:
宮崎市 鹿児島市								1				-				
	14	0	0	14												

1				廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の			こしてるのか	設のうち	下水道終末処理施設				水質基準対象施設を設置する工場又は				
1	事業場数		及び分離施		プラズ マ反	応施設、	発ガス洗剤 じん施設	絶設及び		下水道終	未処理施証	Σ	事業場から排出される水の処理施設				
	(a)	未報告事 休止 (b)	未測定	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	未測定	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	未測定	報告対象 事業場数 (a+b+c)	
	1	(0)	(c)	1	(a)	(0)	(6)	(атытс)	5	i	(c)	5		(0)	(c)	(атытс)	
									1			1				<u> </u>	
									2			2	1				
ı									1			1					
H							1	1	2			2		,		 	
									3 10		1	10				1	
	1			1	1			1	3			3	4			1	
					1			1	20 12			21 12				2	
									2	!		1 3	3			2	
									1			1				+	
									1 2			1 2					
									3			3				1	
ŀ			1	1					7			7 2				_	
L									2			2				1	
L									14			14					
ŀ									9			9				-	
ļ									4			4					
L									1			1					
L																	
L									1			1	2				
L													2			-	
													1			1	
l				1					-								
L																	
L									1			1				_	
					1			1					1			-	
L									3			3				-	
L	1			1					2			2	1				
ļ	1			1					6	1		6					
ļ				<u> </u>					3	8		3					
l									5			5					
ł									5			5				-	
ŀ									5			5					
ļ				1					3			3					
ļ									1			1				_	
L									1		1	1		1			
									1			1	1			-	
ł																-	
ļ									2			2				-	
ļ									1			1	2				
ļ									1			1					
t									3	2		3				+	
ł					1			1	1			1				+	
ļ									1			1				1	
ļ									2			2				1	
ļ									2			2				+	
İ									2			2					
ł			<u> </u>	<u> </u>			L		1	<u></u>		1	1	<u> </u>			
Ŧ									1			1				-	
‡				1					1			1				1	
‡												1					
l									1			1	1				
Ŧ	-								2	1		2	2			+	
ļ									1			1				1	

	合 計										
	報告 事業場数	未報告事業	業場数 未測定	報告対象 事業場数							
北海道	(a) 18	(b)	(c)	(a+b+c)							
青森県 岩手県	9			9							
宮城県秋田県	7			7							
山形県	4	1		5							
福島県 茨城県	11 11	1	6	11 18							
栃木県 群馬県	13	1		10 14							
埼玉県 千葉県	19 30	1		19 31							
東京都神奈川県	24 19	1		25 20							
新潟県	8	1	8	17							
富山県 石川県	13		1	14 3							
福井県 山梨県	2			8 2							
長野県 岐阜県	3 15	2		3 17							
静岡県愛知県	39 27	8	3	50 32							
三重県	4	2	9	15							
滋賀県 京都府	5 5	1		6 5							
大阪府 兵庫県	25 21	2	1	27 22							
奈良県 和歌山県	2		1	2 2							
鳥取県島根県	6 2	1		6							
岡山県	1	'		1							
広島県 山口県	6 18			6 18							
徳島県 香川県	8			8							
愛媛県 高知県	10		1	10 1							
福岡県	4	1	3	7							
佐賀県 長崎県	2			3							
熊本県 大分県	2	1		2 1							
宮崎県 鹿児島県	<u>2</u>			1							
沖縄県 札幌市	3			2							
仙台市 さいたま市	3 4			3 4							
千葉市 横浜市	7		1	8							
川崎市	22 17			22 17							
静岡市 名古屋市	7 10	1	1	9 11							
京都市 大阪市	9	1		5 9							
神戸市 広島市	6 7			6 7							
北九州市 福岡市	6			6							
函館市	1			1							
旭川市 秋田市	4	1		5							
郡山市	3 8	1		8							
宇都宮市	2			2							
船橋市 横須賀市	2			2							
相模原市新潟市	4			4							
富山市	6			6							
金沢市 長野市	4			4							
岐阜市 浜松市	3 5			3 5							
豊橋市 岡崎市	3			3							
豊田市 堺市	3			3							
高槻市	1 5			1							
東大阪市	6			5 6							
奈良市 和歌山市	5			5							
岡山市 倉敷市	3 8			3 8							
福山市下関市	3 2			3 2							
高松市	1			1							
松山市高知市	1 2			1 2							
長崎市 熊本市	3			2 3							
大分市 宮崎市	1			4 1							
鹿児島市 合計	1	39	37	716							

表 - 8 (1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から 発生するガスを処理する施設のうち 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの 亜鉛の回収の用に供する精製施 設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じ ん施設 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設 報告事業場数 報告期限到来前に 報告事業場数 報告期限到来前 報告事業場数 報告期限到来前 報告事業場数 報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数 に廃止届出がな された事業場数 北青岩宮秋山福茨板木高手城田県県県県県県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県石川県福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 高知県福岡県 佐賀県 長崎県 長崎県 熊大分県県 宮崎県県 神縄県 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市川崎市静岡市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 川越市 船橋市 横須賀市 相模原市 新潟市富山市 豊橋市 岡崎市 豊田市 堺市 京規市 東大阪市 姫路市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市下関市 大分市 宮崎市

表 - 8 (2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	1		1	(水質・施	設種類別 - 複	<u> 郭退府県・</u> 関
	プラス゚マ反応施設、	に供する施設のうち 廃ガス洗浄施設 集じん施設		未処理施設	合	計
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数	報告事業場数	報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数
北海道 青森県					1	1
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県 千葉県						1 1
東京都						·
神奈川県						
新潟県富山県						
石川県						
福井県						
山梨県 長野県						
岐阜県						
静岡県					1	1
愛知県					 	
三重県 滋賀県					1	
京都府	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>
大阪府						1
兵庫県 奈良県				1	-	2
和歌山県		<u> </u>				<u> </u>
鳥取県						
島根県 岡山県						
広島県						†
山口県						
徳島県 香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県 長崎県						1
熊本県						
大分県						
宮崎県 鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市 さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市 静岡市						1
名古屋市	1	1	1	1	2	2
京都市						1
大阪市						
神戸市 広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市 旭川市	 	1	1	1	 	
秋田市						
郡山市						
いわき市 宇都宮市					1	
川越市						
船橋市						
横須賀市 相模原市					 	
新潟市						
富山市						
金沢市 長野市						
岐阜市						
浜松市						
豊橋市 岡崎市	 	1	1	1	 	
豊田市						
堺市						
高槻市 東大阪市	 	1	1	1	 	
姫路市						
奈良市						<u> </u>
和歌山市 岡山市					 	1
倉敷市	<u> </u>	<u> </u>				1
福山市						ļ
下関市 高松市					-	
松山市	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>
高知市						
長崎市 熊本市						
大分市						1
宮崎市						
鹿児島市 合計	1	1	1	2	4	15
合 計	11	1 1	1 1		4	15

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,387	64
文書指導件数	1,392	75
一時使用停止命令	4	0
その他	4	0

注)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表 - 2 に計上した指導件数から 一部再掲。

表 - 11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	措置状況	大気関係	水質関係
基準	超過件数	55	0
	口頭指導件数	19	0
	文書指導件数	24	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	3	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	3	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	3	0
	その他	6	0

注)表 - 3排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成17年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。また、平成17年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表 - 10 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況(都道府県・政令市別)

		大気基準	適用施設					
	口頭指導	文書指導	一時使用停止	その他	口頭指導	文書指導	商用事業場 一時使用停止	その他
北海道	17	14	命令		1	7	命令	
青森県 岩手県	10 19	11		1				
宮城県	3			'				
秋田県 山形県	2							
福島県	16	14			3	3		
茨城県 栃木県	41	9			1			
群馬県	53 12	'			'			
埼玉県 千葉県	92	2 101				1		
東京都	33	3				1		
神奈川県新潟県	12 20			1	1	1		
富山県	7	50 36		'	'	3		
石川県	24							
福井県 山梨県	11 47	21				3		
長野県	12							
岐阜県 静岡県	10 43							
愛知県	7	1			_			
三重県 滋賀県	49				2	3		
京都府								
大阪府 兵庫県	94 69	94			19	19		-
奈良県	69							
和歌山県 鳥取県	5 36				2			
島根県	7							
岡山県 広島県	10 42	7 14		1	1			
山口県	2							
徳島県 香川県	30 11	106 53						
愛媛県	41							
高知県福岡県	51	88 130			9	2		
佐賀県	6				, and the second	_		
長崎県 熊本県	19 67	1			2			
大分県	4	4		1	_			
宮崎県 鹿児島県	4	138	4					
沖縄県	43	57						
札幌市 仙台市	1	1						
さいたま市	1							
千葉市 横浜市	9	51 19				10		
川崎市	J							
静岡市 名古屋市	11	30 8						
京都市		9				1		
大阪市 神戸市	2 6							
広島市	16				7			
北九州市 福岡市	9				4			
函館市	1				•			
旭川市 秋田市	1							
郡山市								
<u>いわき市</u> 宇都宮市	3	3						
川越市								
船橋市 横須賀市	1							
相模原市								
新潟市 富山市	23 9	80			5	20		
金沢市	3	2						
長野市 岐阜市	2 34				6			
浜松市	5				Ů			
豊橋市 岡崎市	1							
豊田市								
堺市 高槻市	2							
東大阪市								
姫路市 奈良市	4							
和歌山市		38						
岡山市 倉敷市	28	39			1	2		-
福山市	2							
下関市 高松市	2							<u> </u>
松山市	11	18						
高知市 長崎市	10							-
熊本市	1							
大分市 宮崎市	3							
鹿児島市	9							
合 計	1387	1392	4	4	64	75	0	0

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)

平成17年4月1日~平成18年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	1
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	1
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成18年3月31日現在	
平成18年3月31日現在 対策地域指定件数(累計)	4
	4 0

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係-全国)

(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定	0	0

法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別-都道府県・政令市別)

		用施設のみ		才象施設のみ	大気基準適用施設 及び水質基準対象施設		
		る事業場		る事業場	を設置する事業場		
北海道	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	
青森県							
岩手県							
宮城県 秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県 群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県 新潟県							
富山県							
石川県							
福井県 山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県 滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県 奈良県							
宗良県 和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県 広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県 高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県 大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							
札幌市 仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市 静岡市							
名古屋市							
京都市							
大阪市 神戸市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市 旭川市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
船橋市							
横須賀市							
相模原市							
新潟市 富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
浜松市 豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
堺市							
高槻市 東大阪市							
<u>東入阪市</u> 姫路市							
奈良市							
和歌山市							
岡山市 倉敷市							
温 温山市							
下関市							
高松市							
松山市 高知市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市 鹿児島市							
		0	0	0	0		

土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため におこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況(全国)

平成18年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	12団体 岩手県、埼玉県、 東京都、神奈川県、 岐阜県、三重県、 兵庫県、熊本県、 横浜市、川崎市、 名古屋市、高知市	8 団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、岐阜県、 三重県、横浜市、 川崎市、高知市	5 団体 神奈川県、三重県、 大阪府、川崎市、 高知市

注)「地方公共団体独自条例」とは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定 状況については調査を行っていない。

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法・全国) 1

				瀬戸内	瀬戸内				鉱山保安	去等関係法令	→施設 5
	平成17年 3月31日現在 の設置基数	新設	既設	法から の移行 2	法への 移行 2	廃止等 3	平成18年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1	特定 事業場数 4	平成17年 3月31日 現在の	平成18年 3月31日 現在の	特定 事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製	a 81	b 1	c 0	d1 0	d 2 0	e 2	- d 2- e 80	29	設置基数 0	設置基数 0	4
造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	51	0	0	0	1	0	50	38	0	0	0
硫酸加ウムの製造の用に供する廃が ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルナ繊維の製造の用に供する廃がス洗浄施設	9	7	0	0	0	0	16	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するがえを	0	0	6	0	0	0	6	3	0	0	0
処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 (5/4/は 5/15/15 の 円 15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/1					·					ŭ	
塩化ピニルモ/マーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0
プロロペンセ゚ン又はジクロロペンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃 ガス洗浄施設	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-クロロアクル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	1	0	0	0	1	6	2	0	0	0
2,3-ジウロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
ジ オサジンバイルットの製造の用に供することの化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ことの化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗 浄施設、ジオサジンバイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミルスはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	73	5	0	0	0	3	75	37	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式 集じん施設	15	0	0	0	0	0	15	4	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	1	224	0	0	0	225	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設 湿式集じん施設	2,031	39	2	0	0	52	2,020	1,007	13(5)	13(5)	9(4)
湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの 灰の貯留施設	815	15	0	0	0	20	810	397	0	0	0
小計	2,846	<i>54</i>	2	0	0	<i>72</i>	2,830	1,404	13(5)	13(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	125	37	0	0	0	2	160	18	0	0	0
7D2類の破壊の用に供する施設のうちアラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	10	45	0	0	1	54	35	0	0	0
下水道終末処理施設	255	4	1	-	-	5	255	219	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される 水の処理施設	89	5	2	0	0	5	91	27	2	2	2
合 計	3,577	125	280	0	1	91	3,890	1,832	15(5)	15(5)	11(4)

- 1 瀬戸内海環境保全特別措置法 (瀬戸内海法)に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の()内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域) 1

		平成17年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 C	法から の移行 2 d1	法への 移行 2 d2	廃止等 3 e	平成18年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 - d2- e	特定 事業場数 4	瀬戸内海 法 5 条 不許可 件数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(の用に供する塩素又は塩素化合物による漂	サルファイトバルブ)の製造 白施設	16	2	0	0	0	0	18	7	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレンシ	冼浄施設	2	0	0	1	0	0	3	3	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施記	ਉ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施詰		0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉か 理する施設のうち廃ガス洗浄施設	ら発生するガスを処	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチ		17	0	0	0	0	0	17	4	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設 設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供 ス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロアタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するそ 及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する 洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジ 弁サジンバイオルットの製造の用に供するニトロ化 元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 設、ジオキサジンバイオルット洗浄施設及び熱風乾燥	還元誘導体洗浄施 ^{操施} 設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施	設	4	0	0	0	0	1	3	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス じん施設		4	0	0	0	0	3	1	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供す 設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	214	4	0	0	0	8	210	80	0
湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	29	1	0	0	0	4	26	7	0
	小計	243	5	0	0	0	12	236	87	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設		0	0	1	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設		-	-	-		-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業 の処理施設	場から排出される水	12	0	1	0	0	0	13	7	0
合 計		305	7	2	1	0	16	299	112	0

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法 (法)に基づく届出は含まない。 2 事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 注1)

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.3	1		改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.21ng-TEQ/m3N)。	山口県

アルミニウム合金製造用溶解炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.6	5		改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.19ng-TEQ/m3N)。	長崎県

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

	· · · · /			
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	測定者 その概要及び措置後の状況注2)	
3	1	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	北海道
2.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.33ng-TEQ/m3N)。	千葉県
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.99ng-TEQ/m3N)。	静岡県
1.1	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.096ng-TEQ/m3N)。	神奈川県

廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 新設

position () of the state of th				
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N) 測定者 その概要及び措置後の状況 ^{注2)}		自治体	
9	1	行政	結果報告等を文書指導。改善後の設置者による測定 で基準値以下(0.86ng-TEQ/m3N)。	山形県
8.5	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.088ng-TEQ/m3N)。	川崎市
2.4	1	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	山形県

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m2以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 既設

The state of the s				
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
250	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	茨城県
30	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.0ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
16	5	行政	改善命令 [廃棄物処理法に基づく措置] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 (3.7ng-TEQ/m3N)。	三重県
13	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.2ng-TEQ/m3N)。	横浜市
5.9	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(1.7g-TEQ/m3N)。	新潟県

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

廃棄物焼却炉	(21/时木冲 <i>)</i>	新設		
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
70	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	静岡県
62	5	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改 善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
41	5	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改 善後の設置者による測定実施。測定結果報告待ち。	宮崎県
34	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(4.3ng-TEQ/m3N)。	山形県
30	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.82ng-TEQ/m3N)。	船橋市
24	5	行政	改善命令。H18.4.12施設使用廃止届出。	熊本県
24	5	行政	改善等を文書指導 [廃棄物処理法に基づく措置] 。 改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本市
22	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (1.3ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
21	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	北海道
21	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (0.17ng-TEQ/m3N)。	茨城県
18	5	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.63ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
17	5	設置者	口頭指導。施設使用停止継続中。施設廃止予定。	川越市
15	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定による測 定で基準値以下(0.63ng-TEQ/m3N)。	宮城県
15	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (4.6ng-TEQ/m3N)。	東京都
15	5	設置者	改善等を口頭指導。H18.3.27施設使用廃止届出。	長崎県
14	5	設置者	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下 (0.063ng-TEQ/m3N)。	福島県
13	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
13	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.92ng-TEQ/m3N)。	仙台市
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	茨城県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下 (0.21ng-TEQ/m3N)。	長野県
11	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (3.3ng-TEQ/m3N)。	島根県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.7ng-TEQ/m3N)。	山口県
9.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
		_		

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
9.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	山形県
9.6	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.94ng-TEQ/m3N)。	秋田県
9.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	茨城県
9.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査実施。測定結 果報告待ち。	岡山県
8.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	福井県
8.8	5	設置者	改善等を文書指導。H17.11.17施設使用廃止届出。	岩手県
8.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による検査実 施。測定結果報告待ち。	山形県
8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.7ng-TEQ/m3N)。	茨城県
7.9	5	行政	一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく措置] 。改善後の設置者による測定による測定で基準値以下 (0.26ng-TEQ/m3N)。	宮城県
7.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	埼玉県
7.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.031ng-TEQ/m3N)。	青森県
7.7	5	設置者	H18.3.22施設使用廃止届出。	長野県
7.5	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m3N)。	青森県
7.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.080ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
7.3	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	滋賀県
6.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.82ng-TEQ/m3N)。	山梨県
6.7	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	熊本県
6.1	5	設置者	改善等を文書指導。H18.4.14施設使用廃止届出。	山形県
6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	青森県
5.9	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定による測定で基準値以下(0.48ng-TEQ/m3N)。	宮城県
5.9	5	行政	改善等を文書指導。H17.9.14施設使用廃止届出。	千葉県
5.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (3.7ng-TEQ/m3N)。	広島県
5.5	5	行政	改善等を文書指導。H17.3.10施設使用廃止届出。	岩手県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.5	5		改善等を口頭指導 [廃棄物処理法に基づく措置] 。 改善後の設置者による測定で基準値以下 (0 . 26ng- TEQ/m3N) 。	松山市

平成 9 年 1 2 月 2 日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m2以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 既設

廃果初况却况(21/时不 间)		【		
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1000	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (4.0ng-TEQ/m3N)。	香川県
680	10	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	徳島県
250	10	設置者	一時停止命令。H18.5.17施設使用廃止届出。	岡山県
90	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(2.5ng-TEQ/m3N)。	新潟県
87	10	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
71	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(4.8ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
66	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.7ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
50	10	設置者	改善等を文書指導。H18.2.27施設使用廃止届出。	兵庫県
47	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.78ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
45	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
42	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (7.6ng-TEQ/m3N)。	鹿児島県
41	10	行政	文書指導。H17.11.21施設使用廃止届出。	岐阜県
41	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
41	10	行政	改善等を口頭指導。行政検査で基準値以下(6.3ng- TEQ/m3N)。	横浜市
40	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.4ng-TEQ/m3N)。	北海道
38	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
37	10	設置者	施設使用停止継続中。施設廃止予定。	長崎市
36	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.8ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
36	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.48ng-TEQ/m3N)。	埼玉県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
35	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。 改善後の設置者による測定で基準値以下 (7.3ng-TEQ/m3N)。	高松市
34	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	
33	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設 使用停止継続中。	鳥取県
31	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m3N)。	新潟県
30	10	行政	改善等を文書指導。H18.2.27施設使用廃止届出。	富山県
29	10	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
28	10	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	山梨県
26	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
26	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m3N)。	徳島県
24	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (7.9ng-TEQ/m3N)。	長崎県
24	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(5.5ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
22	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	北海道
21	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.3ng-TEQ/m3N)。	青森県
21	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。H18.3.23施設使用廃止届出。	滋賀県
21	10	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。 改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng- TEQ/m3N)。	熊本市
20	10	行政	一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく措置] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮城県
20	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(6.8ng-TEQ/m3N)。	熊本県
19	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.2ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
18	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(3.1ng-TEQ/m3N)。	鳥取県
17	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.1ng-TEQ/m3N)。	愛知県
16	10	設置者	口頭指導。H18.6.9施設使用廃止届出。	仙台市
16	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.60ng-TEQ/m3N)。	さいたま市
16	10	行政	改善等を口頭指導。行政検査で基準値以下(4.8ng- TEQ/m3N)。	横浜市

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
16	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	京都市
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(6ng-TEQ/m3N)。	青森県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	群馬県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	長崎県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.7ng-TEQ/m3N)。	鹿児島市
14	10	行政	改善等を文書指導。H17.12.7施設使用廃止届出。	山形県
14	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.4ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	名古屋市
13	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m3N)。	山梨県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.53ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査実施。測定結 果報告待ち。	岡山県
13	10	行政	改善等を文書指導。原因及び改善策を確認。	広島県
12	10	行政	改善命令 [廃棄物処理法に基づく措置] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 (9.2ng-TEQ/m3N) 。	栃木県
12	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (3.2ng-TEQ/m3N)。	栃木県
12	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下 (8.5ng-TEQ/m3N)。	三重県
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(3.4ng-TEQ/m3N)。	福岡県
12	10	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改 善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (5.1ng-TEQ/m3N)。	青森県
11	10	行政	改善命令 [廃棄物処理法に基づく措置] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 (4.9ng-TEQ/m3N) 。	栃木県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	新潟県
11	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(4.3ng-TEQ/m3N)。	長野県
11	10	行政	改善等を文書指導。H18.2.21施設使用廃止届出。	滋賀県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.088ng-TEQ/m3N)。	宮崎県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	定者 その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	
11	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.1ng-TEQ/m3N)。	さいたま市

- 注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
- 注2) 平成17年度中及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況注1)

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
33		クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設		改善命令。改善対策中の行政検査で基準 値以下(1.6pg-TEQ/L)。	いわき市

- 注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
- 注2) 平成17年度中及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注1)}

平成18年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超	過件数	127	1
措	基準達成	75	0
措置後の対応状況	対策実施中	34	1
対 応 状	廃止	15	0
) 況	休止	3	0

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3 に、それ以降の状況(平成18年6月30日まで)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成18年4月1日~平成18年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	657	13
文書指導件数	432	1
一時使用停止命令	1	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	0	0
その他	43	0

注)表 - 1 (大気基準適用施設)及び表 - 3 (水質基準適用事業場)の設置者による 測定結果未報告施設・事業場に対し、平成18年4月1日から平成18年6月30日 までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (都道府県・政令市別) 表 - 7

			大気基準適用施設	<u> </u>	(郁坦桁県	・政令市別		質基準適用事業	t 星	
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命	法34条第1項の	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命	法34条第1項の	その他
			令	立入検査に伴う 測定を実施				令	立入検査に伴う 測定を実施	
北海道 青森県	2 16	4								
岩手県	6	3								
宮城県 秋田県		1								
山形県	6									
福島県茨城県	11 80					5				
栃木県	7					, and the second				
群馬県 埼玉県	5 16	16								
千葉県	11	2					1			
東京都神奈川県					41					
新潟県 富山県	22 18					1				
石川県										
福井県 山梨県	3									
長野県	4	1								
岐阜県 静岡県	17 16									
愛知県	12	1								
三重県 滋賀県	21 6					1				
京都府										
大阪府 兵庫県	6					1				
奈良県 和歌山県	12			_						_
鳥取県	16									
島根県	3									
広島県	26	5								
山口県 徳島県	2	44								
香川県	4									
愛媛県 高知県	2									
福岡県	76					3				
佐賀県 長崎県	6				1					
熊本県	11				1					
大分県 宮崎県	19					1				
鹿児島県	70	138								
沖縄県 札幌市	3									
仙台市	1	3								
さいたま市 千葉市	3					1				
横浜市 川崎市	2	3								
静岡市										
名古屋市 京都市	<u>2</u> 5	10 5								
大阪市										
神戸市 広島市	12									
北九州市	2 2	1								
福岡市 函館市	1	ı								
旭川市 秋田市	1	1								
郡山市										
いわき市 宇都宮市	3									
川越市										
船橋市 横須賀市	1									
相模原市			1							
新潟市 富山市	4 2									
金沢市	1									
長野市 岐阜市										
浜松市	7									
豊橋市 岡崎市	1									
豊田市堺市	9					-				
高槻市	3									
東大阪市 姫路市	7									
奈良市	2									
和歌山市 岡山市	4 12									
倉敷市										
福山市 下関市	10	1								
高松市	1	'								
松山市 高知市	4 2									
長崎市										
熊本市 大分市	2									
宮崎市	1									
鹿児島市 合計	9 657		1	0	43	13	1	0	0	(
— п					平成18年4月				. 0	

<u>台 計 657 432 1 0 43 13</u> 表 - 5 及び表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成 1 8 年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの間に 執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等(全国)

(平成18年4月1日~平成18年6月30日)

大领		平成 1 8 年 現在の未幸	3月31日 8告施設数 注1)注2)	左記に計 E	上した施設の までの状況)平成18年 注3)注4)注5	:6月30)
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉱供する	の製造の用に 焼結炉	4	0	0	4	0	0
製鋼用	電気炉	14	3	2	13	1	1
亜鉛回 (焙焼 炉、溶	収施設 炉、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	0	0	0	0	0	0
施設	二ウム合金製造炉、溶解炉、乾	43	40	16	42	0	25
	4 t/h以上	74	49	32	68	0	23
廃棄物焼却炉	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	96	136	90	87	8	47
焼 却 炉	2 t /h未満 ^{注 6)}	1,457	1,490	602	1,314	82	949
	小計	1,627	1,675	724	1,469	90	1,019
合計		1,688	1,718	742	1,528	91	1,045

- 注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、 既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注2)「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が 無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測 定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注3)「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成18年4月1日から平成18年6月 30日までの間になされた報告。
- 注4)「休止」とは、平成17年度から引き続き休止状態にある施設及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。
- 注5)「廃止等」には、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。
- 注6)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等(全国) 注1)注3

(平成18年4月1日~平成18年6月30日)

	(平)	<u>以 1 0 午 4</u>	<u>4 </u>	~ 平成 1	<u>8 年 6 月</u>	<u>3 U 🛛)</u>
水質基準対象施設	3 1 日 未報告	3年3月 現在の 事業場数 ^{[2)注4)}		記に計上し 18年6月 状況 ^{注:}	∃ 30円	
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイト パルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物に よる漂白施設	0	0	0	0	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1	1	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	1	1	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロアタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施 設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジオキサジンバイネレットの製造の用に供するニトロ化誘導体 分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じ ん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃がス洗浄施設 及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	33	28	14	30	3	14
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	0	0	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1	0	0	0	1
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	3	3	3	2	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	2	3	3	2	0	0
合計	39	37	22	34	3	17

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注4)「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実 績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未 測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注5)「報告」とは、注2)の期間における測定について、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間になされた報告。
- 注6)「休止」とは、平成17年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成18年4月1日から平成18年6月 30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表 - 10(1) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		焼結鉱の	製造の月	用に供する	5 焼結炉				製鋼用		汉作里大只	別 - 者		ᅲᆞᆈ	亜鉛回	リリング 収施設 現施設		
	平成18 31日期	3年3月			した施設		平成15 31日野				した施設			8年3月 現在の	左	記に計上	した施設	
_	未報告		平成1		0日までの 廃止等		未報告	施設数未測定			0日までの 廃止等		未報告	施設数未測定	平成 報告		0日までの 廃止等	
北海道 青森県																		
岩手県 宮城県														<u> </u> 				
秋田県山形県																		
福島県茨城県							1			1								
栃木県群馬県							1			1				! !				
埼玉県 千葉県																		
東京都神奈川県								1	1					i ! !				
新潟県								2	1			1						
富山県 石川県																		
福井県 山梨県																		
長野県 岐阜県														<u> </u>				
静岡県 愛知県							3			2	1			! !				
三重県 滋賀県																		
京都府 大阪府																		
兵庫県 奈良県														<u> </u>				
和歌山県 鳥取県																		
島根県岡山県							1			1				i				
広島県 山口県							6			6								
徳島県香川県																		
愛媛県																		
福岡県 佐賀県														<u> </u>				
長崎県														İ				
大分県宮崎県																		
鹿児島県 沖縄県														! !				
札幌市							4			4								
仙台市 さいたま市							1			1								
千葉市 横浜市																		
川崎市 静岡市																		
名古屋市 京都市																		
大阪市 神戸市																		
広島市 北九州市	1			1										 				
福岡市 函館市																		
旭川市 秋田市																		
郡山市														<u> </u>				
宇都宮市 川越市																		
船橋市 横須賀市											L	<u>L</u>						
相模原市新潟市																		
富山市金沢市														<u> </u> 				
長野市 岐阜市														<u>!</u>				
浜松市 豊橋市														<u> </u>				
岡崎市 豊田市														<u> </u>				
現市 高槻市																		
東大阪市 姫路市														<u> </u>				
奈良市														<u> </u>				
和歌山市 岡山市														i 				
倉敷市 福山市	3			3			1			1								
下関市 高松市														<u> </u>				
松山市 高知市																		
長崎市 熊本市																		
大分市 宮崎市																		
鹿児島市 合 計	4	0	0	4	0	0	14	3	2	13	1	1	0	0	0	0	0	0

表 - 10(2) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

ı									亜鉛回	() 他記	父 種與	別 - 者	1) 退付	宗・以	(令巾)	5U)		
			焼約	吉炉						広炉					溶角	解炉		
	31日ヨ	8年3月 見在の 施設数		記に計上 18年6月3			31日ヨ	8年3月 見在の 施設数			した施設 0日までの		31日ヨ	8年3月 見在の 施設数		記に計上 18年6月3		
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
青森県														ļ				
岩手県 宮城県								 						 				
秋田県 山形県								i						i				<u> </u>
福島県																		Ī
茨城県 栃木県																		
群馬県 埼玉県								<u> </u>						<u> </u>				<u> </u>
千葉県																		
東京都 神奈川県								<u> </u>						<u> </u>				
新潟県 富山県		!						<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
石川県福井県																		
山梨県																		
長野県 岐阜県								 				 		 		 		
静岡県 愛知県																		-
三重県																		1
滋賀県京都府								! !						 				
大阪府 兵庫県								<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>	<u></u>		<u> </u>	L
奈良県和歌山県								-										1
鳥取県																		
島根県 岡山県																		
広島県 山口県						<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	\vdash	
徳島県																		
香川県 愛媛県																		
高知県 福岡県														<u> </u>				<u> </u>
佐賀県 長崎県																		
熊本県																		
大分県 宮崎県																		
鹿児島県 沖縄県														İ				
札幌市																		
仙台市 さいたま市								ļ !						i i				
千葉市 横浜市																		<u> </u>
川崎市静岡市																		
名古屋市																		
京都市 大阪市																		-
神戸市 広島市																		
北九州市								<u>. </u>						<u> </u> 				<u> </u>
福岡市 函館市																		
旭川市 秋田市						 					-	 				 	 	1
郡山市		<u> </u>						 						 				-
宇都宮市																		
川越市 船橋市																		
横須賀市 相模原市	_					\vdash										\vdash	\vdash	₩
新潟市																		
富山市 金沢市																		
長野市 岐阜市								<u> </u>						<u> </u>				-
浜松市 豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市 堺市						 		<u> </u>				 		<u> </u>		 	 	
高槻市東大阪市																		-
姫路市																		i e
奈良市 和歌山市						 		! !			-	 		! !		 	 	
岡山市 倉敷市								<u> </u>						l I				-
福山市								İ						İ				
下関市 高松市								<u>!</u>						<u>!</u>				
松山市高知市	-							-										
長崎市																		
熊本市 大分市																		
宮崎市 鹿児島市						<u> </u>						<u> </u>						-
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 - 10(3) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

						亜鉛回	収施設				ヘーエハハ	,,,, H	1)坦村		ミニウム	合金製造	施設	
			乾燥	彙炉					小	計					焙炸	尭炉		
	平成18	見在の		記に計上 18年6月30			平成18	見在の	左 平成1	記に計上 8年6月30	した施設 0日までの	lの D状況	31日ヨ	8年3月 見在の	左 平成	記に計上 18年6月3	した施設 0日までの	:の)状況
-		施設数 未測定	報告		廃止等			施設数 未測定			廃止等			施設数未測定	報告		廃止等	
北海道	NT.	N/MJAL	TIX I	WILL	况正寸	/N/MAL	NIL	71/10/AL	TIX III	NIL	况正寸	/N/MAL	NII	/N/MJAL	TIX	WIL	况正寸	/N/MIAL
青森県 岩手県														ļ				
宮城県																		
秋田県					.	ļ						<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>
山形県 福島県														İ		<u> </u>		<u> </u>
茨城県																		
栃木県 群馬県														•		-		i
埼玉県																		
千葉県 東京都														!		ļ		
神奈川県														! !				
新潟県												-		<u> </u>		<u> </u>		└
富山県石川県														ĺ				ł –
福井県														İ				
山梨県 長野県														<u> </u>				
岐阜県														<u> </u>				
静岡県 愛知県												<u> </u>	1	<u> </u>		1		<u> </u>
三重県													'			<u>'</u>		
滋賀県 京都府														ł		<u> </u>		<u> </u>
大阪府														<u> </u>				
兵庫県														ļ —				<u> </u>
奈良県 和歌山県																		<u> </u>
鳥取県														ļ				
島根県 岡山県														<u> </u>				<u> </u>
広島県																		
山口県 徳島県														<u> </u>		-		<u> </u>
香川県														ļ				
愛媛県	-						-			_			-	-				
福岡県														<u> </u>				
佐賀県																		
長崎県 熊本県														i		<u> </u>		<u> </u>
大分県																		
宮崎県 鹿児島県				<u> </u>										 		ļ		├ ──
沖縄県														!				
札幌市																		
仙台市 さいたま市																		l .
千葉市																		
横浜市 川崎市														<u> </u>		<u> </u>		-
静岡市																		
名古屋市 京都市														<u>; </u>		<u> </u>		<u> </u>
大阪市																		
神戸市 広島市														-		.		<u> </u>
北九州市														<u> </u>		<u> </u>		
福岡市																		
函館市 旭川市							L											
秋田市																		
郡山市														<u> </u>		<u> </u>		
宇都宮市																		
川越市 船橋市														<u> </u>		-		<u> </u>
横須賀市														<u> </u>				
相模原市																		
新潟市 富山市																		
金沢市														<u> </u>				
長野市 岐阜市														<u>. </u>		<u> </u>		<u> </u>
浜松市																		
豊橋市 岡崎市														 		ļ — —		<u> </u>
豊田市														<u> </u>				
堺市 高槻市																		
東大阪市							L											
姫路市														ļ				
奈良市 和歌山市														i !				
岡山市																		
<u>倉敷市</u> 福山市														 		-		<u> </u>
下関市																		
高松市														-				
松山市 高知市														ļ — —				
長崎市																		
<u>熊本市</u> 大分市														ļ		-		<u> </u>
宮崎市																		
鹿児島市	_	^	_		_		_			_	0		_	_	^			
合計 .	0 小計(聖書	0 による測				0			0					0	0	1	0	0

表 - 10(4) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

-			halm di	177 July				アル	ミニウム	合金製造		別 - 都		ౣ . 씨				
-	平成18	3年3月		解炉 :記に計上	した施設	-m		8年3月	乾魚		した施設			8年3月	小左	計 記に計上	した施設	 წთ
	31日刊 未報告	施設数	平成?	18年6月3	0日までの)状況		施設数	平成1	8年6月3	0日までの	の状況	未報告	見在の 施設数	平成	18年6月3	0日までの	の状況
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
青森県 岩手県														İ				-
宮城県秋田県	1					1							1					1
山形県														! ! !				
福島県 茨城県	3	4		3		4							3	4		3		4
栃木県 群馬県		3	3				1			1			1	3	3	1		
埼玉県 千葉県	2	7		2		7							2	7		2		7
東京都神奈川県																		!
新潟県																		<u> </u>
富山県 石川県	1	3	3	1									1	3	3	1		
福井県 山梨県		1				1								1				1
長野県 岐阜県	1			1 1								-	1	<u> </u>		1 1		-
静岡県 愛知県	10 6	1		10 6		1	1			1			10 8			10 8		1
三重県	1	2	1	1		1							1	2	1	1		1
滋賀県京都府	3	1	1										3	1	1			
大阪府 兵庫県	2	1		2		1	1			1			3	1		3		1
奈良県 和歌山県				L								L		<u> </u>			L	<u>L</u>
鳥取県島根県																		-
岡山県 広島県														į				
山口県														<u> </u>				
徳島県 香川県																		
愛媛県 高知県														<u> </u>				<u> </u>
福岡県 佐賀県		8	7	1				1				1		9	7	1		1
長崎県 熊本県														i !				
大分県																		
宮崎県 鹿児島県																		
沖縄県 札幌市																		<u> </u>
仙台市 さいたま市																		-
千葉市 横浜市		1				1								1				1
川崎市静岡市		'																
名古屋市																		
京都市 大阪市	3			3									3			3		
神戸市 広島市														<u> </u>				<u> </u>
北九州市 福岡市												\vdash		<u> </u>		_		
函館市 旭川市																		!
秋田市																		
郡山市いわき市														i !				
宇都宮市川越市			<u> </u>				<u> </u>						<u> </u>					
船橋市 横須賀市														İ				
相模原市																		
富山市																		
金沢市長野市																		
岐阜市 浜松市	1			1									1			1		
豊橋市岡崎市		1	1									\vdash		1	1		\vdash	-
豊田市堺市	1	'		1									1	<u> </u>		1		_
高槻市														<u> </u>				
東大阪市 姫路市		5				5								5				5
奈良市 和歌山市	1			1								<u> </u>	1	<u>. </u>		1		<u> </u>
岡山市 倉敷市																		.
福山市下関市	1			1												1		
高松市	1													<u> </u>		1		
松山市 高知市																		
長崎市 熊本市																_		<u> </u>
大分市														-				_
鹿児島市	1	1		-		2				_			1	1				2
合計 表 - 5 0	39			38 報告施記	0								43	40	16	42	0	25

表 - 10(5) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

Г									廃棄物		父 種類	別 - 有	『道府県	• 取	(令巾)	到)		
			4t/h	以上				2	t/h以上·		苘			200)kg/h以上	~2t/h未	満	
	平成18 31日明 未報告	在の	左	記に計上	した施設		平成18 31日5 未報告	8年3月 見在の	左	記に計上	:した施設 0日までの		平成18年 31日現在 未報告施	≣3月 宝の	左	記に計上 8年6月30	した施設	
JJ. V= 124	休止	未測定			廃止等	未測定	休止	未測定			廃止等		休止 5	未測定		休止	廃止等	
北海道 青森県	4 1		1	2 1		2	2 1		1	2		1	15 6	8 1	3 1			6
岩手県宮城県	1	1	1			1							8	1				9
秋田県								2			2		4	5	2	6		1
山形県福島県							1			1			3 8	1		3 8		1
茨城県 栃木県	2	1	1				2		2	2		2	7 6	7 5	3		1	3
群馬県	Ť	'	- 1						2			3	7			7	- 1	
埼玉県 千葉県	1 5			1 5			6 2		4	6 2		1 2	19 11	7 5	3		2	4 2
東京都	18	7 2	5	18 1		2	7		5 1			2	8 10	17 12	10			7 1
神奈川県新潟県		2	2			1	2	18	12	2		6	5	25	8 18	5		7
富山県 石川県								4	3			1	2	8 2	8 2			
福井県	1			1			1 4			1			3 7	1	1	3		
長野県							1			1			18	2	2		6	
岐阜県 静岡県	1	4		1		4	6 4		3 5			9	13 21	5 16	3 1		1	2 13
愛知県	3	1		3			3			3		10	10	3	3	10		9
三重県 滋賀県	1	·		1		1	4 3		3	4 3		10	10	16 1	7 1	10		9
京都府 大阪府	2 5			2 5			2			2			6 15	1		6 15		1
兵庫県 奈良県	1		4			1	2	11 2	10			1 4	15 4	21	17	15	2	2 8
和歌山県	1							5	5			4	1	29	22	3	2	
鳥取県 島根県	1			1				2	2		L		4 8	3	2 2	4 8		1
岡山県 広島県							3	- 1	1	3			7 5	5	5	5	-	7
山口県	3			3			2			2			19			19		
徳島県 香川県	2 1	1		2 1		1	1	2	1	1		1	9	3 1	3 2	8		
愛媛県 高知県	1					1		1	1				1 18	4	2 2		1	2
福岡県	1	11	11	1			6	20	20	6			3	44	26	7		14
佐賀県 長崎県							1 4			1 4			10 11	4	3			1
熊本県 大分県							1			1			5 3	1		5 3		1
宮崎県鹿児島県		1				1							1	8	1	1		1
沖縄県							6				6		10	0	1	3	7	
札幌市 仙台市																		
さいたま市 千葉市		3	3								<u> </u>		1			3	1	
横浜市	1	2	J	1		2	2			2			11	1		11		1
川崎市静岡市	1	1		1		1							2	2	1	2		1
名古屋市 京都市													2 5	1 4	3	1 5	1	1 1
大阪市 神戸市	1					1		- 1	1				6 1			1		6
広島市							1			1			3	11	11	3		
北九州市 福岡市	3	3		3		3							3 1	1	1	3 2		
函館市 旭川市							1			1		_	2	1		2	_	1
秋田市											-		2					2
郡山市							1	1		1		1	1			1		
宇都宮市 川越市							2					2	1					1
船橋市 横須賀市																		
相模原市														10	7			3
新潟市 富山市		3	3				2	7	7	2			1	5	5	1		
金沢市長野市													1 2			1		2
岐阜市	1					1							2					2
浜松市 豊橋市	1			1			1			1			3			3		
岡崎市 豊田市	1			1							<u> </u>		2			2 1	-	<u> </u>
堺市											<u> </u>		2	3	4			1
高槻市 東大阪市													2			2		
姫路市 奈良市													2	1		2		1
和歌山市							1			1			5	4	3	5		,
倉敷市	2			2			2		1				4	4	3	4		1
福山市下関市	2			2									6 1	1	1	5 1		1
高松市																		
松山市高知市													2	1		2		1
長崎市 熊本市							1			1			3 1	1	1	3 1		
大分市							2			2			1	5	1			4
鹿児島市	2			2				2	2				7	2	2	7		
合 計	74	49	32	68	0	23	96	136	90	87	8	47	475	337	209	431	24	148

合 計 | 74| 49| 321 681 UE 23| 96| 130| 90E 67: 61 41| 47: 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10(6) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

-									廃棄物	(施記		別 - 者	『道府!	県・政	令市局	剀)		
<u> </u>		100k	g/h以上:	~ 200kg/h <i>ā</i>	未満			50kg	<u> </u>		未満			50k	g/h未満(0.5m ² 以	上)	
	平成18 31日現	3年3月 現在の	左	記に計上し 18年6月30日	」た施設		平成18 31日期	3年3月 見在の	左	記に計上	した施設 0日までの		平成18 31日到	3年3月 見在の	左	記に計上		
-	未報告 休止		報告			未測定	未報告 休止	施設数 未測定	報告			未測定	未報告 休止		報告	休止		未測定
北海道 青森県	16 8	4	2	15	1	2	2	3 1	1	2 5		2	2	1	1	2		
岩手県宮城県	8 11	4	1			11 13	1					1	1	1				2
秋田県		_				10						J	1			1		
山形県福島県	4 6	4	4 1			1	2		1	2			1			1		
茨城県 栃木県	36 15	44 32	16 14		2	24 16	5 13	7	1 4			6	3	2	1	3		1
群馬県	5	4	2	5	2	2	5	2		5		2	2	1		2		1
埼玉県 千葉県	14 60	8 44	12		10	7 23	9 15	21 10	4 6			17 5	2 1	8	1 3	2	1	7
東京都神奈川県	14 15	16 12	5 5	14	1	11	11 4	25 8	4			21 5	3	12 3	3 1	3		9
新潟県	7	26	14	7	1	11	2	10	6	1		4		14	7	3		7
富山県 石川県	7	10 13	- 8 7			2 7	1	3 5	2 1			1 4						
福井県 山梨県	3 7	14 1	10	5		2	2		1	2		1	4			4		
長野県	6	2		4	4		3			3								
岐阜県 静岡県	17 21	9 16	6 3		2 3		8 7		7 4			6 5	3	2	2	3 4		1
愛知県 三重県	8	2	2	8	2		4		2	4		5	4	3		3	1	_
滋賀県	18	7	6	18	1		5		3			5	1	2	1	2		
京都府 大阪府	10 7	3	1		2	1 2	1			1			1	2		1		2
兵庫県 奈良県	25 21	43 46	19		2		9		2			6 8	5 1	5	2	5	1	2
和歌山県	12	27	19			8	20		1	20		٥	10	3	3	10		
鳥取県 島根県	4 5	11 2	9			1 1	1			1		1		1				1
岡山県 広島県	5 8	12	8			5 4	2 1	2	2	1		2	1 6	1		5		1
山口県	12	1	1	12		Ì	6			6		_	4	'		4		
徳島県 香川県	9 9	5	12 4	9		13 1	3 5	4	2 3	5		3 1						
愛媛県 高知県	18 6	24 18	2	6	1	39 18	3 2	25	3	2	1	24 3	2 1	1		1		3
福岡県	15	65	21	19		40	4	50	2	7	1	44		14	2			12
佐賀県 長崎県	4 7	4	4			6	1	2	2				1	1	1	1		
熊本県 大分県	8 2	1	1	8 2		6	4	2		4 2		2	5 1	2	1	5 1		1
宮崎県	1	5 19	3		3	3	1			1		5						
沖縄県	10	3	'	7	3		4			3	1	J	2			2		
札幌市 仙台市								1				1		1	1			
さいたま市 千葉市	2	3		2		2	1	1		1		1	4			<u>3</u>	1	<u> </u>
横浜市	9	2		9		2	21	4		21		4	7	1		7		1
静岡市	1	17	2		1	14	3			1 3		8	2	3	1	2		2
名古屋市 京都市	3 11	6	2	3 12		6	15	3		14	1	3	1	2		1		2
大阪市 神戸市	4	4	4	4			2	2	2	1		2	1			1		
広島市	2	7	7	2				۲					1			1		
北九州市 福岡市	1	2 1	1			1												
函館市 旭川市														1				1
秋田市				,						_								
郡山市	2	3		2		3	2			2								
宇都宮市 川越市	1	1	1			1												
船橋市 横須賀市	1	1			1	1												
相模原市	1			1	1	1	1			1				1				1
新潟市 富山市	2 1	7 1	7				3	2	2	3								
金沢市	1			1		2	2	1				1 2				-		
岐阜市	2					2	1					1						
浜松市 豊橋市	5	2 1	1	3	2	1 1	2	4		2		4		1				1
岡崎市 豊田市	2			2			1			1						-		
堺市	1	5	2			4	1	2				3		1	1			
高槻市 東大阪市		1	2			1		1				1						
姫路市 奈良市	2 4	2	1	2 4		1	1 4	2	1	1 4		1	2			2		
和歌山市	12	2	_	12		2	8			8			6			6		
岡山市 倉敷市	2 1	3 2	2	1	1	1	1			1								
福山市下関市	3	6	5			1		1	1									
高松市		1	1				1			1								
松山市 高知市	2 2	8	2			3 6		1				1						
長崎市 熊本市	5 2			5 2			3	1		3		1	1			1		
大分市		2	_			2	2	1		2		1		2				2
宮崎市 鹿児島市		2 5	2 5					1	1 1									<u> </u>
合 計 表 - 5	611				43		265							103	34	100	5	70

表 - 10(7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

出海道 39	
未報告施設数 本規告 株止 廃止等 未測定 株比 未測定 株比 東山等 未測定 銀音 株比 東山等 末測定 株比 東山等 末測定 株正 東山等 末測定 株正 東山等 末測定 株正 末測定 銀音 株比 東山等 末測定 株正 末測定 銀音 株比 東山等 末測定 銀音 株比 東山等 末測定 銀音 株比 東山等 末刻を 北京 北京 北京 北京 北京 北京 北京 北	
出海道 39	
当年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	測定 13
No. No.	21
福島県 16 4 2 16 26 60 34 56 65 22 61 65 52 61 65 52 61 65 52 61 65 52 61 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65	21 1
栃木県 42 44 24 38 3 21 44 47 27 40 3 27 40 3 28 25 25 28 28 3 3 21 44 47 27 40 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2
埼玉県 51 45 9 51 36 53 52 9 53 千葉県 94 69 28 88 14 33 94 69 28 88 14 東京都 611 84 32 61 52 61 85 33 61 神奈川県 31 41 15 37 4 16 31 41 15 37 4 新潟県 16 95 59 15 2 35 16 97 60 15 2 富山県 2 25 21 2 4 3 28 24 3 石川県 8 20 10 7 11 8 20 10 7 福井県 14 17 12 16 3 14 17 12 16 山梨県 21 1 1 21 21 21 2 1 21 長野県 28 4 2 20 10 29 4 2 21 10 岐阜県 47 32 21 46 2 10 48 32 21 47 2 静岡県 58 64 15 59 5 43 68 65 15 69 5 愛知県 32 5 5 31 1 43 5 5 41 2 三重県 29 82 15 33 2 61 30 84 16 34 2 江東郡 18 3 11 39 1 41 13 11 42 1 京都府 18 3 1 17 2 1 18 4 2 17 2 大阪府 31 6 1 31 5 34 6 1 34 2 京和府 18 3 1 17 2 1 18 4 2 17 2 長駅県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 山県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 山田県 46 1 1 46 52 11 43 65 50 45 2 山田県 46 1 1 46 52 1 18 5 16 西川県 24 33 17 24 16 24 33 17 24 番川県 24 33 17 24 16 24 33 17 24 番川県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐韓県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐韓県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐韓県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐韓県 27 29 3 27 27 26 27 29 3 27 福岡県 27 27 28 3 27 28 3 27 28 38 38 38 38 38 38 38	38 21
東京都 61 84 32 61 52 61 85 33 61 神奈川県 31 41 15 37 4 16 31 41 15 37 4 新潟県 16 95 59 15 2 35 16 97 60 15 2 富山県 2 25 21 2 4 3 28 24 3 石川県 8 20 10 7 11 8 20 10 7 福井県 14 17 12 16 3 14 17 12 16 山梨県 21 1 1 21 21 21 2 1 21 長野県 28 4 2 20 10 29 4 2 21 10 岐阜県 47 32 21 46 2 10 48 32 21 47 2 静岡県 58 64 15 59 5 43 68 65 15 69 5 愛知県 32 5 5 31 1 43 5 5 5 41 2 三重県 29 82 15 33 2 61 30 84 16 34 2 演都府 18 3 11 39 1 41 13 11 42 1 東藤田府 18 3 1 17 2 1 18 4 2 17 2 大阪府 31 6 1 31 5 34 6 1 34 2 1 大阪府 31 6 1 31 5 34 6 1 34 2 1 京和府 18 3 57 90 33 57 5 和耿山県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 山県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 山県 46 1 1 46 5 2 1 1 52 佐島県 24 33 17 24 16 24 33 17 24 黄山県 24 13 10 23 4 24 13 10 23 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 46 佐寶県 27 17 6	5 43
神奈川県 31 41 15 37 4 16 31 41 15 37 4 16 31 41 15 37 4 16 31 41 15 37 4 16 31 41 15 37 4 16 37 60 15 2 2 2 2 2 4 3 28 24 3 2 2 2 3 2 2 3 2 3 2 2	33 52
富山県 2 25 21 2 4 3 28 24 3 石川県 8 20 10 7 11 8 20 10 7 福井県 14 17 12 16 3 14 17 12 16 長野県 28 4 2 20 10 29 4 2 21 10 長野県 28 4 2 20 10 48 32 21 47 2 静岡県 58 64 15 59 5 43 68 65 15 69 5 愛知県 32 25 5 31 1 43 5 5 41 2 三重県県 38 13 11 39 1 41 13 11 42 1 大庭府 31 6 1 31 5 34 6 1	16 36
福井県 14 17 12 16 3 14 17 12 16 16 1 1 1 21 21 2 1 16 21 2 1 1 21 2 1 1 21 2 1 1 21 2 1 1 21 2	4
長野県 28 4 2 20 10 29 4 2 21 10 6 29 4 2 11 10 6 29 6 4 2 21 10 6 2 10 6 8 6 1 15 6 9 5 1 43 6 8 6 15 15 6 9 5 1	3
静岡県 58 64 15 59 5 43 68 65 15 68 5 夏知県 32 5 5 31 1 43 5 5 41 2 重星 29 82 15 33 2 61 30 84 16 34 2 滋賀県 38 13 11 39 1 41 13 11 42 1 京都府 18 3 1 17 2 1 18 4 2 17 2 大阪府 31 6 1 31 5 34 6 1 34 1 兵庫県 55 93 54 55 6 33 55 94 54 55 6 奈良県 33 57 90 33 57 和歌山県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 鳥取県 8 14 11 9 2 8 14 11 41 11 高根県 15 8 5 15 3 16 8 5 16 岡山県 15 5 5 5 5 5 5 5 5	10
三重県 29 82 15 33 2 61 30 84 16 34 2 滋賀県 38 13 11 39 1 41 13 11 42 1 京郁府 18 3 1 17 2 1 18 4 2 17 2 大阪府 31 6 1 31 5 34 6 1 34 5 5 46 6 1 34 6 1 34 6 1 34 6 1 34 6 5 6 33 55 94 55 6 6 33 55 94 55 6 6 33 55 94 55 6 6 33 55 94 54 55 6 6 33 55 94 54 55 6 2 11 11 43 65 50	44
京都府 18 3 1 17 2 1 18 4 2 17 2 大阪府 31 6 1 31 5 34 6 1 34 兵庫県 55 93 54 55 6 33 55 94 54 55 6 奈良県 33 57 90 33 57 7 和歐山県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 島根県 15 8 5 15 3 16 8 5 16 岡山県 15 8 5 15 3 16 8 5 16 岡山県 15 15 15 15 15 15 16 22 山田県 46 1 1 46 23 21 16 22 1 52 1 1	62
兵庫県 55 93 54 55 6 33 55 94 54 55 6 奈良県 33 57 90 33 57 7 1 和歌山県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 鳥取県 8 14 11 9 2 8 14 11 9 島根県 15 8 5 15 3 16 8 5 16 岡山県 15 15 15 15 15 15 15 15 15 広島県 23 21 16 22 6 23 21 16 22 山口県 46 1 1 46 52 1 1 52 香川県 24 13 10 23 4 24 13 10 23 愛媛県 25 54 7 3 69 25 54 7 3 高川県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 110 29 </td <td>1</td>	1
和歌山県 43 65 50 45 2 11 43 65 50 45 2 島取県 8 14 11 9 2 8 14 11 9 島根県 15 8 5 15 3 16 8 5 16 岡山県 15 5 5 5 5 5 5 岡山県 15 5 5 5 5 5 □□県 23 21 16 22 6 23 21 16 22 □□県 46 1 1 46 52 1 1 52 徳島県 24 33 17 24 16 24 33 17 24 香川県 24 13 10 23 4 24 13 10 23 蚕川県 24 13 10 23 4 24 13 10 23 蚕川県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐賀県 17 6 17 6 17 6 17 1 長崎県 22 11 10 22 1 22 11 10 22 熊本県 22 5 2 22 3 3 22 5 2 22 大分県 9 10 9 10 9 10 9 宮崎県 2 6 3 5 2 6 3	5 34
島根県 15 8 5 15 3 16 8 5 16 岡山県 15 15 15 15 15 広島県 23 21 16 22 6 23 21 16 22 山口県 46 1 1 46 52 1 1 52 養島県 24 33 17 24 16 24 33 17 24 養川県 24 13 10 23 4 24 13 10 23 農城県 25 54 7 3 69 25 54 7 3 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 2 3 21 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1<	90 11
広島県 23 21 16 22 6 23 21 16 22 山口県 46 1 1 46 1 1 46 1 1 46 1 1 46 1 1 46 1 1 46 1 1 4 16 24 33 17 24 24 13 10 23 24 13 10 23 23 24 13 10 23 23 24 13 10 23 23 24 13 10 23 23 24 13 10 23 23 28 22 17 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 26 27 29 3 27 27 26 27 29 3 27 27 20 27 29 3 27 20 20 20 20 40 1 110 29 213 89 41 1 1 4 4 1 110 29 213 89 41 1 1 1 22 1 1 1 1 1 1	3
山口県 46 1 1 46 52 1 52 徳島県 24 33 17 24 16 24 33 17 24 番川県 24 13 10 23 4 24 13 10 23 最短県 25 54 7 3 69 25 54 7 3 高知県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐賀県 17 6 17 6 17 6 17 6 17 10 22 1 10 22 1 10 22 1 22 1 10 22 1 22 1 10 22 1 22 1 10 22 1 22 1 10 22 1 22 1 10 22 2	15 6
愛媛県 25 54 7 3 69 25 54 7 3 高知県 27 29 3 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐賀県 17 6 17 6 17 6 17 長崎県 22 11 10 22 1 22 11 10 22 熊本県 22 5 2 22 22 22 22 22 大分県 9 10 9 10 9 10 9 10 9 宮崎県 2 6 3 5 2 6 3 3	16
高知県 27 29 3 27 26 27 29 3 27 福岡県 29 204 82 40 1 110 29 213 89 41 1 佐賀県 17 6 17 6 17 6 17 6 17 長崎県 22 11 10 22 1 22 11 10 22 熊本県 22 5 2 22 3 22 5 2 22 大分県 9 10 9 10 9 10 9 10 宮崎県 2 6 3 5 2 6 3 3	4 69
佐賀県 17 6 17 6 17 6 17 長崎県 22 11 10 22 1 22 11 10 22 熊本県 22 5 2 22 3 22 5 2 22 大分県 9 10 9 10 9 10 9 宮崎県 2 6 3 5 2 6 3	26 111
熊本県 22 5 2 22 3 22 5 2 22 大分県 9 10 9 10 9 10 9 宮崎県 2 6 3 5 2 6 3	6
宮崎県 2 6 3 5 2 6 3	3
	5
沖縄県 32 3 15 17 3 32 3 15 17	30
札幌市 1 1 1 仙台市 1 1 1 1	1
さいたま市 7 1 5 2 1 7 1 5 2 千葉市 7 7 3 8 3 7 7 3 8	3
横浜市 51 10 51 10 51 11 51 川崎市 1 2 1 2 1 2 1	11 2
静岡市 9 30 4 9 1 25 9 30 4 9 1 名古屋市 6 12 5 1 12 6 12 5 1	25 12
京都市 31 7 5 31 1 1 34 7 5 34 1 大阪市 9 9 9 9 9	9
神戸市 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 8 7 8 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18 18 7 18	
北九州市 7 6 2 7 4 8 6 2 8 福岡市 1 2 1 2 1 2 1 2 1	4
函館市 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	1
秋田市 2 2 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	2
Thi	4
デルロル リ	1
- Bin (Bin Pin Pin Pin Pin Pin Pin Pin Pin Pin P	5
特徴原中 2 12 7 2 3 2 12 7 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3	3
金沢市 2 1 2 1 2 1 2	1
長野市 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	6
浜松市 12 7 1 10 2 6 13 7 1 11 2 豊橋市 1 1 1 1 1	6 1
网崎市 4 4 1 1 4 豊田市 3 3 4 4	
堺市 4 11 7 8 4 11 7 高槻市 2 2 2 2	8
東大阪市 2 2 2 2 2 2 2 2 姫路市 3 3 1 3 2 3 8 1 3	2 7
奈良市 12 2 1 12 1 13 2 1 13 和歌山市 31 2 31 2 31 2 31	2
岡山市 9 7 5 8 1 2 9 7 5 8 1 倉敷市 10 3 3 10 11 3 3 11	2
福山市 11 7 6 10 2 14 7 6 13 下開市 1 1 1 1 2 1 1 2	2
高松市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3
Table 1	8
Table Tab	
宮崎市 2 3 3 2 2 3 3 2	1
唐児島市 9 10 10 9 10 11 10 9 10 11 10 9	9

表 - 11(1) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	カ−パイト゚	法アセチレンぴ	の製造の	用に供す	るアセチレンジ	 大浄施設			ルモノマーの製 二塩化エチレ					発棄物焼却 湿式集じ あって、流	ん施設及	び灰の貯	留施設で	- -
-	平成18 31日5 未報告				した事業 [‡] 0日までの		31日3	8年3月 現在の 事業場数			した事業 ^は 0日までの		31日ヨ	8年3月 見在の 事業場数		記に計上 (18年6月3		
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定 1	報告 1		廃止等	未測定
青森県 岩手県																		
宮城県 秋田県																		
山形県福島県													1			1		
茨城県 栃木県													1			4		2
群馬県													3			3		
埼玉県 千葉県													1				1	
東京都 神奈川県													1			1		
新潟県 富山県		1	1										1	5	4			2
石川県 福井県								<u> </u>										
山梨県 長野県																		
岐阜県 静岡県													2 8		1	2 8		2
愛知県								1	1				4 2	i	1	3		4
滋賀県 京都府								<u> </u>					1			1		Ĭ
大阪府													2	4	- 1	2		
兵庫県 奈良県														1	1			
和歌山県								<u> </u>						1	1			
島根県 岡山県													1			1		
広島県 山口県														!				
徳島県 香川県																		
愛媛県 高知県														1	1			
福岡県 佐賀県													1	3	3	1	1	
長崎県														<u> </u>				
大分県													1	 		1		
宮崎県鹿児島県																		
沖縄県 札幌市																		
仙台市 さいたま市																		<u> </u>
千葉市 横浜市														1	1			
川崎市 静岡市								<u> </u>					1	1		1		1
名古屋市 京都市													1			1	1	
大阪市 神戸市																		
広島市 北九州市																		
福岡市								<u> </u>						ļ 				
函館市 旭川市																		
秋田市 郡山市																		
いわき市 宇都宮市								ļ						<u> </u>				
川越市 船橋市																		
横須賀市 相模原市																		
新潟市 富山市																		E
金沢市長野市																		ĺ
岐阜市 浜松市								İ										
豊橋市								İ										ļ
豊田市								<u> </u>										<u> </u>
堺市 高槻市																		
東大阪市 姫路市																		
奈良市 和歌山市																		
岡山市 倉敷市																		
福山市下関市																		
高松市								ļ										
高知市長崎市								İ						<u> </u>				
熊本市								 						 				
大分市 宮崎市																		
鹿児島市		1		<u> </u>	:	•	l	!			<u> </u>			!			3	14

表 - 11(2) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設						(他記文程(共) - 有 70/類の破壊の用に供する施設のうちプラブス反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設					
	平成18年3月 31日現在の 未報告事業場数 休止 未測定		左記に計上した事業場の 平成18年6月30日までの状況 報告 ! 休止 ! 廃止等! 未測定			平成18年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成18年6月30日までの状況 報告 休止 廃止等 未測定				平成18年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成18年6月30日までの状況					
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
青森県 岩手県																			
宮城県 秋田県																			
山形県 福島県																			
茨城県 栃木県								1				1		<u> </u>			-		
群馬県 埼玉県													1			1	-	 	
千葉県 東京都													1			1		<u> </u>	
神奈川県新潟県													'						
富山県														1	1				
石川県 福井県																			
山梨県 長野県																			
岐阜県 静岡県																			
愛知県 三重県	1					1								2	2				
滋賀県 京都府											<u> </u>					<u> </u>		<u> </u>	
大阪府 兵庫県																		<u>L</u>	
奈良県 和歌山県														İ					
鳥取県島根県																			
岡山県 広島県														ļ				 	
山口県																			
徳島県香川県																			
愛媛県 高知県																			
福岡県 佐賀県														 					
長崎県 熊本県																			
大分県 宮崎県																		<u> </u>	
鹿児島県 沖縄県																			
札幌市 仙台市																			
さいたま市																		<u></u>	
横浜市																			
川崎市 静岡市																			
名古屋市 京都市																			
大阪市 神戸市																			
広島市 北九州市																-	-	!	
福岡市 函館市												-							
旭川市 秋田市													1	i				1	
郡山市																			
宇都宮市														İ				<u> </u>	
船橋市 横須賀市																			
相模原市																			
新潟市富山市														<u> </u>					
金沢市 長野市												<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
岐阜市 浜松市																			
豊橋市 岡崎市														ļ !				<u> </u>	
豊田市 堺市														<u> </u>				-	
高槻市東大阪市																			
姫路市 奈良市														<u> </u>				<u> </u>	
和歌山市																	<u> </u>		
倉敷市																		<u> </u>	
福山市 下関市																			
高松市 松山市																			
高知市 長崎市				L							L-					L [_]	<u>L</u> —	L	
熊本市 大分市																			
宮崎市 鹿児島市																			
合計	1	0	0	0				1 1 目から						3	3	2	2 0	1	

表 - 11(3) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		K質基準対							合		<u> </u>	
	平成1	事業場か 8年3月 現在の	左記	己に計上	した事業は	易の	平成18	8年3月 見在の	左記に計上した事業場の			
	未報告	現在の 事業場数 未測定	平成1		0日までの		未報告	事業場数	平成1	8年6月30)状況 :未測定
北海道	WILL	不用足	ŦX□	МЩ	廃止守	不用足	МШ	<u> </u>	1	WIL	廃止守	不 例 足
青森県 岩手県												
宮城県 秋田県												
山形県							1			1		
福島県 茨城県							1	6		4		3
栃木県 群馬県	1			1			4 1			4 1		
埼玉県										'		
千葉県 東京都							1			1	1	<u> </u>
神奈川県							1			1		
新潟県 富山県		2	2				1	8 1	7 1			2
石川県		į										
福井県 山梨県		i I										
長野県 岐阜県							2			2		
静岡県							8	3	1	8		2
愛知県 三重県		1	1				5 2	9	5	3		
滋賀県							1		J	1		<u> </u>
京都府 大阪府							2			2		
兵庫県								1	1			
奈良県 和歌山県								1	1			
鳥取県							1			- 1		
島根県 岡山県		! !					1			1		
広島県 山口県												
徳島県												
香川県 愛媛県		!										
高知県								1	1			
福岡県 佐賀県					<u> </u>		1	3 1	3	1	1	<u> </u>
長崎県		İ						·		'	·	
熊本県 大分県							1			1		
宮崎県		Ì			<u> </u>							<u> </u>
鹿児島県 沖縄県												
札幌市												
<u> 仙台市</u> さいたま市												
千葉市 横浜市					<u> </u>			1	1			-
川崎市												
静岡市 名古屋市							1			1	1	1
京都市							1			1		
大阪市 神戸市												<u> </u>
広島市												
北九州市 福岡市		•			<u> </u>							
函館市												
旭川市 秋田市		i					1					1
郡山市	1			1			1			1		
いわき市 宇都宮市												
川越市												lacksquare
船橋市 横須賀市												
相模原市 新潟市					<u> </u>							
富山市		İ										
金沢市 長野市		<u> </u>			 							<u> </u>
岐阜市												
<u>浜松市</u> 豊橋市												
岡崎市												
<u>豊田市</u> 堺市					 							-
高槻市												
東大阪市 姫路市					 							-
奈良市												
和歌山市 岡山市												-
倉敷市												
福山市 下関市												
高松市												
松山市 高知市												
長崎市 熊本市					lacksquare							
大分市												
宮崎市 鹿児島市		$\vdash \neg$										<u> </u>
	2	3	3	2	0	0	39	37	22	34	3	17